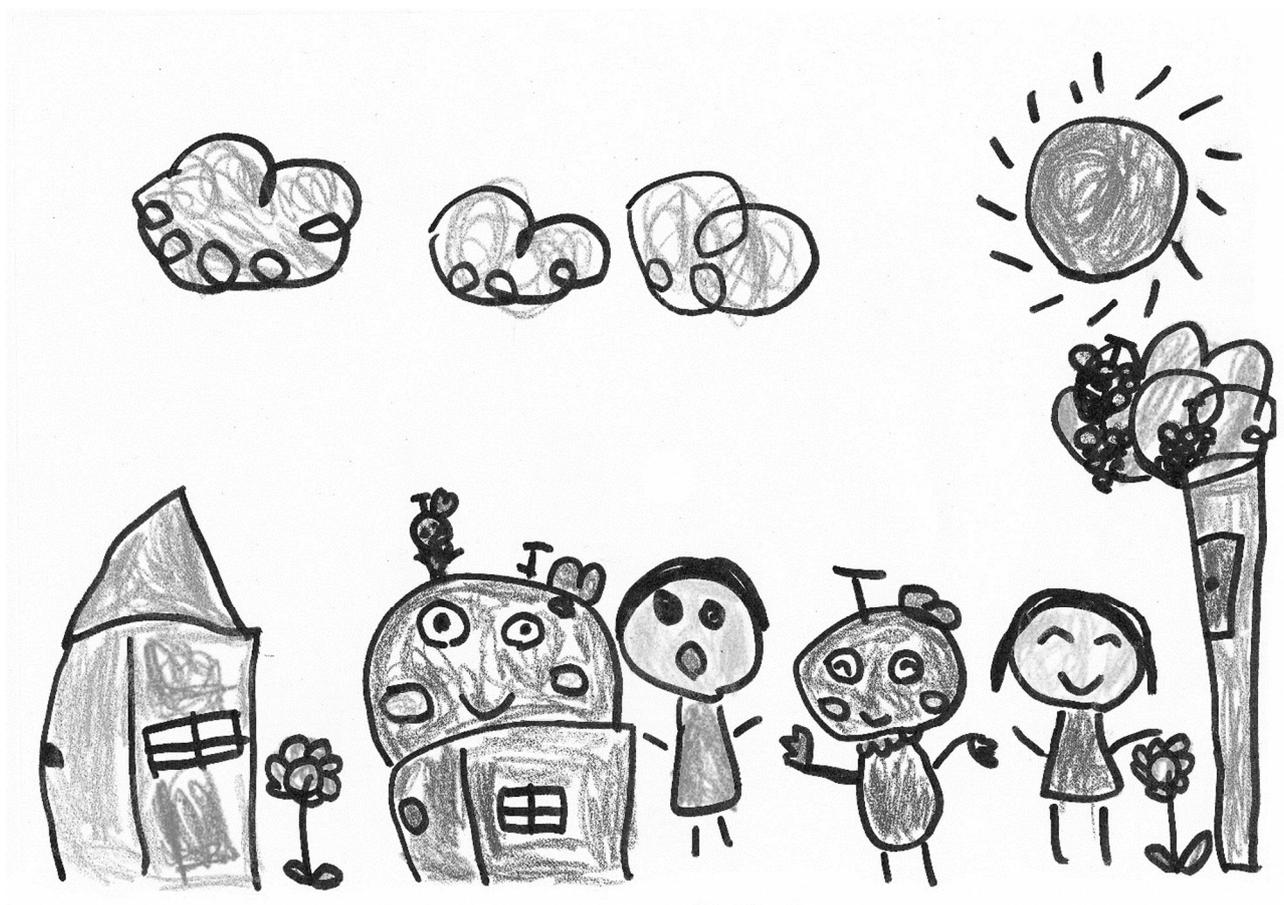


はびきのこども夢プラン

羽曳野市子ども・子育て支援事業計画(第2期)

羽曳野市次世代育成支援行動計画(後期)

羽曳野市母子保健計画(後期)



令和2年3月

羽曳野市

はじめに

我が国における急速な少子化の進行をはじめ、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯の子どもへの貧困の連鎖、若年層におけるひきこもり等、子どもと家庭を取り巻く環境は、大きく変化しています。

そのような中で、保護者が喜びを感じながら子どもと向き合い、すべての子どもたちが豊かな愛情のもとで健やかに成長していく社会をつくる必要があります。

国においては、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月から幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

本市においても、平成 27 年度に「はびきのこども夢プラン」を策定し、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支える環境づくりを進めてきました。

こうした背景のもと、前回計画の考え方を継承しつつ、その進捗状況を踏まえて、新たな課題に向けた施策の充実を図るため、第 2 期計画・後期計画として策定しました。

「ひとりじゃないよ！いっしょに育とう」は、本市の子育て支援における大切な思いであり、願いです。子どもたち一人ひとりが将来に希望を持ち、未来の夢を育むことができ、地域みんなで子どもたちを見守り、育てていけるよう、諸施策の推進に取り組んでまいりたいと存じます。

最後に計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました羽曳野市こども夢プラン推進委員の皆様、アンケート調査や団体調査、パブリックコメントにご協力いただいた市民・団体の皆様にお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

羽曳野市長 **北川嗣雄**

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の対象.....	4
4. 計画の期間.....	4
5. 計画の策定体制.....	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	6
1. 本市の人口等子どもに関する状況.....	6
2. ニーズ調査の結果.....	16
3. 前回計画の進捗状況.....	31
4. 前回計画の重点プロジェクトの成果と課題.....	40
5. 本計画策定に向けた羽曳野市の課題の整理.....	44
第3章 計画の方向性.....	47
1. 基本理念.....	47
2. 本計画の体系.....	48
3. 基本的な視点.....	49
4. 基本目標.....	50
第4章 子育て支援の充実に向けた施策展開.....	52
重点施策1 教育・保育の質と量の充実.....	52
重点施策2 包括的かつ切れ目のない支援体制の充実.....	54
重点施策3 子どもの居場所づくりと子どもの安心安全対策.....	57
計画の施策体系.....	59
基本目標1 生まれてくる喜びを親子で分かち合うことができる環境づくり.....	60
基本目標2 楽しいことがいっぱい幼児期を過ごすことができる環境づくり.....	62
基本目標3 のびのび育ち、楽しく学べる学童期を過ごすことができる環境づくり.....	63
基本目標4 希望に満ちた思春期を過ごすことができる環境づくり.....	65
基本目標5 未来に向けての青年期を過ごすことができる環境づくり.....	66
基本目標6 一人ひとりの子どもの育ちを守る環境づくり.....	67
基本目標7 支援が必要な家庭を支える環境づくり.....	68
基本目標8 地域で子育てを支える環境づくり.....	70

第5章 子育て支援や家庭への支援の充実.....	71
1. 就学前の教育・保育の提供区域の設定.....	71
2. 人口推計.....	72
3. 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	73
4. 新・放課後子ども総合プラン.....	81
5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容.....	83
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容.....	83
7. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	83
8. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する大阪府との連携.....	83
9. 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携.....	83
第6章 母子保健計画.....	84
1. 評価と今後の方向性.....	84
2. 基盤課題.....	87
3. 重点課題.....	90
第7章 計画の推進に向けて.....	92
1. 市民や地域、関係団体等との協働.....	92
2. 庁内の推進体制.....	92
3. 計画の進行管理.....	92
資料.....	93
1. 子育て支援関連事業一覧.....	93
2. 羽曳野市こども夢プラン推進委員会規則.....	108
3. 羽曳野市こども夢プラン推進委員会委員名簿.....	110
4. 羽曳野市こども夢プラン推進委員会開催経過.....	111
5. 諮問書.....	112
6. 答申書.....	113
7. 計画素案に対するパブリックコメントでの市民意見.....	115



計画に挿入されている絵は、市内公立幼稚園・認定こども園に通う5歳児の皆さんの絵です。
みんなが笑顔になる「つぶたんのくに」をテーマに絵を募集しました。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

近年、我が国で依然として少子化が続いており、経済状況や企業経営を取り巻く環境も厳しい中、女性の就業率の高まりに伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育てに不安を抱える保護者の増加等、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

このような中で、若い世代が素敵な出会いに希望を持ち、出産・子育てに不安なく、希望を持つことができるよう、引き続き社会全体で支え合う子育て支援を推進していく必要があります。

国の動きとしては、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度より「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられていました。

さらに平成29年12月、令和2年度末までに全国の待機児童を解消し、女性の就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備する「子育て安心プラン」が前倒しで実施されることが決まりました。

また、平成30年9月に公表された「新・放課後子ども総合プラン」において、待機児童解消に向け、令和3年度末までに全国で約25万人分の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の整備が求められています。

児童虐待に関することとしては、児童福祉法の改正を受けて、社会的養育支援の見直しや、体罰によらない子育てに関する理解の普及や早期予防・早期発見、虐待発生時の迅速な対応等の児童虐待防止対策の充実が求められています。

このほか、近年の国際化の進展に伴い、外国につながる子どもの育ちを支え、円滑に教育・保育を利用できるよう配慮することがより一層必要となっていきます。

令和元年5月には、子ども・子育て支援法が改正され、同年10月1日より幼児教育・保育の無償化が始まり、利用給付の円滑な提供体制の確保を図るとともに、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下、「基本指針」という。）も改正されました。

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする『はびきのこども夢プラン』（以下、「本計画」という。）は、これからの教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた計画であり、「子どもの最善の利益」を最優先にしつつ、前回計画の進捗状況等を踏まえ、今後5年間を見据えた子ども・子育てに関する施策の充実や子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支え合う環境づくりを総合的に推進するため策定しました。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、法定計画として策定するものであり、本市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた計画として策定するものです。また、子ども・子育て支援法に規定されていない本市の子育て支援に必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「羽曳野市次世代育成支援行動計画」「羽曳野市母子保健計画」、さらに「羽曳野市ひとり親家庭等自立支援計画」についても一体的に策定します。

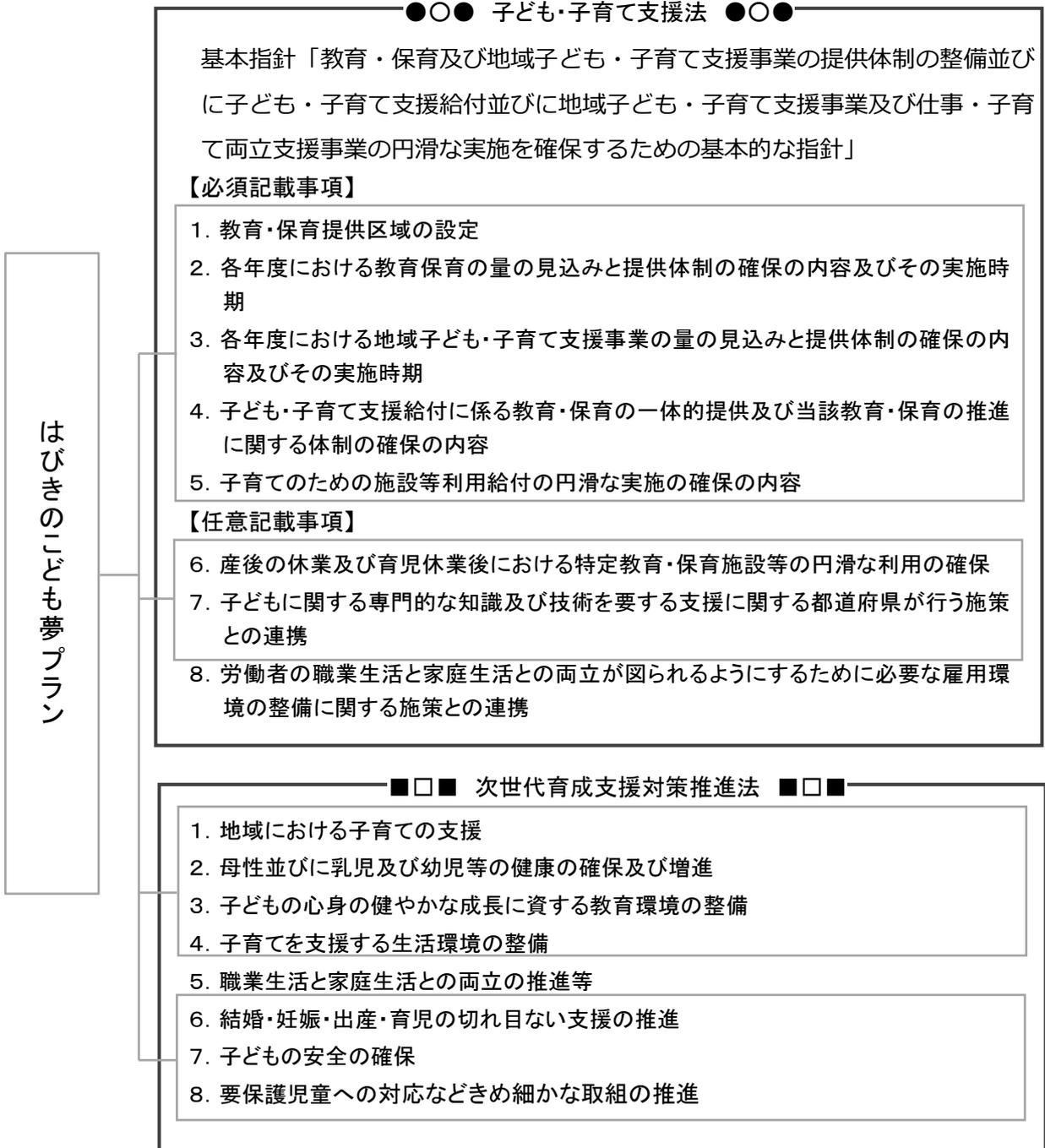
【子ども・子育て支援法(第六十一条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法(第八条)】

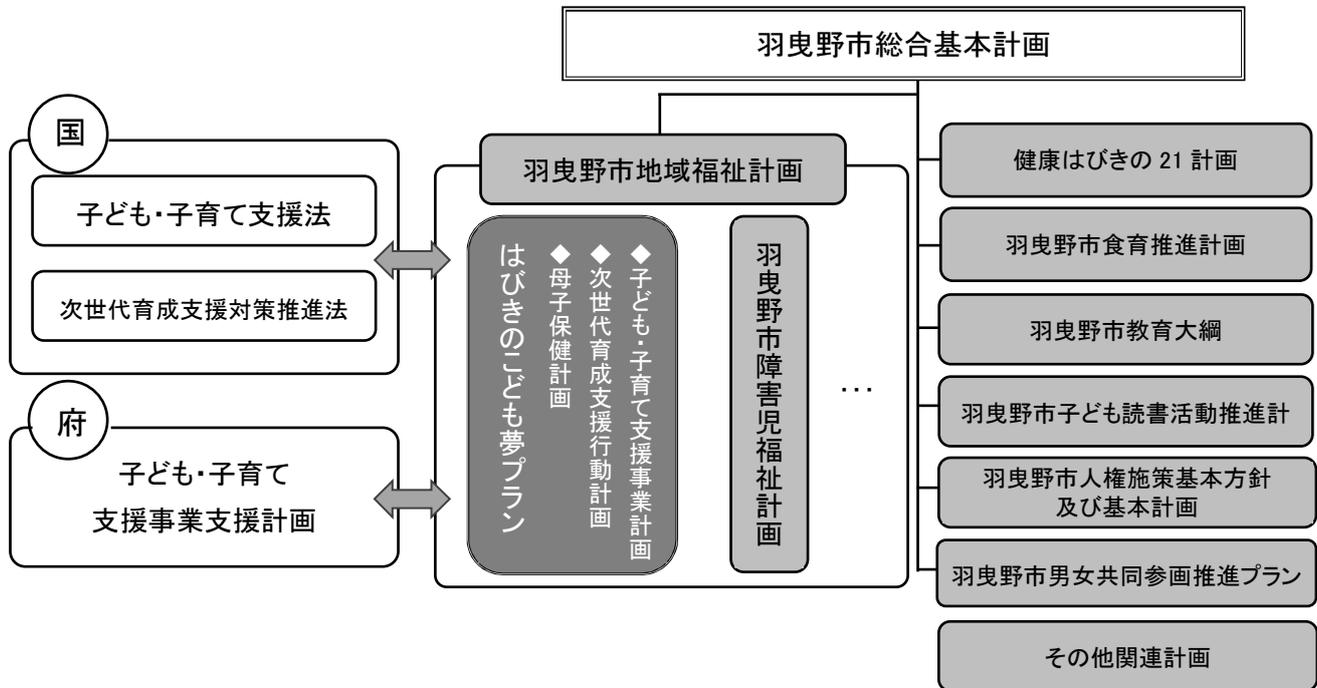
市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

(2)本計画に記載する主な内容



(3) 関連計画との関係

本計画は、関連する本市の他の計画に掲げる施策や事業について整合性を保ちながら、子ども・子育て支援に関する施策を総合的・一体的に推進していきます。



3. 計画の対象

本計画の対象は、妊娠期から乳幼児期を経て青年期に至るまでの、概ね18歳までの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、学校園、市民活動団体、事業者等も対象とします。

【子ども・子育て支援法(第六条)】

この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行うことがあります。

平成27年度	...	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
前回計画期間			本計画期間					次期計画期間	

5. 計画の策定体制

(1) 羽曳野市子ども夢プラン推進委員会(子ども子育て会議)

学識経験者、保健・福祉・教育等の関係者及び子育て当事者を含めた市民の代表者により構成し、本市の地域特性を活かした子育て支援を総合的・計画的に推進するため、計画案の審議を行いました。

(2) 羽曳野市子ども・子育て支援に関する調査

○羽曳野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(市民アンケート調査)

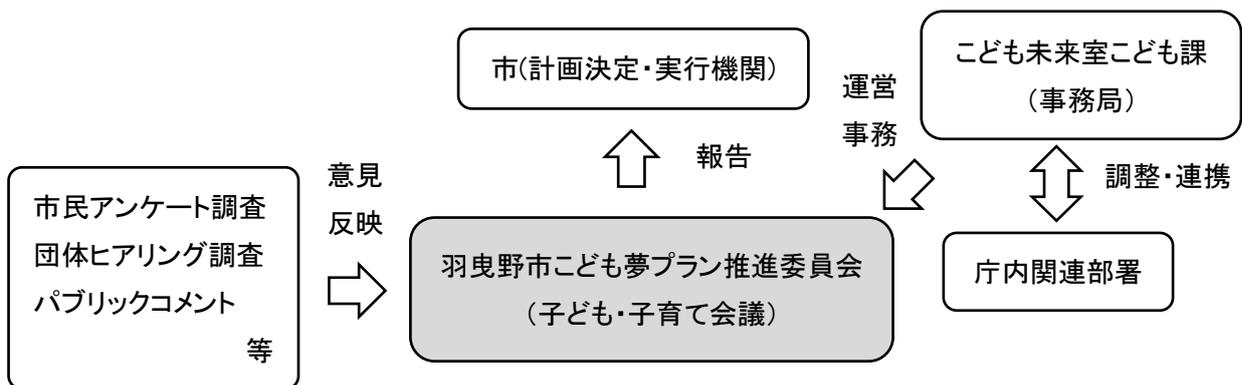
本計画の策定資料として、本市の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、「羽曳野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

○団体ヒアリング調査

ニーズ調査では把握しきれない「生の声」をお聞きし、教育・保育に関する現状やニーズ等について、きめ細かく意見を把握することを目的に、市内で子育て支援を実施している団体や利用者等へのヒアリング調査を実施しました。

○パブリックコメント

令和元年12月2日(月)から令和元年12月27日(金)にかけて、本計画素案の段階において、パブリックコメントを実施し、計画に対して広く意見を求めました。



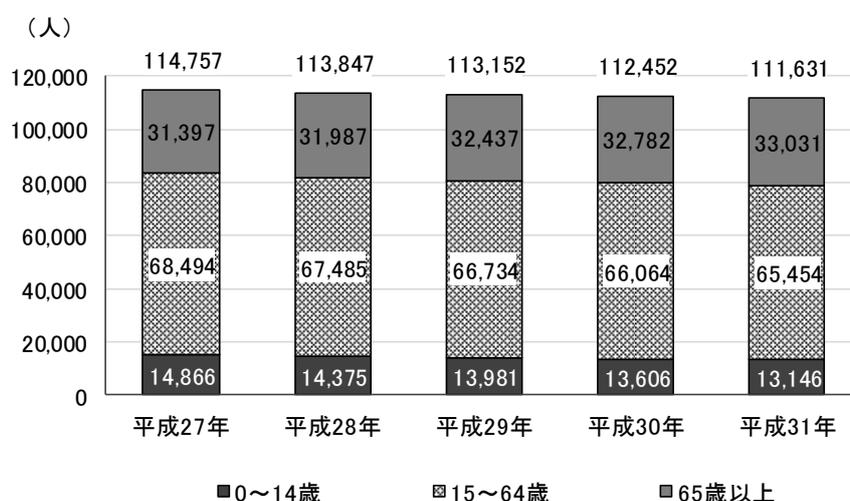
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 本市の人口等子どもに関する状況

(1)人口の推移

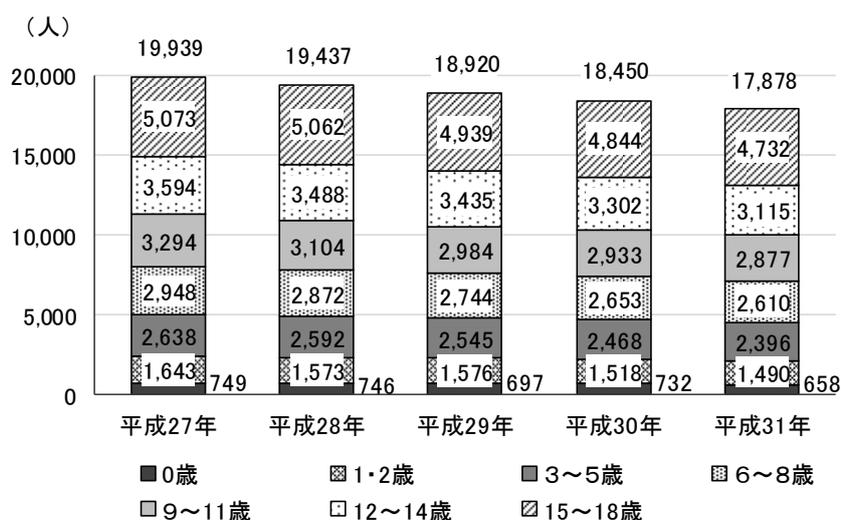
本市の人口は平成27年から平成31年にかけて、減少を続けており、平成31年で111,631人となっています。18歳以下の人口も市全体の人口と同様に減少を続けていますが、「0歳」「1・2歳」については増減を繰り返しながら推移しています。

■本市の年齢3区分の人口推移



資料:住民基本台帳(各年3月末)

■18歳以下の人口推移

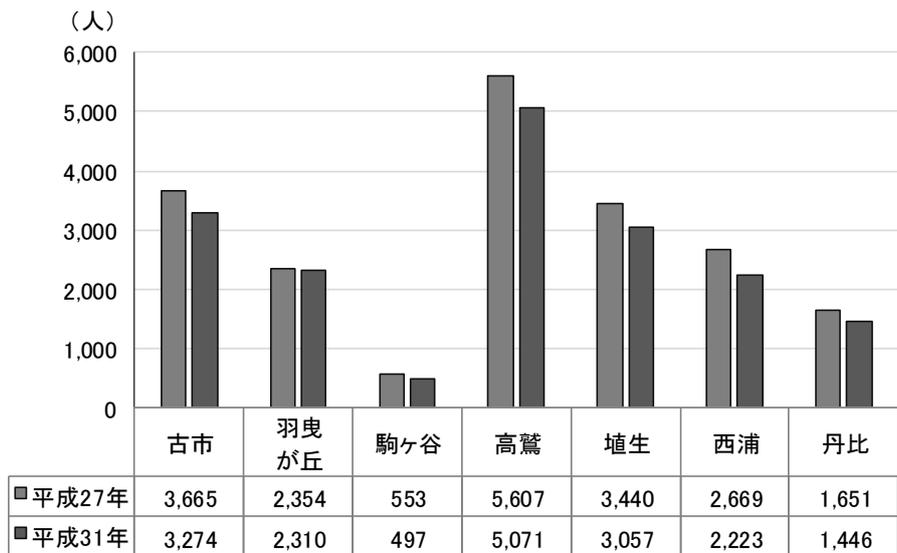


資料:住民基本台帳(各年3月末)

(2) 地区別の 18 歳以下人口

地区別の 18 歳以下人口は高鷲で 5,071 人と最も多く、次いで、古市で 3,274 人、埴生で 3,057 人となっています。平成 27 年度と比較すると、高鷲で 536 人減少、西浦で 446 人減少、古市で 391 人の減少となっています。

■ 地区別の 18 歳以下人口の推移



資料: 住民基本台帳(各年3月末)

■ 地区別 18 歳以下人口の年齢内訳

単位: 人

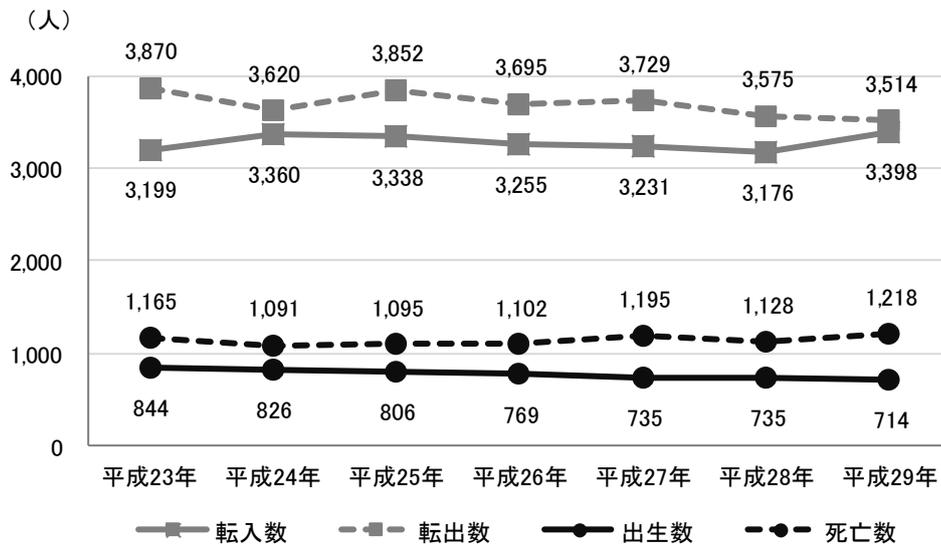
	古市	羽曳が丘	駒ヶ谷	高鷲	埴生	西浦	丹比	合計
0歳	128	52	12	214	126	61	65	658
1・2歳	297	168	41	433	263	163	125	1,490
3～5歳	454	314	65	701	427	253	182	2,396
6～8歳	454	380	62	756	461	306	191	2,610
9～11歳	497	478	89	783	454	366	210	2,877
12～14歳	569	425	99	867	504	389	262	3,115
15～18歳	875	493	129	1,317	822	685	411	4,732
合計	3,274	2,310	497	5,071	3,057	2,223	1,446	17,878

資料: 住民基本台帳(平成 31 年3月末)

(3)人口動態の状況

本市の人口動態は、社会動態（転入数・転出数）についてみると、いずれの年も転入数を転出数が上回る社会増の状況となっています。自然動態（出生数・死亡数）についても、出生数を死亡数が上回る自然増の状況となっています。

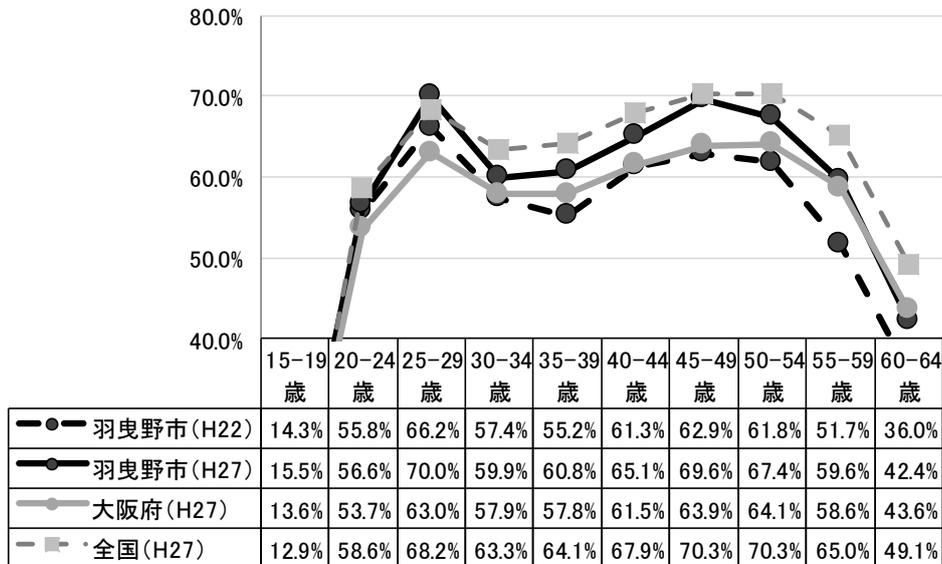
■人口動態の状況



資料：住民基本台帳人口移動報告

(4) 女性の就労状況

本市の女性の就業率は、平成 27 年と平成 22 年を比較すると、いずれの年齢においても上昇しています。また、大阪府平均と比べるとほぼいずれの年齢においても上回っているものの、全国平均と比べると 30 歳以上においては下回っており、とりわけ、出産・子育て期と重なる 30 歳から 39 歳にかけてのM字カーブの谷が深い状況です。



資料: 国勢調査

なお、「25-44 歳の女性の就業率 80%」という政府の目標に対して、本市の 25-44 歳の就業率は 63.8%となっています。

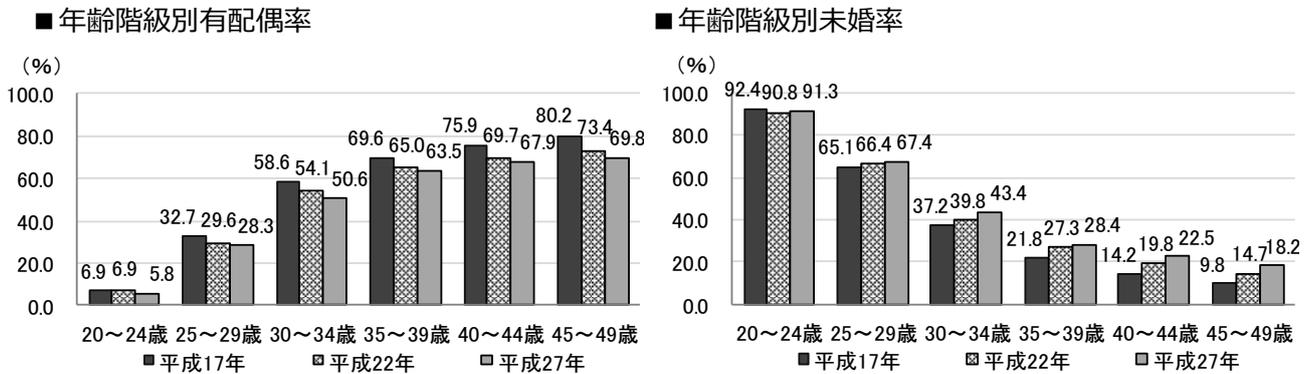
■ 25-44 歳の女性の人口と就業率

	羽曳野市	大阪府	全国
女性の人口	13,129 人	1,153,010 人	15,690,181 人
就業者数	8,382 人	692,666 人	10,344,404 人
就業率	63.8%	60.1%	65.9%

資料: 国勢調査(平成 27 年)

(5) 有配偶率と未婚率

有配偶率は、平成 27 年と 10 年前の平成 17 年とを比較すると、20-24 歳を除くいずれの年齢においても大きく低下しており、それに連動して未婚率は高くなっています。

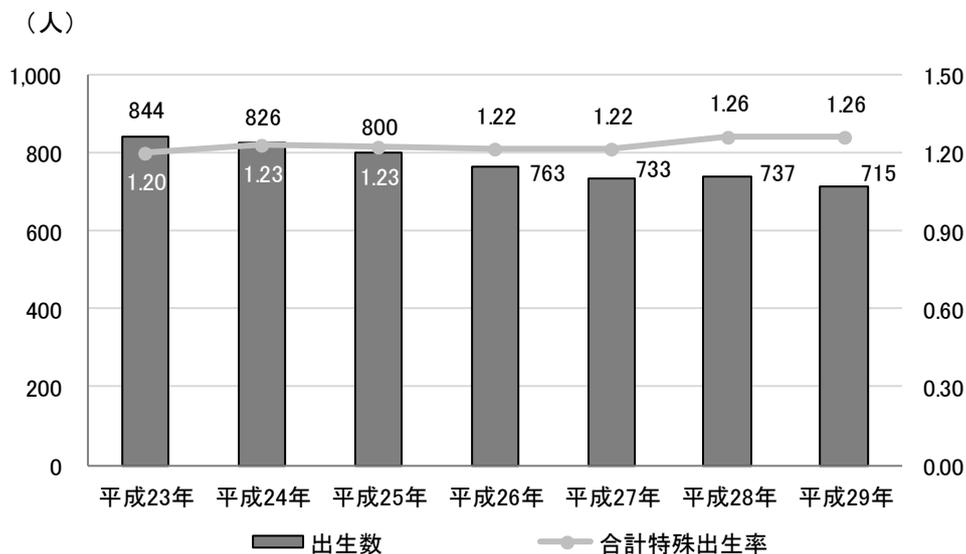


資料: 国勢調査

(6) 出生数と合計特殊出生率¹

出生数は平成 23 年の 844 人から、減少傾向が続いており、平成 29 年で 715 人となっています。合計特殊出生率は、平成 23 年の 1.20 から若干の増減はあるものの微増傾向となっており、平成 28 年、平成 29 年には 1.26 となっています。

■ 出生数と合計特殊出生率



資料: 大阪府人口動態調査(出生数)、住民基本台帳(女性の人口: 合計特殊出生率算出に使用)

¹合計特殊出生率: 1人の女性が15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を示す指標

(7) 幼稚園・保育所・認定こども園の状況

1号認定の幼稚園・認定こども園の状況は、主に幼稚園で大きく定員割れを起こしています。一方で、2号認定・3号認定の保育所・認定こども園の状況は、約半数の園で定員を上回る状況となっています。

■ 1号認定²の幼稚園・認定こども園の状況

単位：人

		定員	3歳	4歳	5歳	園児数
幼稚園						
公立	古市幼稚園	60		15	21	36
	駒ヶ谷幼稚園	80	9	4	5	18
	西浦幼稚園	90		7	12	19
	埴生幼稚園	60	17	20	13	50
	丹比幼稚園	65		11	20	31
	羽曳が丘幼稚園	126		31	13	44
	白鳥幼稚園	60		5	6	11
	高鷲南幼稚園	90		16	14	30
	古市南幼稚園	60		4	12	16
	恵我之荘幼稚園	60		12	21	33
	埴生南幼稚園	95		9	32	41
	西浦東幼稚園	60		7	7	14
	高鷲北幼稚園	60		0	0	0
私立	白鳩羽曳野幼稚園	350	73	76	98	247
認定こども園						
公立	こども未来館たかわし	120	47	37	37	121
私立	さかとはらはらこども園	15	0	0	0	0
	明の守ようきこども園	15	5	3	3	11
	高屋保育学園	15	5	6	4	15
合計		1,481	156	263	318	737

資料：羽曳野市（令和元年5月1日現在）

※ 定員超過を塗りつぶしています。

² 1号認定：子どもが満3歳以上で、幼稚園、認定こども園で教育を希望する人

■ 2号認定³、3号認定⁴の保育所・認定こども園の状況

単位：人

		定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	園児数
保育所									
公立	下開保育園	100	6	10	17	17	19	16	85
	軽里保育園	100	5	17	18	20	20	26	106
	島泉保育園	100			17	18	15	17	67
	はびきの保育園	100	5	13	18	20	23	22	101
	向野保育園	240	8	29	35	48	55	48	223
私立	高鷲保育園	150	12	31	34	33	32	31	173
	誉田保育園	130	10	23	28	32	36	31	160
	郡戸保育園	120	10	24	22	27	28	28	139
	四天王寺悲田院保育園	160	11	32	34	35	35	32	179
	あおぞら保育園	120	9	22	25	28	29	31	144
	ベビーハウス社協	120	9	18	24	24	21	24	120
認定こども園									
公立	こども未来館たかわし	40				10	9	8	27
私立	さかとかがはらこども園	180	11	29	35	38	40	38	191
	明の守ようきこども園	160	17	28	30	24	23	20	142
	高屋保育学園	120	8	27	28	23	25	25	136
他市委託			1	3	5	5	6	4	24
合計		1,940	122	306	370	402	416	401	2,017

資料：羽曳野市（平成 31 年4月1日現在）

※ 定員超過を塗りつぶしています。

³ 2号認定：子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園で保育を希望する人

⁴ 3号認定：子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園、小規模保育等で保育を希望する人

(8) 小学校の児童数・中学校の生徒数

小学校の児童数は、全小学校で 5,361 人となっており、最も児童数の多い羽曳が丘小学校で 899 人、最も少ない駒ヶ谷小学校で 91 人となっています。

中学校の生徒数は、全中学校で 2,762 人となっており、最も生徒数の多い峰塚中学校で 907 人、最も少ないはびきの埴生学園で 130 人となっています。

■ 小学校の児童数

単位：人

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全学年
古市小学校	70	59	82	70	78	76	435
駒ヶ谷小学校	13	14	11	10	25	18	91
古市南小学校	35	48	41	39	52	44	259
西浦小学校	75	75	55	85	81	76	447
羽曳が丘小学校	131	139	124	167	186	152	899
白鳥小学校	50	49	38	52	44	57	290
はびきの埴生学園	58	44	39	51	49	48	289
丹比小学校	49	68	70	61	66	89	403
埴生南小学校	85	92	102	74	95	98	546
高鷲小学校	52	70	50	62	71	64	369
高鷲北小学校	55	48	49	49	58	55	314
高鷲南小学校	80	78	93	85	83	85	504
恵我之荘小学校	48	54	58	57	54	51	322
西浦東小学校	21	33	33	30	31	45	193
合計	822	871	845	892	973	958	5,361

資料：羽曳野市教育委員会（令和元年5月1日現在）

■ 中学校の生徒数

単位：人

	1年生	2年生	3年生	全学年
誉田中学校	117	147	142	406
峰塚中学校	277	301	329	907
はびきの埴生学園	43	37	50	130
河原城中学校	175	161	195	531
高鷲中学校	114	123	132	369
高鷲南中学校	142	147	130	419
合計	868	916	978	2,762

資料：羽曳野市教育委員会（令和元年5月1日現在）

(9) 特別な支援が必要な子どもの数(18歳未満)

障害者手帳等を持っている子どもの数は年々増加しており、平成30年度で400人となっています。

特に療育手帳の所持者数は年々増加しており、平成27年度の227人から平成30年度の289人と、3年間で62人増加しています。

■ 障害者手帳等を所有する子どもの数(18歳未満) <重複者あり> 単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体障害者手帳	82	82	86	72
療育手帳	227	237	264	289
精神障害者保健福祉手帳	29	30	33	39
合計	338	349	383	400

資料：羽曳野市(各年3月末)

(10) 外国籍の子どもの数(18歳未満)

外国籍の子どもの数は毎年50人程度で推移しています。

■ 外国籍別の子ども数(18歳未満) 単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
韓国・朝鮮	20	23	18	18	20
中国	8	8	9	11	11
ネパール	5	5	5	6	4
ベトナム	2	0	3	4	4
その他	11	12	14	12	13
合計	46	48	49	51	52

資料：羽曳野市

(11)児童虐待相談件数

児童虐待に関する相談件数は年々増加しており、本市の家庭児童相談担当による認知件数は平成27年度の27件から平成30年度の131件と、3年間で大きく増加しています。

全国でも年々増加しており、平成29年度では、平成27年度比約3割増の133,778件となっています。

また、「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」のガイドラインに基づいた本市の要保護児童の見守り件数についても、平成28年度に減少したものの、平成29年度に増加に転じ、平成30年度は181件となっています。

■児童虐待に関する相談件数

単位：件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
羽曳野市	27	73	96	131
大阪府	10,427	10,118	11,306	
全国	103,260	122,575	133,778	

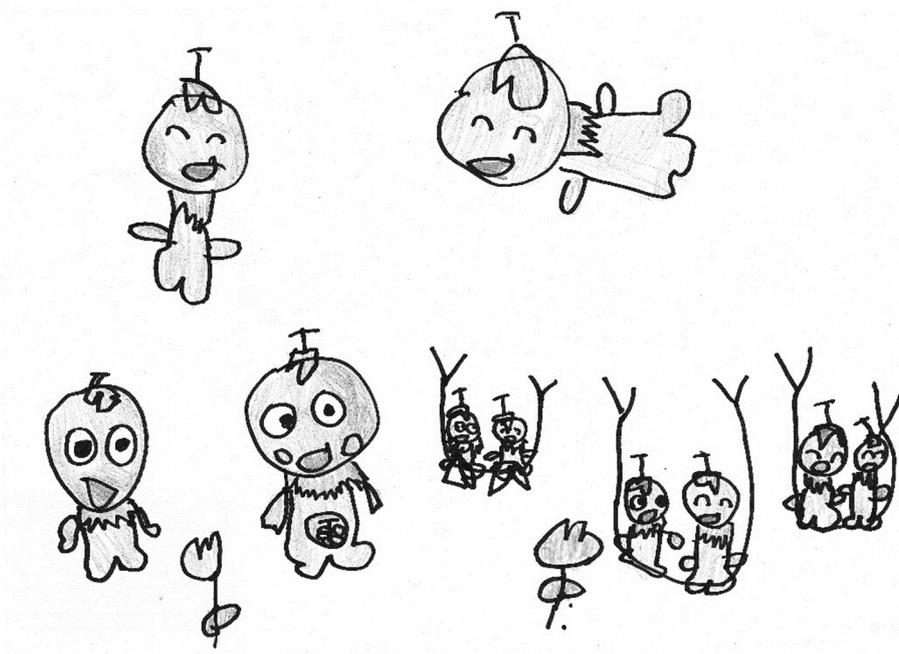
資料：羽曳野市、厚生労働省（厚生労働省福祉行政報告）

■児童虐待に関する見守り件数

単位：件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
羽曳野市	152	135	145	181

資料：羽曳野市



2. ニーズ調査の結果

(1) 実施概要

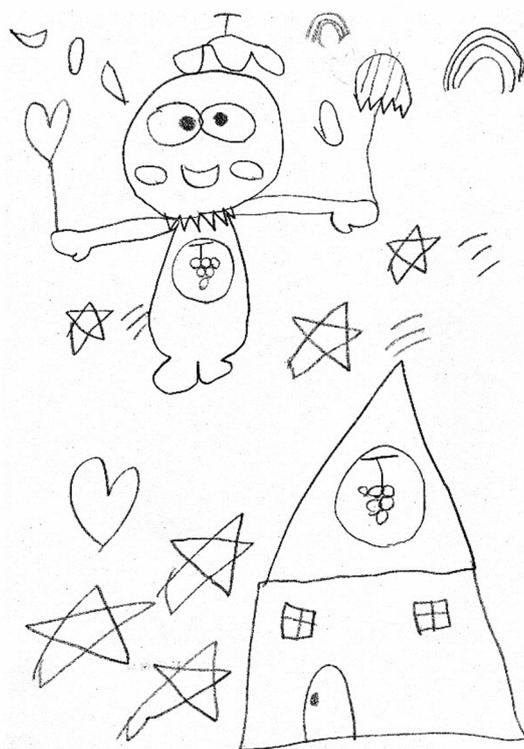
① 調査の目的

保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、住民意向調査（アンケート調査）として実施しました。

② 調査の実施方法と配布・回収状況

- 調査地域：本市内全域
- 調査対象者：本市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童調査）
本市内在住の「小学生児童」のいる世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：住民基本台帳より就学前児童、小学生児童のいる世帯を対象に無作為に抽出
- 調査期間：平成31年1月19日（土）～2月3日（日）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,300 件	711 件	54.7%
小学生児童	1,300 件	705 件	54.2%
合計	2,600 件	1,416 件	54.5%

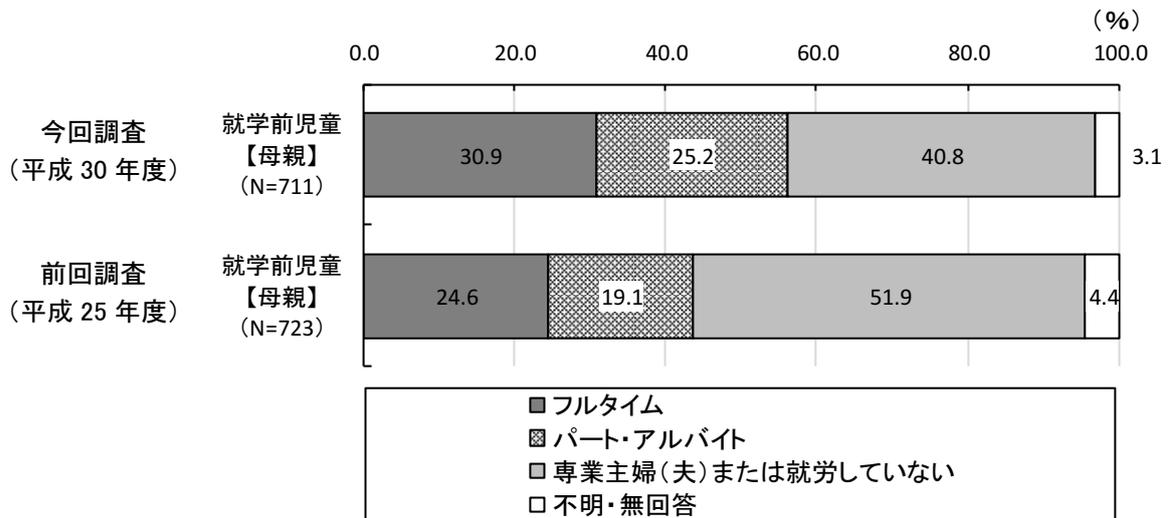


(2) 母親の就労状況

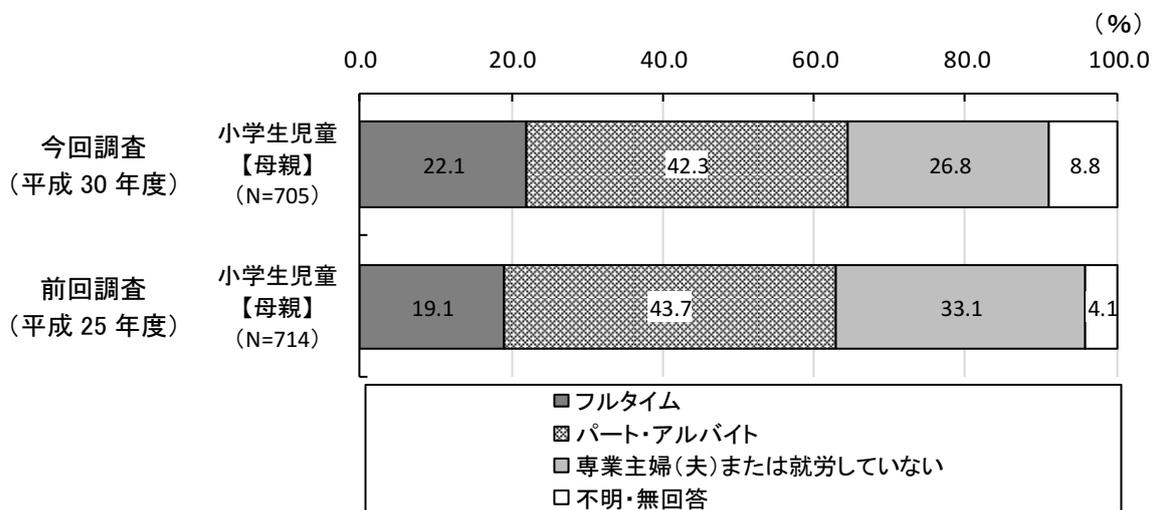
母親の就労状況は、平成 25 年度調査と比較して「フルタイム」または「パート・アルバイト」の割合が増加しています。

特に、就学前児童の母親の就労している割合の増加が顕著にみられます。

■ 就労状況の変化



※N=集計対象者総数

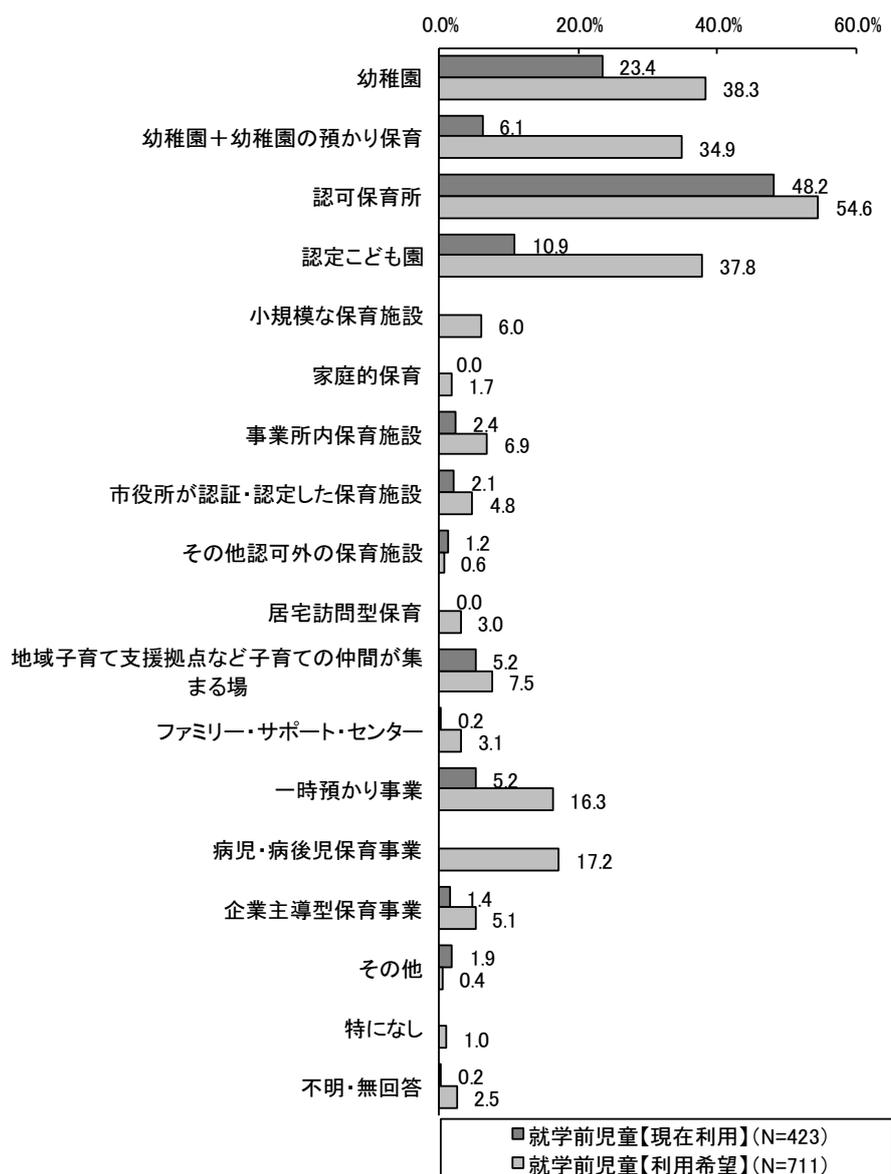


(3) 現在利用している定期的な教育・保育サービスと利用希望

現在利用している教育・保育サービスは「認可保育所」の割合が最も高く、利用希望も「認可保育所」の割合が最も高くなっています。

一方、利用希望について、現在との差が大きくみられるサービスは「幼稚園+幼稚園の預かり保育」で28.8ポイント、「認定こども園」で26.9ポイント高くなっています。

■ 現在利用している教育・保育サービスと利用希望 <複数回答>



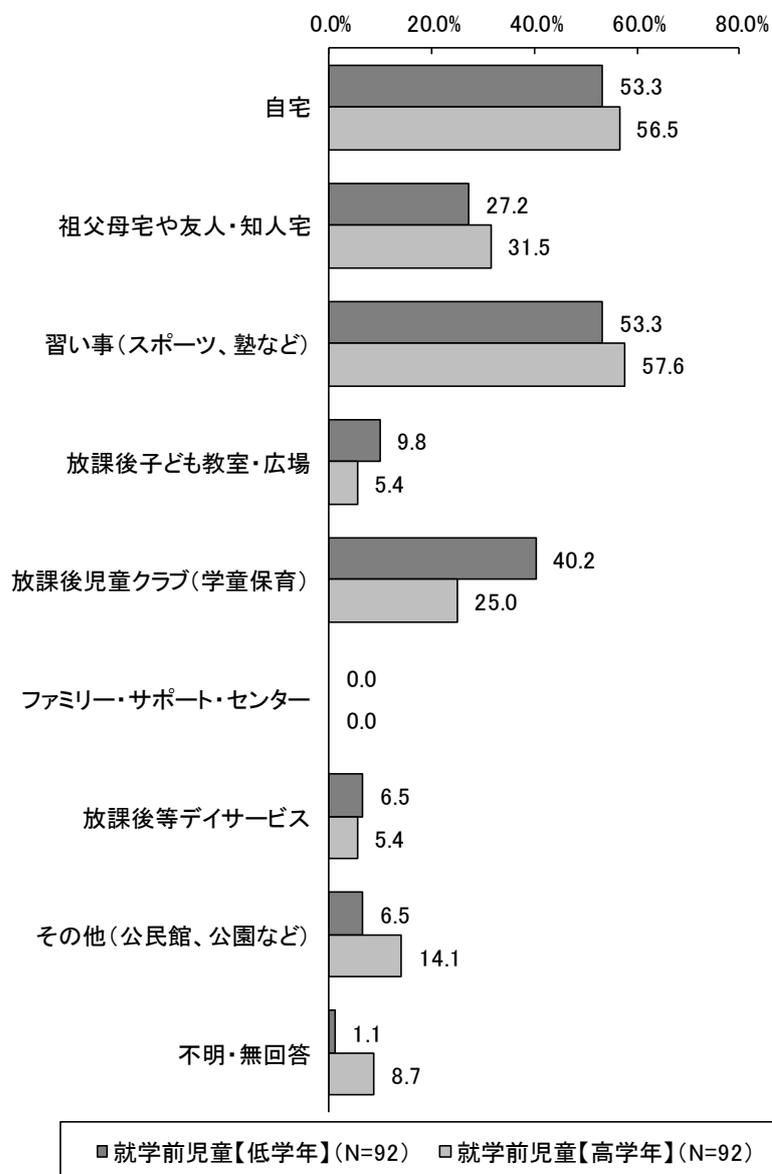
※「小規模な保育施設」「病児・病後児保育事業」の選択肢は、現在利用の設問には設けていません。

(4) 放課後の過ごし方

5歳児の保護者のみを対象とした、小学校就学後の低学年の間と、高学年の間で、放課後の過ごし方の希望については、低学年、高学年ともに「自宅」「習い事（スポーツ、塾など）」が高い割合を占める一方で、「放課後児童健全育成事業（学童保育）」の利用意向は低学年において40.2%の方が希望しています。

母親の就労割合が高まる中で、放課後児童健全育成事業（学童保育）の利用意向も高まることが予想されます。

■ 放課後の過ごし方（5歳児のみの限定設問） <複数回答>

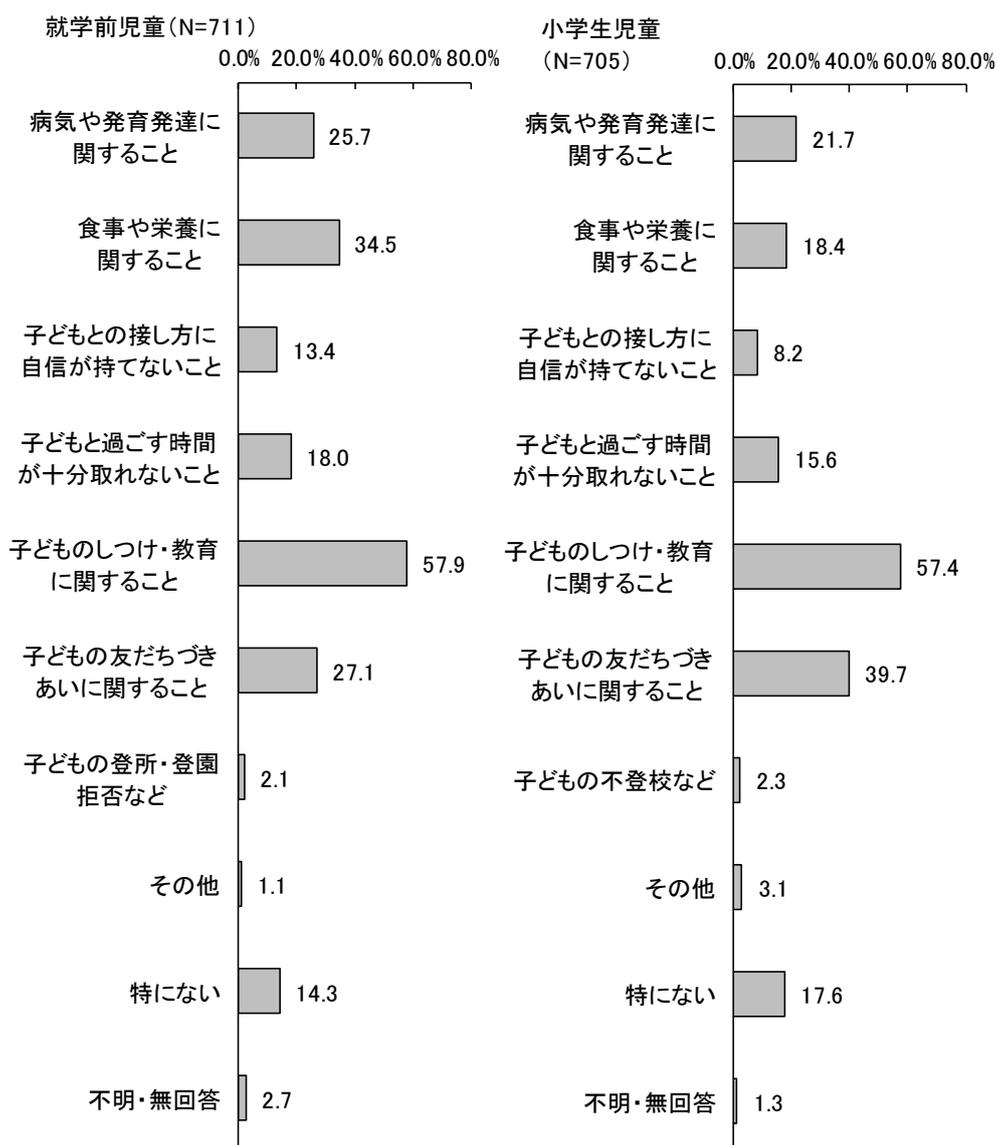


(5)子育てについての悩み(子どもに関すること)

子育てについての悩み(子どもに関すること)は、「子どものしつけ・教育に関すること」が就学前児童の保護者、小学生児童の保護者のいずれにおいても、最も高くなっています。

また、小学生児童については「子どもの友だちづきあいに関すること」が39.7%となっており、子どもの成長とともに、子どもの友だちづきあいについての悩みも増えてくることがうかがえます。

■子育てについて悩んでいること(子どもに関すること) <複数回答>

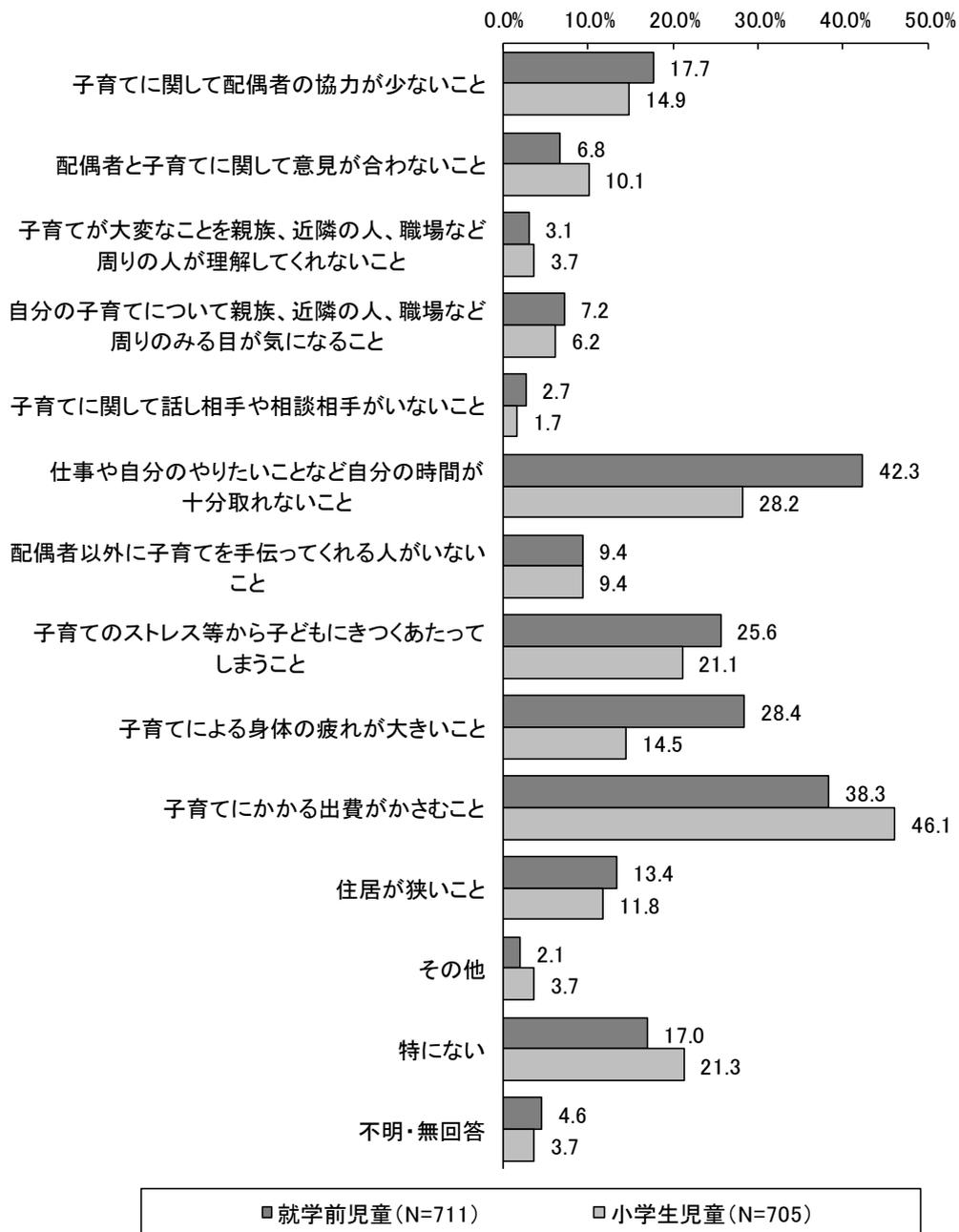


(6)子育てについての悩み(保護者自身に関すること)

子育てについての悩み(保護者自身に関すること)では、就学前児童の保護者では「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が42.3%と最も高く、ワーク・ライフ・バランスについての悩みが高いことがうかがえます。

小学生児童の保護者については「子育てにかかる出費がかさむこと」が46.1%と、最も高くなっています。

■子育てについて悩んでいること(保護者自身に関すること) <複数回答>

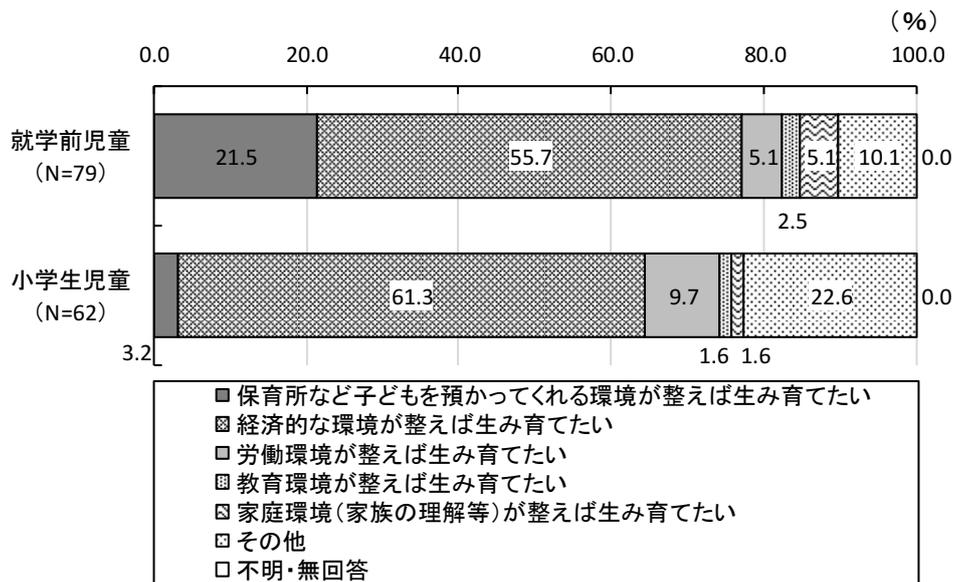


(7)さらに子どもを生み育てたいと希望する方の、希望をかなえるための環境整備

さらに子どもを生み育てたいと希望する方の、希望をかなえるための条件についてみると、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者のいずれにおいても、もう1人以上子どもを生むためには「経済的な環境が整えば生み育てたい」という割合が最も高くなっています。

先述の通り、子育てについて悩んでいることとして、「子育てにかかる出費がかさむこと」は就学前児童の保護者、小学生児童の保護者のいずれにおいても、高い割合を占めています。

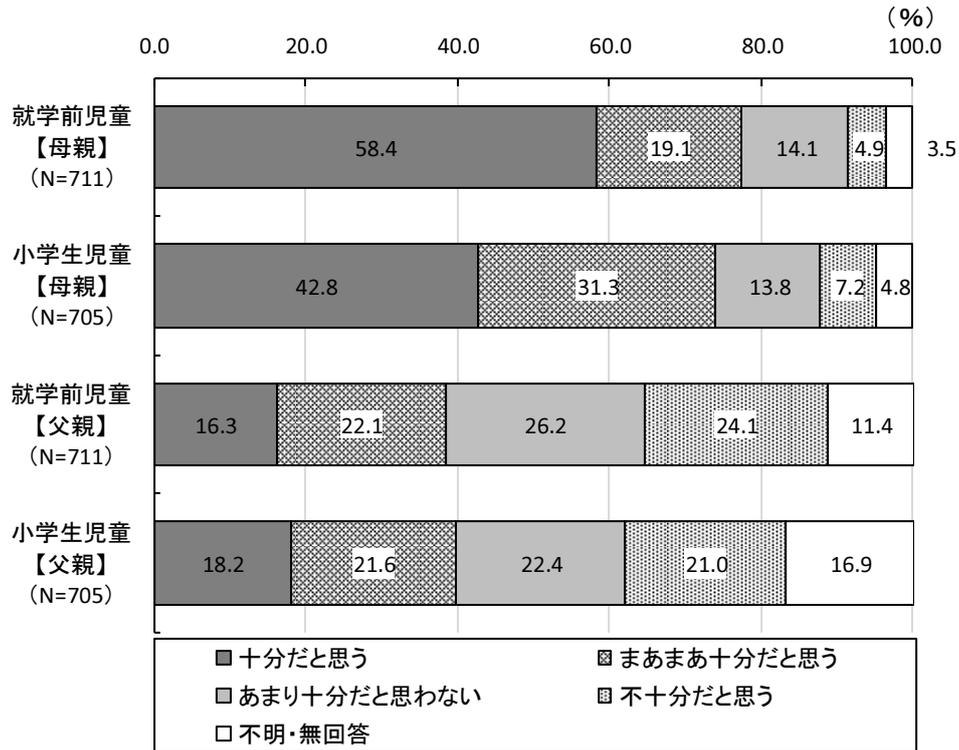
■もう1人以上子どもを生み育てたいと思う環境



(8)子どもと過ごす時間についての満足度【平日】

ワーク・ライフ・バランスの重要性が求められている中で、父親が平日に子どもと過ごす時間の満足度は、就学前児童、小学生児童のいずれにおいても『不十分』（「あまり十分だと思わない」と「不十分だと思う」の合計）が4割を超える高い割合となっています。

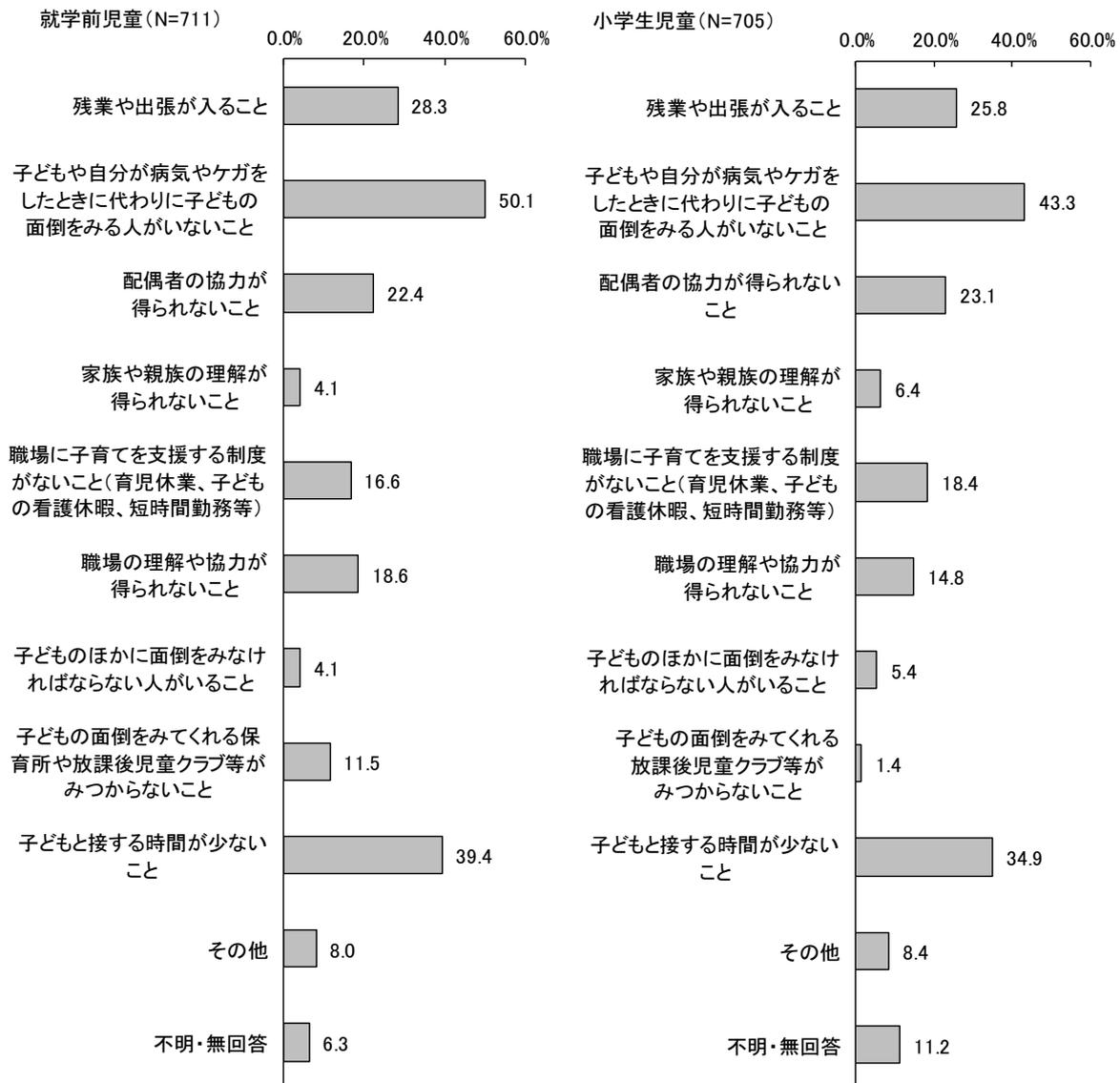
■子どもと過ごす時間についての満足度【平日】



(9) 仕事と子育てを両立する上での課題について

仕事と子育てを両立する上での課題としては、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者のいずれにおいても、「子どもや自分が病気やケガをしたときに代わりに子どもの面倒をみる人がいないこと」「子どもと接する時間が少ないこと」の割合が高くなっています。

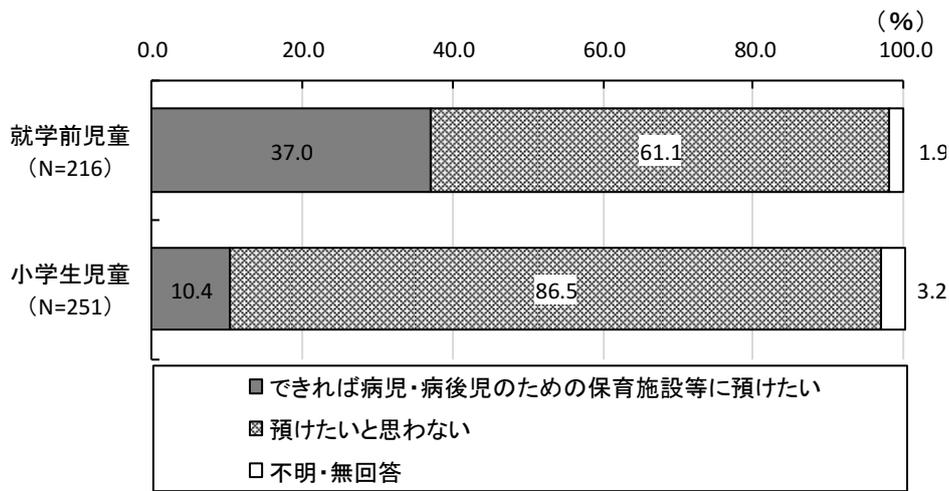
■ 仕事と子育てを両立する上での課題 <複数回答>



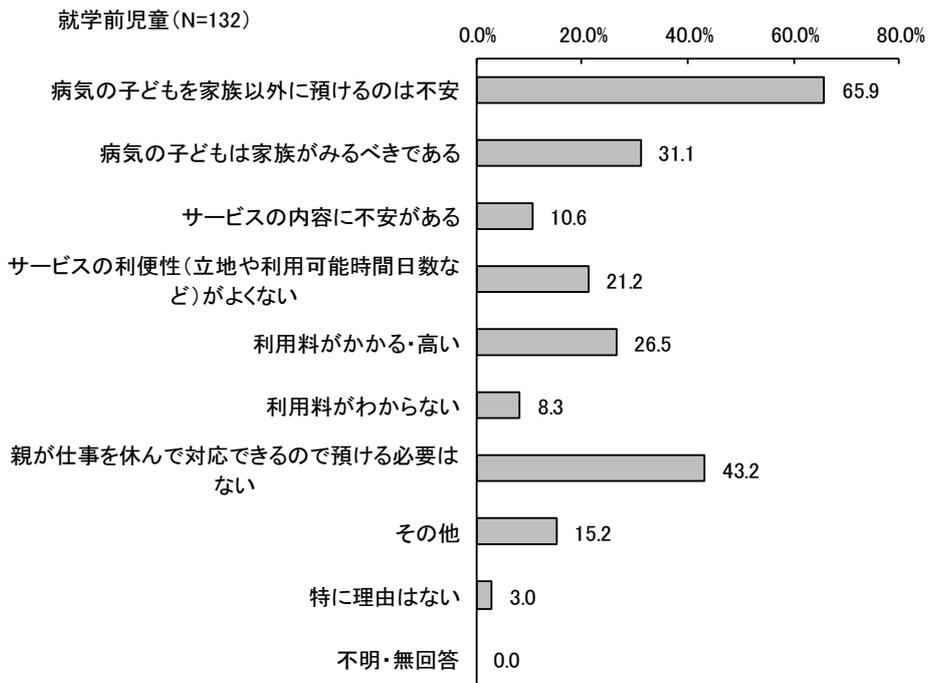
(10) 病児・病後児保育の利用希望について

定期的に利用したい教育・保育サービスの中で「一時預かり事業」「病児・病後児保育事業」の利用希望がある一方、病気の子どもを「預けたいと思わない」と回答した保護者は、就学前児童、小学生児童ともに6割を超えており、その理由として就学前児童では「病気の子どもを家族以外に預けるのは不安」という回答が65.9%と高くなっています。

■ 病児・病後児保育の利用希望（子どもの病気等で、父親または母親が仕事を休んで対応した方）



■ 預けたいと思わない理由 <複数回答>

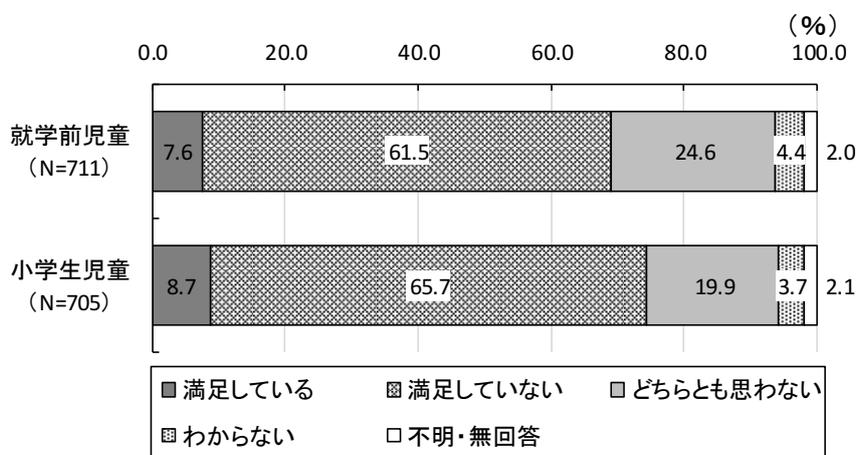


(11)子どもの遊び場について

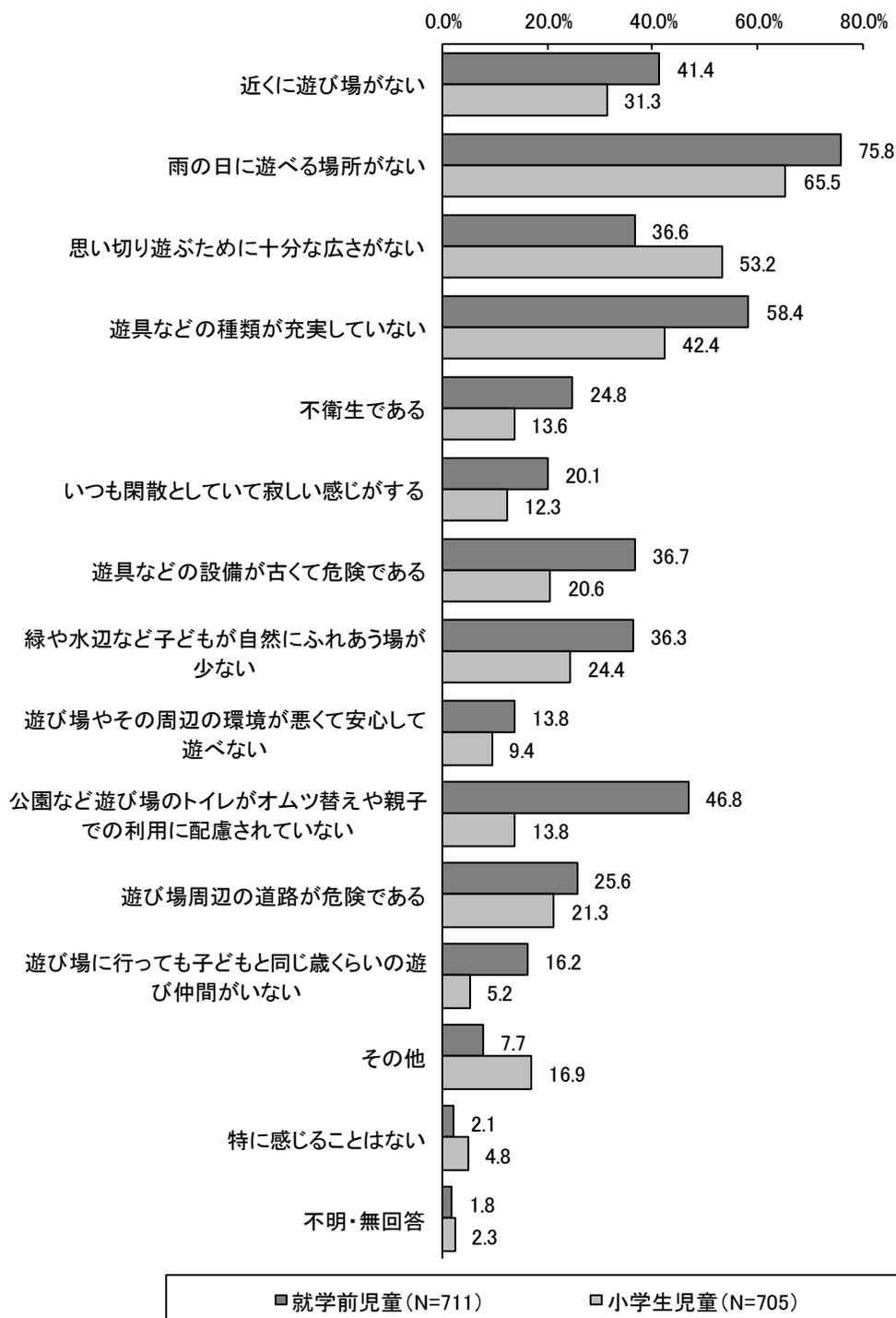
子どもの遊び場に関する満足度は、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者のいずれにおいても「満足していない」の割合が6割を超えて高くなっており、子どもの遊び場に関して日頃感じることでは、「雨の日に遊べる場所がない」についての回答がともに最も高くなっています。

また、就学前児童の保護者において、子どもとの外出の際に困ることや今までに困ったことについてみると、「買い物や用事等の合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない」が61.2%と最も高くなっています。

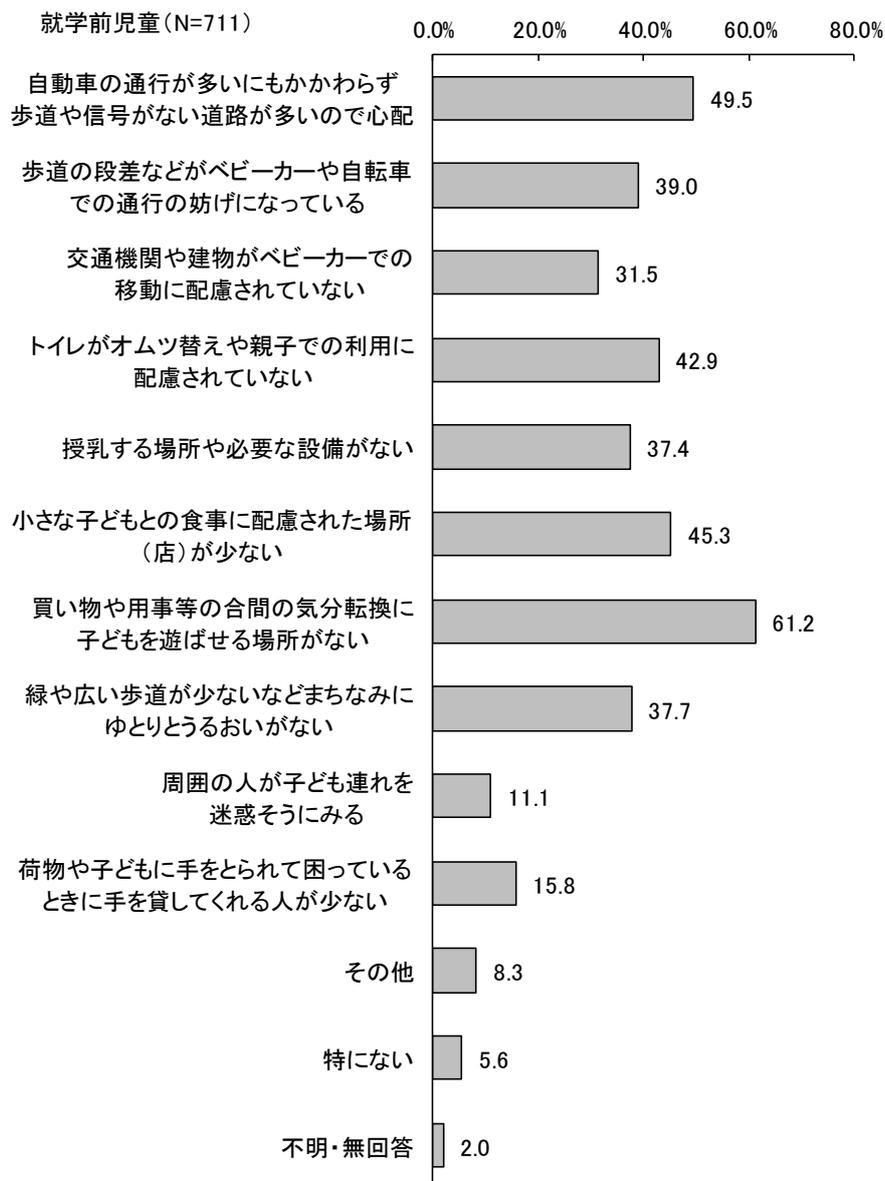
■子どもの遊び場に関する満足度



■お住まいの地域の子どもの遊び場に関して日頃感じること <複数回答>



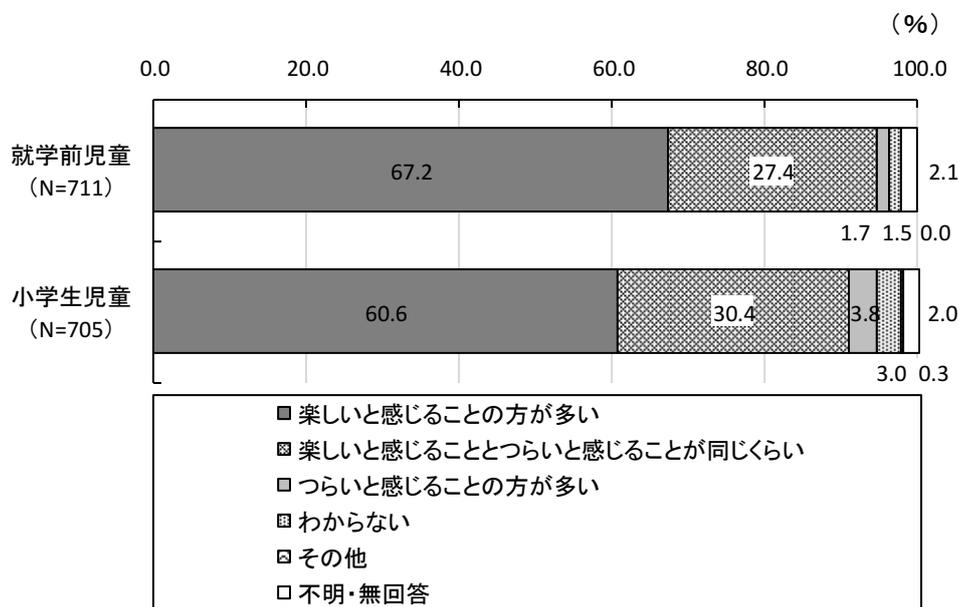
■子どもとの外出の際、困ること、今までに困ったこと <複数回答>



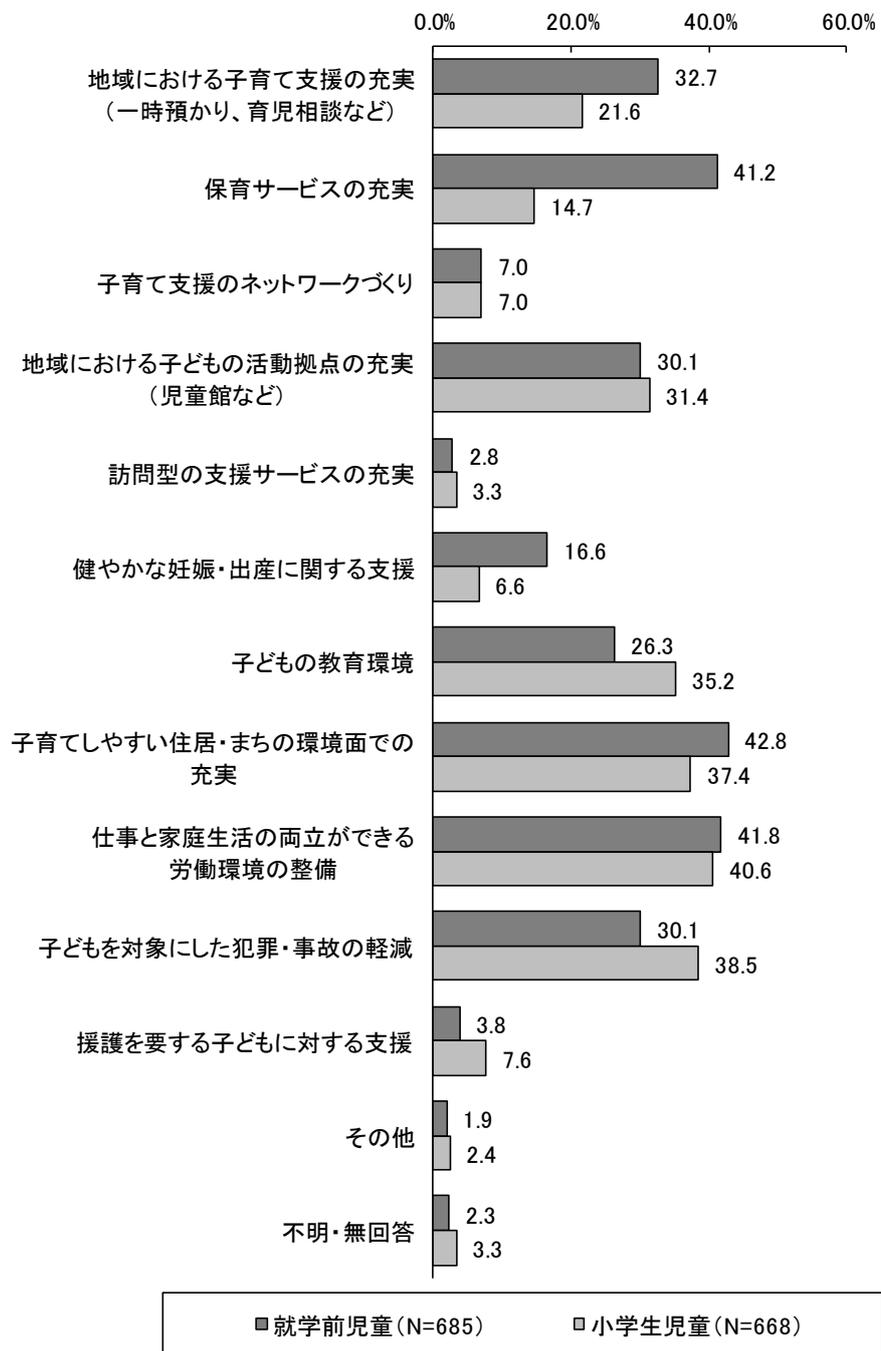
(12)子育て支援全般について

子育てを楽しんでいる方の割合は、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者のいずれにおいても60%台となっています。また、子育てに有効と感じる支援・施策として、就学前児童では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」「保育サービスの充実」が高くなっており、小学生児童では「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が高くなっています。

■子育てを楽しんでいるか



■ 子育てに有効と感じる支援・施策（子育てを楽しいまたはつらいと感じることがある方） <複数回答>



3. 前回計画の進捗状況

(1) 就学前児童の教育・保育の提供状況

定員の状況は、平成 30 年度に四天王寺悲田院保育園、ベビーハウス社協がそれぞれ 2 号・3 号の定員を 30 人増やし、高鷲幼稚園がこども未来館たかわしへの移行に伴い、1 号・2 号の定員が合計 95 人増加しています。平成 31 年度に陽気保育園が明の守ようきこども園への移行に伴い、2 号・3 号の合計の定員を 10 人増やしています。

平成 30 年度より埴生幼稚園で、平成 31 年度より駒ヶ谷幼稚園で 3 歳児保育を実施しています。

① 1号認定

1 号認定の児童数は平成 27 年度の 862 人から年々減少しており、平成 31 年度に 737 人となっています。充足率（定員に対する児童数の割合）は、60%台から 40%台へと推移しています。

■ 1号認定

単位：人

年齢		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
3～5歳児	利用児童数	862	809	792	762	737
	定員	1,361	1,376	1,376	1,431	1,481
	過不足	499	567	584	669	744
	充足率	63.3%	58.8%	57.6%	53.2%	49.8%
	人口	2,638	2,592	2,545	2,468	2,396
	利用率	32.7%	31.2%	31.1%	30.9%	30.8%

資料：羽曳野市

② 2号認定

2 号認定の児童数は平成 28 年度、平成 29 年度で定員を超えています。平成 30 年度に 1,229 人と、この 5 年間で最も多い児童数となっていますが、平成 30 年度の定員の拡充により、定員の範囲内での利用状況となっています。

■ 2号認定

単位：人

年齢		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
3～5歳児	利用児童数	1,169(9)	1,201(11)	1,225(17)	1,229(18)	1,219(15)
	定員	1,167	1,167	1,167	1,236	1,223
	過不足	7	-23	-41	25	19
	充足率	99.4%	102.0%	103.5%	98.0%	98.4%
	人口	2,638	2,592	2,545	2,468	2,396
	利用率	44.0%	45.9%	47.5%	49.1%	50.3%

資料：羽曳野市

※実績の括弧内は市外委託の件数。過不足及び充足率は市外委託件数を除いて計算しています。

③3号認定(0歳児)

3号認定(0歳児)の児童数は、平成31年度に122人と過去5年間で最も多くなっています。充足率は70%前後で推移しています。

■ 3号認定(0歳)

単位：人

年齢		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳児	利用児童数	102(0)	106(1)	118(3)	106(0)	122(1)
	定員	151	151	151	157	163
	過不足	49	46	36	51	42
	充足率	67.5%	69.5%	76.2%	67.5%	74.2%
	人口	749	746	697	732	658
	利用率	13.6%	14.1%	16.5%	14.5%	18.4%

資料：羽曳野市

※実績の括弧内は市外委託の件数。過不足及び充足率は市外委託件数を除いて計算しています。

④3号認定(1・2歳児)

3号認定(1・2歳児)の児童数は平成29年度に694人と過去5年間で最も多く、充足率は134.0%となっています。平成30年度より順次定員の拡充をしていますが、平成30年度より児童数は年々減少しています。

■ 3号認定(1・2歳)

単位：人

年齢		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1・2歳児	利用児童数	658(5)	662(5)	694(8)	680(9)	676(8)
	定員	512	512	512	537	554
	過不足	-141	-145	-174	-134	-114
	充足率	127.5%	128.3%	134.0%	125.0%	120.6%
	人口	1,643	1,573	1,576	1,518	1,490
	利用率	39.7%	41.8%	43.5%	44.2%	44.8%

資料：羽曳野市

※実績の括弧内は市外委託の件数。過不足及び充足率は市外委託件数を除いて計算しています。

(1) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用についての情報提供やその利用にあたっての相談に応じ、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

利用者支援事業の設置数は、基本型として市役所こども課に1箇所と、平成30年度から母子保健型として「子育て世代包括支援センター」の設置により2箇所になりました。

■ 利用者支援事業の設置箇所

単位：箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	1	1	1	2

資料：羽曳野市

② 時間外保育事業(延長保育)

女性の社会進出や就労形態の多様化等に伴い、保育時間の延長に対するニーズが多様化しています。保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間に加えて保育を実施し、保育ニーズへの対応を行っています。

平成30年度よりこども未来館たかわしで利用が開始され、公立で6箇所、私立で9箇所、合計15箇所を実施しています。

公立では概ね900人台から1,200人程度の利用で推移していますが、年によって利用者数の変動がみられます。

私立では、平成27年度に3,976人の利用がありましたが、年々減少し、平成30年度で3,370人となっています。

■ 時間外保育事業の実施状況(公立)

単位：箇所/人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	5	5	5	6
実利用者数	938	923	1,197	1,026

資料：羽曳野市

■ 時間外保育事業の実施状況(私立)

単位：箇所/人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	9	9	9	9
実利用者数	3,976	3,914	3,870	3,370

資料：羽曳野市

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年 10 月より、新制度未移行の園利用者に対する副食費の負担減免について、実施しています。

④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して必要な費用の一部を補助する事業です。

本市では実施していません。

⑤放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

放課後に就労や疾病等により保護者が昼間家庭にいない児童の安全を守り、遊びや異年齢との集団生活を通じて、健康で自主性や社会性を備えた豊かな人間性を育て児童の健全な育成を保障することを目的とする事業です。

14 箇所（市内 13 小学校、1 義務教育学校）で実施しており、平成 27 年度より 4 年生から 6 年生までに対象を拡大して実施しています。実利用者数は平成 31 年度で 1,040 人となっています。学年別の利用者数についてみると、1・2 年生の利用者が多くなっていますが、学年割合では、年々高学年が増えてきています。

■羽曳野市の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

単位：箇所／人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
支援の単位数	22	26	25	27	30
実利用者数	795	880	856	954	1,040
利用定員数	880	1,023	1,200	1,296	1,440

資料：羽曳野市教育委員会

■ 学年別利用者数

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 年生	291	272	247	327	296
2 年生	242	269	241	219	300
3 年生	176	190	216	193	194
4 年生	70	97	100	148	142
5 年生	15	38	33	48	84
6 年生	1	14	19	19	24
合計	795	880	856	954	1,040

資料：羽曳野市教育委員会

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業です。短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があり、本市では、令和元年度現在、ショートステイ事業のみ実施しています。

平成 30 年度現在、ショートステイ事業を 4 箇所で開催しています。延べ利用者数は平成 28 年度に大きく減少し、平成 30 年度で 23 人日の利用となっています。

■ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

単位：箇所／人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	4	4	4	4
延べ利用者数	180	30	25	23

資料：羽曳野市

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

新生児から 4 ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービスを早期に利用できるように取り組み、育児不安の解消を図ります。

平成 29 年度にかけて増加傾向で推移し、752 件となっていました。平成 30 年度は 719 件とわずかに減少しました。

■ 乳児家庭全戸訪問事業

単位：件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問件数	679	706	752	719

資料：羽曳野市

※新生児・第2子以降の合計数。

⑧養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により、保護者の養育を支援することが特に必要と判断された家庭に対し、保健師等の専門員が居宅を訪問し養育に関する相談支援や育児・家事援助等を行う事業です。

平成 28 年度から減少傾向で推移しており、平成 30 年度では 24 人となっています。

■養育支援訪問事業の実施状況

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	97	53	47	24

資料：羽曳野市

⑨地域子育て支援拠点事業

子どもや保護者が交流し、仲間づくりや保護者同士の情報交換の場所を提供するとともに、地域における子育て関連情報の提供や育児相談等を実施する事業です。

ひろば型は私立保育所等の 3 箇所で開催しており、平成 30 年度では延べ 4,311 人の利用となっています。

センター型は子育て支援センター（ふるいち・むかいの）、私立保育所の 3 箇所で開催しており、平成 29 年度に延べ 15,572 人と過去 4 年間で最も利用者が少なくなりましたが、平成 30 年度には延べ 17,103 人と、平成 28 年度と概ね同水準の利用状況となっています。

連携型は 1 箇所、白鳥児童館にて平成 29 年度より実施しています。

■地域子育て支援拠点事業（旧ひろば型）

単位：箇所／人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	3	3	3	3
延べ利用者数	3,886	3,903	3,489	4,311

資料：羽曳野市

■地域子育て支援拠点事業（旧センター型）

単位：箇所／人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	3	3	3	3
延べ利用者数	28,673	17,425	15,572	17,103

資料：羽曳野市

■地域子育て支援拠点事業（連携型）

単位：箇所／人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数			1	1
延べ利用者数			7,480	8,663

資料：羽曳野市教育委員会

⑩一時預かり事業

保育所では地域の乳幼児の一時預かりを行い、幼稚園では在園児の預かりを実施しています。

保育所での預かり保育事業は、私立保育所3箇所で開催しており、地域の乳幼児を対象に、保護者が仕事や病気等により家庭で保育ができない場合や育児負担の軽減のため、一時的に預かる事業です。

幼稚園での預かり保育事業では、教育時間終了後や長期休業中に、保護者の仕事等により在園児を預かり、保育を行っています。

公立幼稚園及び認定こども園は、平成30年度から駒ヶ谷幼稚園、こども未来館たかわしの2箇所で開催しており、延べ利用者数は3,762人となっています。

私立幼稚園での預かり保育事業は、平成27年度では延べ5,493人でしたが、平成28年度からは、夏休み等の長期休業中の預かりも実施しており、平成29年度には延べ9,103人と、4年間で最も多い利用となっています。

■私立保育所の預かり保育事業（地域の乳幼児）

単位：箇所／人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	3	3	3	3
延べ利用者数	6,327	5,911	4,970	4,666

資料：羽曳野市

■公立幼稚園及び認定こども園での預かり保育事業（在園児）

単位：箇所／人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数				2
延べ利用者数				3,762

資料：羽曳野市

■私立幼稚園での預かり保育事業（在園児）

単位：人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	5,493	8,725	9,103	8,510

資料：羽曳野市

⑪病児保育事業(病後児対応型)

子どもが病気または病気の回復期のため、保育所等に通うことができず、保護者の仕事等の都合で家庭で保育ができない場合に、保育所等において一時的に保育を行い、仕事と子育ての両立を支援する事業です。

令和元年現在、NPO法人で運営している1箇所では病後児保育のみ実施しており、0～5歳児では平成29年度までは500人前後の利用となっていますが、平成30年度では延べ387人と、4年間で最も利用者が少なくなっています。

小学校1～6年生では、平成28年度に延べ39人と4年間で最も多くなっています。

■病後児保育事業(0～5歳)

単位：箇所／人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	1	1	1	1
延べ利用者数	555	482	492	387

資料：羽曳野市

■病後児保育事業(小学校1～6年生)

単位：箇所／人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	1	1	1	1
延べ利用者数	26	39	19	20

資料：羽曳野市

⑫ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動です。市民参加による子育て支援を通して、地域のコミュニティの形成と仕事と子育ての両立を支援します。

1箇所では実施していますが、利用登録者数は平成30年度で107人と年々減少がみられます。

■ファミリー・サポート・センター事業

単位：箇所／人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	1	1	1	1
利用登録者数	135	125	118	107

資料：羽曳野市

⑬妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握や保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じた医学的検査を実施しています。妊娠高血圧症候群や妊娠貧血等の健康上の問題を早期に発見し、対応することで、妊婦が安心して妊娠出産することができるように支援します。

妊婦 1 人あたり、14 回まで上限の健診費用を助成しており、平成 30 年度に 8,150 人回実施しています。

■妊婦健康診査事業の利用状況

単位：人回

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績数	9,506	8,673	9,106	8,150

資料：羽曳野市

※利用状況を実績数としています。

◎子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の強化を図るため、関係機関の専門性の強化とネットワーク関係機関相互の連携強化を図る取り組みを行う事業です。

個別ケース会議や事務局会議を開催しています。

■子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施状況

単位：回

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ケース会議	28	54	43	42

資料：羽曳野市

◎放課後子ども教室事業の実施状況

地域住民や学生等、様々な人材の協力を得て、放課後等にすべての子どもを対象とした学習支援や体験活動等を実施している事業です。

14 箇所（市内 13 小学校、1 義務教育学校）で実施しており、すべての小学校及び義務教育学校で実施しています。実利用者数は、小学生の人口減少に伴って減少しています。

■放課後子ども教室事業の実施状況

単位：箇所／人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	14	14	14	14
実利用者数	2,169	2,124	2,105	2,008

資料：羽曳野市教育委員会

4. 前回計画の重点プロジェクトの成果と課題

(1) 家庭や地域の子育て支援の充実

【成果】

●子育て親育ちを支える地域の子育て力の充実

子育て親育ち支援学習事業を通して、子育てに関する悩みや疑問を共有し、参加者同士が共感することのできる「交流と気付きの場」を市役所、児童館、幼稚園等で開催しました。

参加者からは、大きな気付きがあり、気持ちが楽になったという意見が多く、地域での子育て学習、親学習支援を実施・充実させてきました。

【課題】

●利用者にとって見やすく利用しやすい情報の発信方法の工夫

「はびきの子育てネット」を活用して、対象年齢別に、健診の内容や相談事業、幼稚園や保育所の制度や手続き、また、イベント情報等のお知らせを発信しています。その一方で、利用者からはボール遊びができる公園の情報やイベント情報をもっとわかりやすくしてほしいという意見があり、利用者の視点に立った、情報の発信が求められています。

また、近年、外国につながるのある保護者が増えていることから、多言語対応できる情報発信等の支援体制を考えていく必要があります。

●病児・病後児保育事業調査研究やペアレントトレーニング事業の継続実施

病児保育事業やペアレントトレーニング事業については、事業実施に向けて引き続きの課題となります。

■成果指標の達成状況

指標項目		ニーズ調査結果		目標値	ニーズ調査結果
		平成 20 年度	平成 25 年度		平成 30 年度
子育てを楽しんでいる人の割合	就学前	62.6%	62.8%	増やす	67.2%
	小学生	59.0%	61.2%	増やす	60.6%
子どもの接し方に自信が持てない人の割合	就学前	34.2%	14.4%	減らす	13.4%
	小学生	27.2%	12.7%	減らす	8.2%
子育てのストレス等から子どもにきつくなってしまう人の割合	就学前	60.5%	32.0%	減らす	25.6%
	小学生	45.9%	23.5%	減らす	21.1%
子育てサークルへの参加者の割合	就学前	13.3%	13.1%	増やす	8.9%
子育て支援サービスの情報を入手しやすいと感じる人の割合	就学前	13.3%	15.9%	増やす	18.7%

※ 目標を達成した項目を塗りつぶしています。

(2) 健やかな子どもの育ちを支える環境づくり

【成果】

●安全で快適な環境で教育・保育を受けることができる環境づくりの推進

小・中学校施設の耐震化について、平成 27 年度末に全校舎構造体の耐震化を完了し、平成 28 年度より実施している体育館の非構造部材耐震化工事（照明器具、体育器具等の落下防止対策）については、令和 3 年度末までに完了を予定しています。

学校園エアコン設置の調査研究の結果、市立学校全 19 校の普通教室、支援学級教室にエアコンを設置することが平成 27 年度に決定し、令和元年度をもって設置が完了する見込みとなっています。

●健やかな成長を見守る地域協働事業の推進

登下校時の安全対策等事業は、「子ども 110 番の家」を見直し、新たに本市独自の取り組みとして、PTA 及び羽曳野市青少年健全育成推進協議会と共同で、「みまもってるよプレート」を配布しています。

安全見守り隊については、地域住民による自主的なボランティア活動として取り組まれており、見守り隊の活動場所等、学校と地域で連携しながら取り組まれています。

【課題】

●幼児期の教育・保育の適正規模化と施設改善の推進

平成 31 年 3 月に策定した「就学前教育・保育のあり方に関する基本方針」に基づき、施設の再編整備を進めていきます。再編を進めるにあたっては、通園している子どもたちの環境整備と保護者の理解、地元との調整を行った上で、教育・保育の質の確保を図りながら、整備を進めていきます。

また、保育園リフレッシュ事業を通して、老朽化した空調機器や厨房機器等の更新、軽微なバリアフリー化等の改修を行っていますが、施設の設備水準については、一定レベルを確保することが必要なことから、今後計画的な更新に取り組んでいきます。

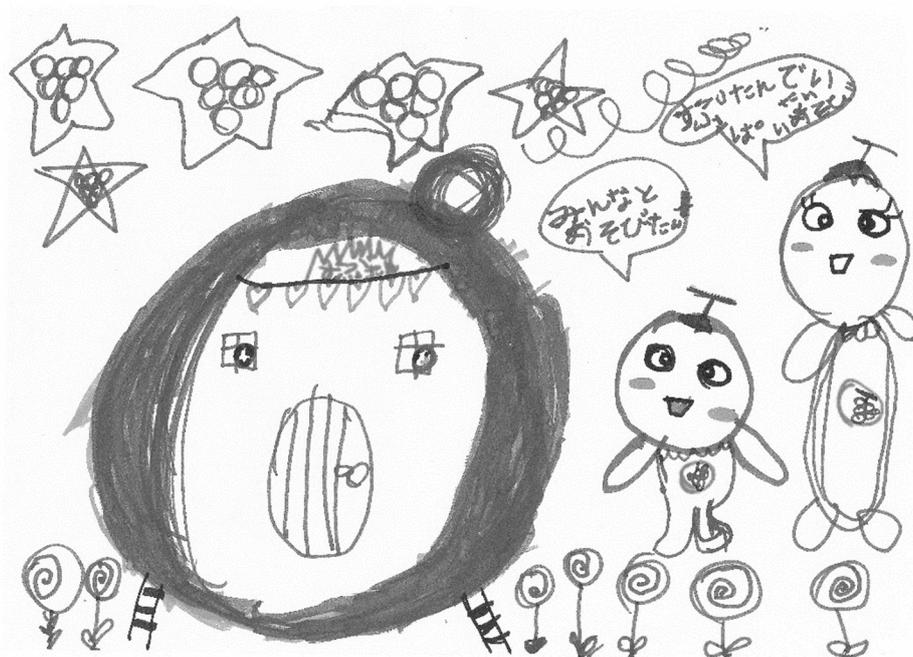
●健やかな成長を支える医療・保健

インフルエンザの流行時に、予防方法や症状等の周知のため、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校にチラシの配布を行っていますが、インフルエンザを含む様々な感染症についても、その動向をリアルタイムに発信することが求められています。

思春期保健事業では、思春期の子どもたち一人ひとりがかげがえのない存在であることを確かめ合い、自分と相手を大切にする思いやりのある人間関係を築いてもらうことが大切です。今後も思いがけない妊娠や性感染症の予防のため、引き続き思春期教育や相談先の周知が重要となります。

■成果指標の達成状況

指標項目		ニーズ調査結果		目標値	ニーズ調査結果
		平成20年度	平成25年度		平成30年度
子育てが地域の人(社会)に支えられていると感じる人の割合	就学前	52.8%	72.6%	増やす	67.8%
	小学生	21.2%	15.7%	減らす	21.7%
病気や発育発達に関する不安がある人の割合	就学前	28.2%	27.0%	減らす	25.7%
	小学生	21.2%	15.7%	減らす	21.7%
子どもが巻き込まれる事故や犯罪の増加を感じる人の割合	就学前	34.5%	26.7%	減らす	14.3%
	小学生	50.1%	45.0%	減らす	25.2%



(3)子どもの居場所づくり

【成果】

●のびのびと遊べる遊び場の充実

埴生小学校跡地に、屋外スポーツ施設の中核的な拠点として、平成 28 年度に市立中央スポーツ公園を整備し、多目的グラウンドのほか、ウォーキングやジョギングが安全にできる遊歩道、体力維持・向上のための健康遊具広場等を備えた施設として開園しました。災害時には地域の安全を守る防災機能も備えた公園となっています。

また、駒ヶ谷地区にあるグレープヒルスポーツ公園のグラウンド改修により、施設機能の充実による利用者の利便性の向上に加え、バックネットフェンス、防球フェンスの増設等を行い、安全性の向上に努めました。

【課題】

●子どもの遊び場に関する満足度の減少

気軽にボール遊びをする場所や雨の日に遊ぶ場所については依然として不足しています。5年ごとに実施しているニーズ調査において、遊び場に満足している人の割合は、就学前児童では年々低下しており、小学生児童では平成 25 年度に低下しましたが、平成 30 年度で少し増加しています。

●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実と地域力を活かした放課後子ども教室の実施

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、平成 27 年度より小学 6 年生まで利用できるよう拡充しました。令和元年度 5 月時点では市内 13 小学校、1 義務教育学校の合計 14 箇所、1,040 人の児童が利用しています。少子化に伴い、児童数は減少するものの、保育ニーズの高まりから、各小学校の現状を踏まえた上で、教室の増設や支援員の養成等を図りながら、引き続き待機児童を出すことなく実施していく必要があります。放課後子ども教室事業は、市内 13 小学校、1 義務教育学校で実施しています。

地域の協力を得て実施することで、子どもと地域の方々との交流だけでなく、地域の方同士の連帯感も強まっています。一方で、スタッフ（コーディネーター、安全管理員）の高齢化等の課題もあり、安定的な人材確保が必要となります。今後は、スタッフの資質向上に向けた研修会や連絡会議等を開催して、実施体制の強化を図ることが大切です。

■成果指標の達成状況

指標項目		ニーズ調査結果		目標値	ニーズ調査結果
		平成 20 年度	平成 25 年度		平成 30 年度
遊び場に満足している人の割合	就学前	12.1%	10.0%	増やす	7.6%
	小学生	8.5%	7.1%	増やす	8.7%
子どもにとって自然、社会、文化等の体験をしやすい環境であると思う人の割合	小学生	18.2%	19.2%	増やす	17.6%

5. 本計画策定に向けた羽曳野市の課題の整理

課題1:子ども一人ひとりに寄り添った教育・保育の充実

課題のポイント

- ◆保育ニーズに応じた供給量の確保
- ◆幼稚園・保育所・認定こども園の連携
- ◆小学校教育へのつながりのある教育の仕組みづくり
- ◆子ども一人ひとりに応じた教育・保育の質の確保
- ◆子ども一人ひとりを支える人材の確保と指導者の育成
- ◆次世代を生きる子どもたちの確かな学力を育成するための学習支援の充実

本市では、一定数以上の幼稚園児による集団活動の保障や公立保育所の老朽化対応・耐震化の必要性から、将来の人口規模を勘案して、認定こども園への移行を基本として公立幼稚園・保育所の再整備を進めています。再整備を進めるにあたっては、昨今の居住密度分布や子育て世代の働き方の変化に対応した長期的な視点を持ち、保育ニーズに応じた供給量を確保する必要があります。

本市の教育大綱には、多様化する子育て支援ニーズに対応するため、就学前各園の連携強化や一体化に向けた方針が示されており、本市の子どもたちの乳幼児期を充実したものにするためには、幼稚園・保育所・認定こども園が連携して、互いの情報・識見の共有と相互理解を図ることが重要となります。令和4年度に予定されている「(仮称)西部こども未来館」の開設に向けて、令和元年度より、幼稚園教諭及び保育士等の交流を図っており、互いの教育観・保育観の違いをすり合わせるとともに、子どもにとって最善の幼児期の過ごし方について検討を重ねています。引き続き、幼児教育と保育の相互の蓄積から学び合い、子ども一人ひとりに応じた支援が提供できる体制を整備することが求められています。

小学校入学後も安心して学ぶことができるよう、学校園の連携が重要となります。幼児期の子どもの育ちと学びの芽からの連続性を尊重し、多様性を活かすことが大切です。また、それまでの育ちに課題のある児童に関しては、様々な方法で情報の共有と共通理解を図り、一人ひとりの最善の利益のため、各専門機関や保護者・地域との連携を継続・強化することも重要となります。

子ども一人ひとりに寄り添った環境と関わりを提供できるよう、各園における日々の保育の質をさらに高める取り組みを進めるとともに、幼稚園教諭及び保育士等の資質向上を図るための研修や講習への参加の支援をすることも必要です。

これまでも、次世代を生きる子どもたちに対して、確かな学力を育成する学習機会の確保として、中学生自学自習サポート事業「はびきの中学生 study-O」等の事業を展開し、学習支援を行ってきました。また、英語力やグローバル人材の育成に向けた、ICT教育、情報教育等を充実させ、子どもたちが意欲を持って学ぶ力を育んできました。引き続き、人工知能の導入や国際環境の動向によってめまぐるしく変化する社会に対応できる力を育んでいくため、関係機関との連携を強化することが求められています。

課題2:子どもや保護者に寄り添い地域社会全体で子育て家庭を支える環境づくり(支援体制の充実)

課題のポイント

- ◆子育てと仕事の両立を支援するための子育て支援の充実
- ◆子育ての不安や悩みを共有できる親同士の交流の場の提供
- ◆子育ての不安や悩みを解消するための相談支援体制の充実
- ◆児童虐待の発生予防と児童・保護者への支援の充実
- ◆わかりやすい情報提供の充実

アンケート調査から子育てに有効と考える支援・施策についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「仕事と家庭生活の両立できる労働環境の整備」が4割台と高い割合を占めており、父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まっているものの、子育て期の父親においては、子どもと過ごす時間についての満足度は低くなっているなど、子育てのしやすい就労のあり方が求められています。また、子どもを預けながら安心して働くことができるよう、事業者や家庭、祖父母世代の理解を得るとともに、延長保育事業や病児保育、放課後児童クラブの利用を希望する方が利用できる体制の整備を図ることが大切です。

子育てにはたくさんの喜びがありますが、負担や不安もあり、時には孤立感を持つこともあります。その気持ちを少しでもやわらげるための相談支援体制を充実させる必要があります。

本市では、子育て親育ち支援学習事業を通して、子育てに関する様々な悩みを共有できる居場所づくりを進めてきました。参加者からは悩みの解消や共感を得られたとの声も多く、満足度の高い結果となっています。アンケート調査からは、「子育てが地域に支えられている」と感じないと答えた方の中では、特に支えてもらいたい相手として、就学前児童、小学生児童ともに「同じ世代の子どもを持つ保護者」の割合が最も高くなっていました。また、子どもに関して悩んでいることでは、就学前児童、小学生児童ともに「子どものしつけ・教育に関すること」が5割台後半で最も高くなっています。悩みに関して、同世代の子どもを持つ保護者同士が話し合い、支え合える交流の場の充実が求められています。

児童虐待については、全国的に相談対応件数は年々増加傾向にあり、本市も例外ではなく、相談件数、見守り件数ともに増加しています。これまで本市では、ポスター掲示やオレンジリボンキャンペーンを通して児童虐待防止推進啓発活動を行ってきました。今後も引き続き啓発活動を推進するとともに、1人でも多くの子どもを救うことができるよう、児童虐待防止ネットワークの連携の強化と、支援・相談体制の充実を図ることが大切です。

子ども・子育てに関する情報は、保護者同士のネットワークを通して広がることもあります。アンケート調査から、子育て支援サービス情報の入手のしやすさは、調査を重ねるごとに改善されていますが、より一層情報を入手し、活用しやすくすることが必要です。

課題3:子どもの居場所づくりと安全の確保

課題のポイント

- ◆親子で楽しめる居場所づくり
- ◆子どもがのびのびと遊べる公園の整備
- ◆子どもがスポーツ・文化活動・社会活動に触れる機会の提供と充実、体験教育の充実
- ◆地域との連携（ネットワークづくりの推進、見守り体制の充実）
- ◆子どもの安全の確保（防犯・事故防止）

子どもがのびのびと身体を動かし、遊ぶことができる場所の確保は、健やかな身体と心を育むためには不可欠です。本市では、白鳥児童館にて雨の日や親子で楽しめる遊び場の提供や、乳幼児から小学生までを対象としたイベントを開催してきました。一方で、市内の他の地域からの児童館設置の要望も継続的にあります。アンケート調査から、地域の子どもの遊び場について感じるごととして、「雨の日に遊べる場所がない」という意見が就学前児童、小学生児童ともに高いため、新たな施設整備についても検討する必要があります。

また、気軽にボール遊びをする場所についても、依然として不足しており、子どもたちが公園でのびのびと遊ぶことができるよう、地域の理解を得るとともに、関係課との連携を強化して公園を整備していくことが重要となります。

子どもたちが様々な機会を通して、スポーツ活動や文化活動・社会活動等、体験・交流・学習することは、住んでいる地域に愛着を感じ、豊かな心を育むために大切です。アンケート調査で、「子どもにとって、自然、社会、文化等の体験をしやすい環境だと思う」と回答した方の割合は、平成25年度調査と比較して、1.6ポイント低下しています。活動に関する情報がなく、参加しにくいから参加していないと回答した方が3割後半となっており、活動に関する情報の周知も求められます。また、活動に参加したことがある方のうち、4割の方が、体験学習活動（ものづくり体験等）への参加を希望しています。地域の方の協力を得ながら実施している放課後子ども教室や児童館等でのイベント等を活用し、子どもたちの健やかな成長のための社会学習の機会の充実が必要です。

子どもが巻き込まれる事件・事故が大きな社会問題となっています。アンケート調査から、地域の治安について、「事故や犯罪の増加について多くなっている」と感じる割合は就学前児童、小学生児童ともに減少していますが、歩道のない道路や交通量の多い狭い道の改善は十分とはいえません。

複雑多様化する犯罪被害や交通事故・水難事故等に遭わないように、子どもたちの身を守るための取り組みを進めることが大切です。多方面において地域で活躍する市民団体等との連携を強化することで、子どもの成長の見守りや、互いに相談できる関係が築けるよう支援することが大切です。

第3章 計画の方向性

1. 基本理念

ひとりじゃないよ！いっしょに育とう ～ 子どもたちが輝き、未来への夢と安心をはぐくむまち、はびきの～

本市では、これまで「ひとりじゃないよ！いっしょに育とう～子どもたちが輝き、未来への夢と安心をはぐくむまち、はびきの～」を基本理念に掲げ、子どもの健やかな成長とともに、社会全体で保護者とともに子育てを楽しみと思えることを願い、取り組みを進めてきました。

子どもは未来の「力」であり「希望」となります。子どもたちが、羽曳野市で生まれ育ち、将来の希望を持ってしっかりと歩いていくことは、いつまでも変わらぬ願いであり、これからも目指すべき姿です。めまぐるしく変化する社会の中で、保護者が喜びを感じながら子どもと向き合い、すべての子どもたちが豊かな愛情のもとで健やかに成長していく社会をつくる必要があります。

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現を諦めている人や、悩みや不安、孤立感を抱えながら子育てをしている保護者も少なくありません。妊娠期から安心して出産、子育てができるように、親としての成長を見守り、すべての子育て家庭を対象として、包括的かつ継続的な支援が求められています。また、児童虐待や子どもの貧困等、生まれ育った家庭環境によらず、子ども一人ひとりの可能性が発揮できるように、社会全体で支えることが重要です。

本計画では、これまで進めてきた計画での理念や方針を踏まえながら、家庭や学校、地域、事業者等が子どもの育ちを支え、その育ちを通じて大人も一緒に成長できる社会を目指します。また、子どもたちの「生きる力」を育み、みんなが支え合いながら暮らせるまちづくりを進め、子どもの笑顔が絶えないまちを目指し、引き続き上記の理念を掲げ、今後の施策を展開していきます。

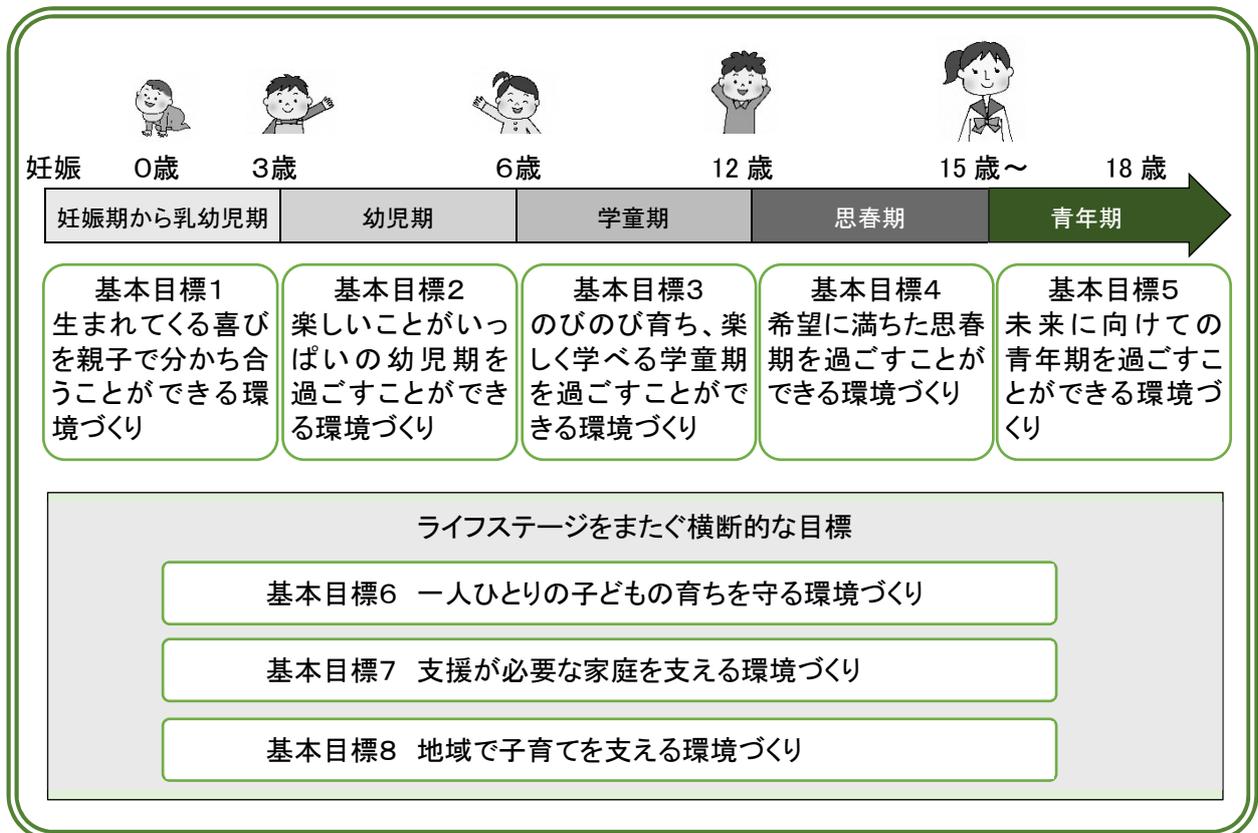
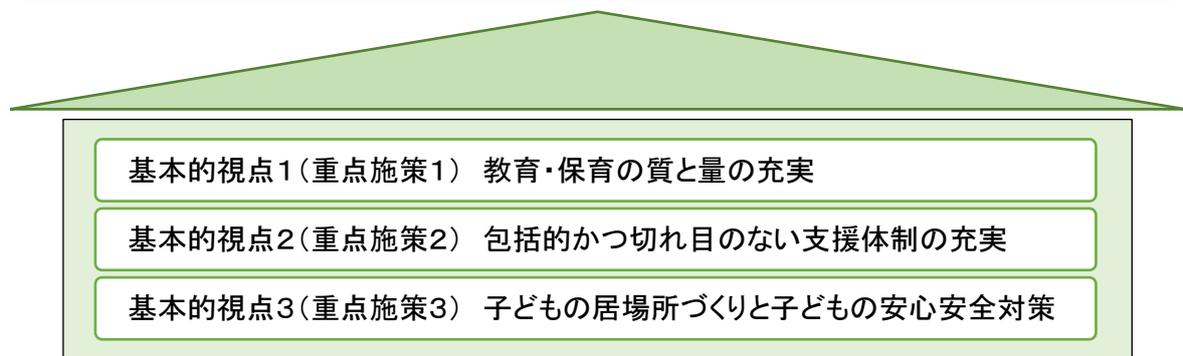


2. 本計画の体系

本計画に掲げる基本理念の実現や本市の抱える課題の解決に向けて、子どもの成長段階に応じた施策を展開するとともに、子どもの年齢に関わらず包括的な支援が実現できるよう、3つの基本的視点をもとにした重点施策と、8つの基本目標を設定します。

基本理念

ひとりじゃないよ！いっしょに育とう
 ～子どもたちが輝き、未来への夢と安心をはぐくむまち、はびきの～



3. 基本的な視点

すべての子どもたちの健やかな成長の喜びを感じながら、地域全体で子ども・子育て支援を行う必要があります。本計画では、次の3つの基本的な視点を重点施策（P52～）として位置づけ、子ども・子育て支援の取り組みを行っていきます。

視点1 教育・保育の質と量の充実

乳幼児期から学童期は、自己肯定感を高め、主体性や創造性、協力してものごとに取り組む姿勢を身につける重要な時期です。本市で育つ子どもたちが、生まれ育った家庭環境によらず、発達に不安のある子どもや特別な支援を要する子どもたちも含め、子ども一人ひとりの個性や能力を最大限に発揮しながら、安心して教育・保育が受けられるよう、関係機関の連携を強化するとともに、子どもの成長段階に応じた適切な教育・保育が行われ、健やかで豊かな心を持つ子どもの成長を支援します。

視点2 包括的かつ切れ目のない支援体制の充実

若い世代が素敵な出会いに希望を持ち、妊娠・出産、子育てに対し、前向きに考えられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識を普及するとともに、産前産後のサポートから、その後の子育てへの支援に至るまでを、子育て世代包括支援センターがサポートします。また、虐待防止ネットワークの強化を含め、今後は子ども家庭総合支援拠点を中心に、関係各課の連携強化を図りながら、子育て家庭を段階的・総合的に支援します。

視点3 子どもの居場所づくりと子どもの安心安全対策

地域において子どもたちが集い、社会体験ができる活動拠点・居場所づくりを進め、家庭の環境によらず、子どもが夢や希望が持てるように、教育機会の提供と学力定着のための支援を行います。また、生活困窮家庭等の子どもが集まり、食事を提供する「子ども食堂」等、地域のコミュニティを活用して子どもの居場所づくりを支援していきます。

子どもたちが登下校中に事故や事件に巻き込まれないように、学校、保護者、地域で子どもの安全を見守る体制を整えるとともに、災害発生時の対応についても、身近で起こりうることだと考え、速やかに行動が取れるように問題意識を啓発するための取り組みを行います。

4. 基本目標

基本理念を実現するために、子どもの成長期に合わせ、「ライフステージに応じた5つの目標」と「ライフステージをまたぐ横断的な3つの目標」を合わせた『8つの目標』を基本方針とし、施策（P52～）を総合的に推進します。

基本目標1 生まれてくる喜びを親子で分かち合うことができる環境づくり

素敵な出会いに希望を持ってもらうことから支援が始まります。

妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、子育てに関する不安や悩みを抱えないように、また、孤立しないように、子どもの健やかな育ちを見守り、保護者の気持ちに寄り添った支援を行います。

また、子育て期において、保護者同士がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じることができるよう環境を整え、より良い親子関係を形成するために、親としての成長を支援します。

基本目標2 楽しいことがいっぱい幼児期を過ごすことができる環境づくり

子ども一人ひとりに寄り添った支援と関わりが提供できるように各幼稚園、保育所、認定こども園において、日々の保育の質をさらに高める取り組みを進めるとともに、幼稚園教諭・保育士の資質向上に取り組みます。

また、利用者の視点に立った子育て情報の発信の仕方も含め、子育て支援事業を充実し、保護者が子育てを楽しく感じてもらうために、地域における居場所づくりを進めます。

基本目標3 のびのび育ち、楽しく学べる学童期を過ごすことができる環境づくり

次世代を担う子どもたちが、確かな学力を身につけるとともに、ICT教育・情報教育を積極的に取り入れ、社会の変化に対応し、積極的に関わることができる力を育成します。また、放課後等、子どもが地域の人々とともに、楽しく過ごすことができる居場所づくりを進めていきます。

基本目標4 希望に満ちた思春期を過ごすことができる環境づくり

すべての子どもの基礎学力を定着させるとともに、いじめや非行等、子どもからのサインを見逃すことなく、一人ひとりが大切な存在と思えるよう、自己肯定感を高め、豊かな人間関係を育む取り組みを進めます。

基本目標5 未来に向けての青年期を過ごすことができる環境づくり

「自立した大人」になるために、自分の将来について、しっかりと考え、責任のある行動が取れるように、青年期の社会的自立を支援します。

また、ひきこもりやニートの状態にある子どもの支援体制を整え、より早期の適切な対応が取れるよう取り組みます。

基本目標6 一人ひとりの子どもの育ちを守る環境づくり

発達に不安のある子どもの保護者の気持ちを受け止め、相談体制・情報の提供を行うとともに、就学前教育・保育施設や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等、受け入れ体制の充実に努めます。

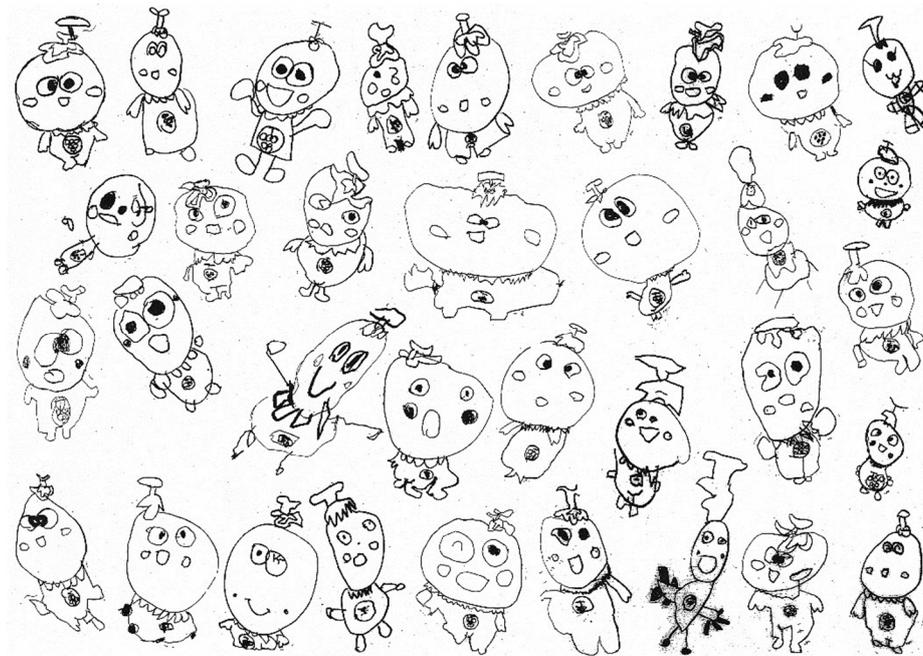
また、子育て世帯への経済的支援についても、引き続き取り組みます。

基本目標7 支援が必要な家庭を支える環境づくり

生活困窮家庭・ひとり親家庭、外国とのつながりのある家庭、虐待の恐れのある家庭、養育が困難な家庭等、支援が必要な家庭の状況を把握するとともに、関係機関等と情報共有し、支援体制の充実に努めます。

基本目標8 地域で子育てを支える環境づくり

子どもは未来をつくる大切な存在であり、保護者だけでなく、地域全体で子どもを守り、育てていくことが大切です。保護者同士のつながりを大切にしながら、地域で子どもを支える居場所づくりを進め、登下校時等、学校園や保護者、地域で連携して子どもの安全を見守ります。



第4章 子育て支援の充実に向けた施策展開

重点施策1 教育・保育の質と量の充実

本市は、保育ニーズの高まりによる待機児童の恒常的な解消、施設の老朽化への対応といった諸課題を解決し、持続的かつ質の高い就学前教育・保育の充実を推進するため、公立幼稚園・保育所を、認定こども園へ移行させることを基本として、統合・再編を検討しており、施設の充実とともに、子ども一人ひとりを支える人材の確保と指導者の育成にも取り組みます。

国際化の進展に伴い、外国につながる子どもの増加が見込まれるため、保護者や教育・保育施設等において、受け入れ施設へのサポートが必要となります。保護者の使用可能な言語に配慮し、外国の方が安心して生活できるよう、関係機関と連携を強化し、情報提供や支援体制の充実を図ります。

また、私立の幼稚園・保育所・こども園とも、それぞれの園の個性を活かしながら連携を図り、子ども一人ひとりを大切に育てる教育・保育の充実に取り組みます。

(1) 幼保連携型認定こども園整備事業(公立)

平成30年4月に開園したこども未来館たかわしに続き、2園目の公立幼保連携型認定こども園として、向野保育園の隣接地に園舎等を増築・整備し、恵我之荘幼稚園、丹比幼稚園、向野保育園を再編・統合した(仮称)西部こども未来館を令和4年4月に開園する予定です。

(仮称)西部こども未来館の特徴としては、定員340人規模で、小学校就学前の0～5歳の子どもを対象とし、3～5歳については、保護者の就労に関わらず通うことができます。また、子どもや兄弟姉妹が減少する中、健やかな成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会を確保するとともに、地域で子どもを育てているすべての家庭に対して子育て相談等の支援を行います。

令和2年度より本体工事に着手し、運営内容やカリキュラムについて検討を進めていきます。

(2) 幼保一体化推進事業(公立)

制度上の幼保一体化の方針のもと、幼保連携型認定こども園の職員資格として、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有が必要となることから、いずれか一方のみの資格を保有している一部未併有の職員に対し、令和元年度から2年度にかけて必要な講習を受講できるように機会を設け、免許・資格の併有化を図ります。

また、公立幼保連携型認定こども園における共通カリキュラムの作成を通して、幼稚園教諭・保育士の交流を図り、教育観・保育観の意見交換を通して、相互理解を図るほか、幼稚園教諭・保育士を対象とした研修体制の見直し等により研修機会の充実を図り、職員の資質向上を図ります。

(3) 教育・保育施設への円滑な受け入れ体制の整備

外国につながる子どもへの入園情報の提供、入園後の生活やそれぞれの事情に応じた丁寧な支援を行います。具体的には、子育てネットの受信機能を利用し、保護者の使用可能な言語で子育てに関する情報の提供及び相談等を行うとともに、日常生活の中で利用できるサービスの情報を提供し、子どもや保護者が安心して生活ができる環境づくりを支援します。

また、保育士と保護者、保護者同士が円滑にコミュニケーションを取ることができるよう、公立の施設に通訳機器の導入や通訳者の派遣等を行います。そして使いやすさ等を検証し、私立の施設にも順次、導入の検討を行います。

(4) 多文化共生事業

本市に在住する外国人が住みやすく、また、海外からの来訪者が過ごしやすくなるように、大阪府国際交流財団をはじめとする各種団体等からの生活支援等にかかる活動等について、情報提供を行い、ボランティア団体が実施している教室やイベント開催について支援します。

(5) 帰国・外国人児童生徒適応支援事業

渡日間もない児童・生徒が、生活するために必要な日本語（サバイバル日本語）及び学習言語としての日本語の習得について引き続き支援します。また、周りの児童・生徒や教員とコミュニケーションを取るための通訳、保護者が日本語以外の言語の通訳者の派遣、外国につながるの児童・生徒に対する理解（多文化理解）及び母国語の保障の支援を行います。

■重点施策1の指標の設定

		実績 平成30年度	目標値 令和4年度	目標値 令和6年度
事業名	幼保連携型認定こども園整備事業(公立)			
指標	施設整備件数	1箇所	2箇所	2箇所
事業名	幼保一体化推進事業(公立)			
指標	実務体験研修実施園	未実施	全園	全園
事業名	教育・保育施設への円滑な受け入れ体制の整備			
指標	通訳機器の導入や通訳者のボランティアの登録者数	未実施	100% (公立園)	100% (公立園)
事業名	多文化共生事業			
指標	日本語教室学習者数	487人	500人	500人
事業名	帰国・外国人児童生徒適応支援事業			
指標	日本語能力測定(対象者のうちN3 ⁵ 相当以上の割合)	50%	70%	90%

⁵N3: 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解できるもの(測定値: N1~5で、N1が一番難しい)

重点施策2 包括的かつ切れ目のない支援体制の充実

素敵な出会いに希望を持ち、妊娠期から安心して出産、その後の子育てに対する負担や不安・孤立感を和らげることができるように、専門員や地域が保護者に寄り添い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられるような、包括的な支援を行います。

(1) 少子化対策事業

急速な少子化の流れを緩やかなものにするため、企業等と協働し、本市の特色を活かした「結婚を希望する方の支援」を進める上で必要な調査・研究を行います。

(2) 子育て世代包括支援センター機能の充実

安心して妊娠・出産ができ、子育ての不安や悩みを少しでも軽減できるように、引き続き妊娠届の機会を活かしてすべての妊産婦と面談を行い、産前・産後のサポートを行います。また、子育て期の親子が相互に交流することができ、気軽に相談することができる環境を整え、包括的・継続的な支援を実施します。

また、発達に不安のある子ども、虐待の恐れのある家庭等を早期に発見し、適切な対応ができるように、関係機関との連携を強化します。

(3) 子ども家庭総合支援拠点設置事業

すべての子どもの権利を擁護するため、子どもたちの暮らしに最も身近にかかわる基礎自治体である市において、すべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、実情の把握や子ども等に関する相談全般をはじめ、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や、必要な調査・訪問等による継続的な支援を行う拠点を整備します。

子どもの権利、自立を擁護する立場から、妊娠期・周産期を経て子どもの社会的自立期に至るまで切れ目なく包括的継続的な支援を行います。子どもの安全を第一に優先し、子どもの「最善の利益」を念頭に、常に支援のあり方を評価・改善する体制も整えていきます。

拠点の設置にあたっては、市役所内で担当チームを編成し、拠点が担う事業の具体的な内容や人材の確保、資格取得のための研修計画等を検討します。

(4)ペアレント・サポート事業

発達障害児への早期支援として、身近な場で保護者が自分自身や子どもを肯定的に捉えることができるよう支援する「ペアレントプログラム」等の子育て支援を進めます。

令和元年度より、発達障害の子どもを持つ保護者で、一定のトレーニングを受けた者が助言等を行う「ペアレントメンター事業」を実施しています。専門家による支援とは違い、共感的なサポートができることから、継続的に実施していく必要があります。

また、大阪府で実施している保護者や支援者（保育士・保健師・福祉事業所の職員）向けのペアレントプログラム研修に、保育士等の支援者が参加しています。今後は、習得した技術を活かして発達障害のある子どもの保護者や家庭を支援していきます。

■ペアレントプログラムのねらい

1. 保護者が子どもの「性格」ではなく、「行動」で考えることができるようになること
2. 子どもを叱るのではなく、できたことをほめて対応すること
3. 保護者が仲間を見つけられること

以上の3点をねらいとし、保護者が自分自身や子どもを肯定的にとらえることができるよう支援します。

(5)子育てネット(インターネットサイト)運用事務事業

子育てネットは現在、対象年齢別に、健診の内容や相談事業、幼稚園や保育所の制度や手続き、またイベント情報等のお知らせを発信しています。

スマートフォンで手軽に情報を入手することができるため、今後は市内の公園情報や、地域の子育て支援の取り組みについても事業紹介を行うなど、子どもに関するイベント等、より多く掲載するとともに、利用者の視点に立った情報の発信に工夫していきます。

また、一方的な情報発信にとどまらず、市民による子育ての悩みについて、メールでの相談受付や知りたい情報の問い合わせに応じるなど、気軽に双方向の活用ができるよう研究を行います。

■重点施策2の指標の設定

		実績 平成30年度	目標値 令和4年度	目標値 令和6年度
事業名	少子化対策事業			
指標	出生数	732人	630人 (推計人口より24人増)	600人 (推計人口より30人増)
事業名	子育て世代包括支援センター機能の充実			
指標	妊娠・出産に満足している者の割合 (健診時アンケート結果より)	83.0%	85.0%	85.0%
事業名	子ども家庭総合支援拠点設置事業			
指標	拠点設置件数	未設置	1箇所	1箇所
事業名	ペアレント・サポート事業			
指標	病気や発育発達に関して不安がある人の割合 (平成30年度アンケート結果より)	就学前 25.7% 小学生 21.7%	減らす	減らす
事業名	子育てネット(インターネットサイト)運用事務事業			
指標	サイト閲覧回数	78,142回	100,000回	100,000回



重点施策3 子どもの居場所づくりと子どもの安心安全対策

地域において子どもたちが集い、体験活動を進めるための活動拠点や居場所を整備するとともに、子どもたちが地域に愛着を感じ、郷土愛が育まれるよう、自然・社会・文化等が体験しやすい学習の機会の充実に取り組みます。

また、若者が多様な交流の中で成長し、活躍する場をつくり、大学への進学支援や不登校の子ども、ひきこもり、若年無業者の若者支援等に取り組みます。

様々な事件や事故から子どもたちを守るため、学校・保護者・地域で子どもを見守る体制を整え、子どもたちの安全を確保します。災害発生時には、自分や周りの人の命を守る行動が取れるように、防災・減災の知識を身につける取り組みを推進します。

(1) 放課後子ども教室事業

市内 13 小学校、1 義務教育学校で放課後や週末に学校の施設を利用し、子どもたちの居場所づくりとして、スポーツ、文化活動、様々な遊び、地域ボランティアとの交流、学習活動等を実施しています。

(2) はびきの中学生 study-O 事業

中学生を対象に、学習の習慣づけや学力の向上を目的として、市役所内の会議室等において自学自習の場を提供し、市職員及びサポートスタッフが一人ひとりの習熟度に応じた助言や個別指導を行っています。

(3) 小・中学生スポーツクラブ活動事業

市職員が小・中学校のクラブ活動にない女子サッカーや硬式テニスを指導し、運動の場所と機会を提供することで、児童・生徒の健康づくり・居場所づくりの促進を図っています。

(4) 児童養護施設退所児童進学応援事業

ダルビッシュ有子ども福祉基金を有効に活用し、児童養護施設を退所する児童の社会的自立を支援します。

(5) 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

警察 OB や防犯の専門家等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、各学校を定期的に巡回しています。警備のポイント、改善すべき点等の指導や評価する点を整理するとともに、スクールガードに対する指導等を行うことで子どもの安全を確保します。

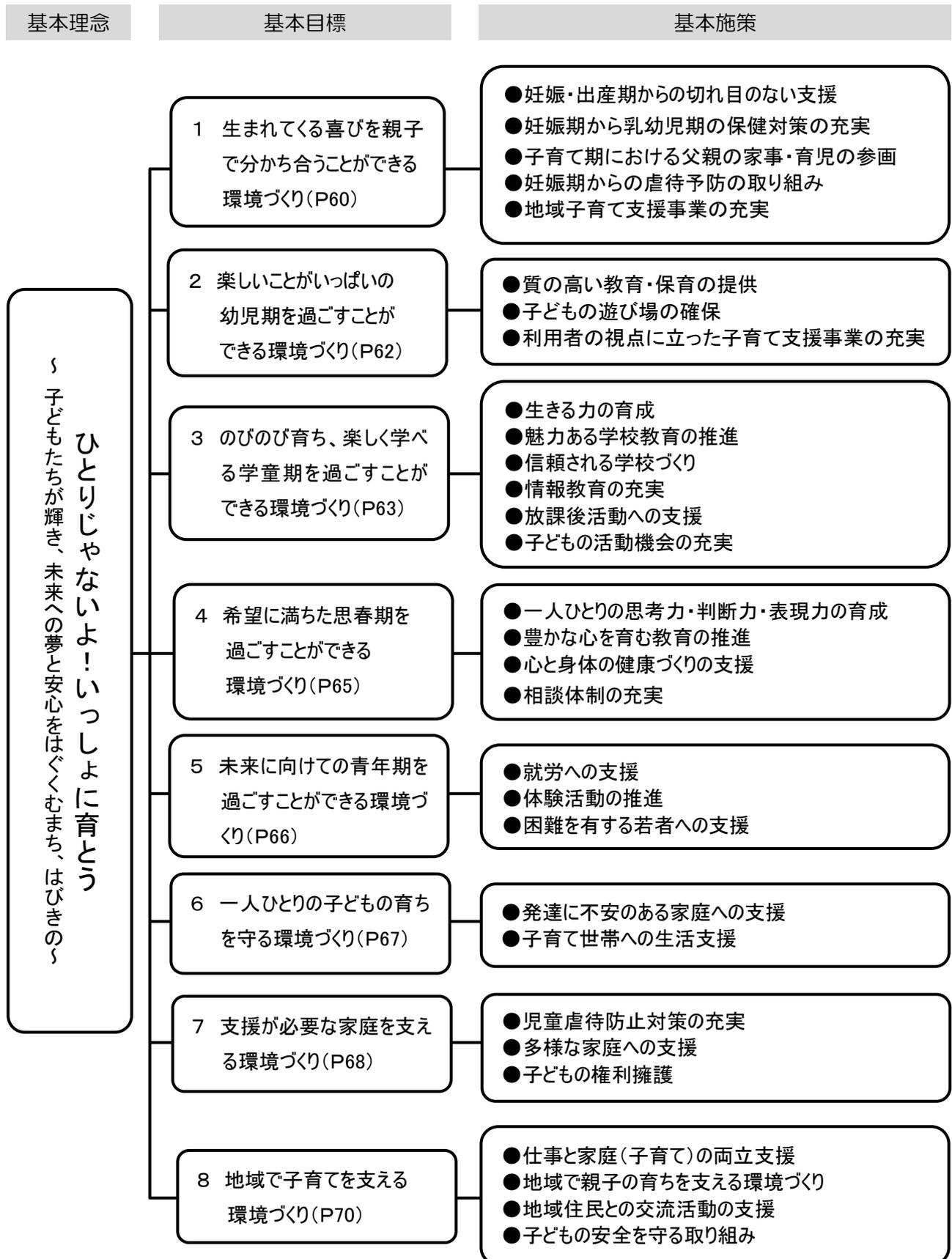
(6) 防災講座・防災研修開催事業

災害発生時に、的確な判断や行動が取れるよう、防災・減災に関する知識や、自助・共助の意識の向上を図るため、小学生を対象に「こども防災教室」（関西大学の学生による出前講座）を実施しています。

■重点施策3の指標の設定

		実績 平成30年度	目標値 令和4年度	目標値 令和6年度
事業名	放課後子ども教室事業			
指標	1年間に開催した教室延べ回数	272回	280回	280回
事業名	はびきの中学生 study-O事業			
指標	利用した生徒の満足度	69.8%	75%	75%
事業名	小・中学生スポーツクラブ活動事業			
指標	登録者数	157人	160人	160人
事業名	児童養護施設退所児童進学応援事業			
指標	対象人数	3人	3人	3人
事業名	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業			
指標	1年間のスクールガード・リーダー派遣日数	85日	100日	100日
事業名	防災講座・防災研修開催事業			
指標	小学校実施数	2校	3校	4校

計画の施策体系



基本施策

- (1) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- (2) 妊娠期から乳幼児期の保健対策の充実
- (3) 子育て期における父親の家事・育児の参画
- (4) 妊娠期からの虐待予防の取り組み
- (5) 地域子育て支援事業の充実

基本施策(1) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

● 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

妊娠の届け出から出産までを安心して過ごし、その後の子育てにも不安を感じないように、いつでも相談できる体制や情報提供等、保護者に寄り添った「切れ目のない支援」を行います。

基本施策(2) 妊娠期から乳幼児期の保健対策の充実

● 妊娠期から乳幼児期における保健事業の推進

妊産婦及び乳幼児に対する健康診査を通して、妊娠や出産、育児不安の軽減を図るとともに、保健指導や相談を実施し、妊娠期の母親の健康と乳幼児の健康の維持、向上に努めます。

また、入院治療を必要とする低体重児が適切に医療を受けることができるよう、経済的な支援を充実させるとともに、定期予防接種等の実施を通して、感染症の予防や蔓延の予防に努めます。

● 小児救急医療の提供と近隣市との連携

乳幼児の小児救急体制については、近隣市や関係機関と連携を強化します。

● 食育の推進

妊娠期から「食」に関する学習会を開催し、離乳食講習会等を通して、それぞれの年齢に応じた子どもの食事の試食会を実施することで、保護者の不安の軽減に努めます。

基本施策(3)子育て期における父親の家事・育児の参画

●父親の育児における積極的な取り組みの支援

家庭における子育ての負担や不安を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるように、「父親の家事・育児参加」を支援します。

基本施策(4)妊娠期からの虐待予防の取り組み

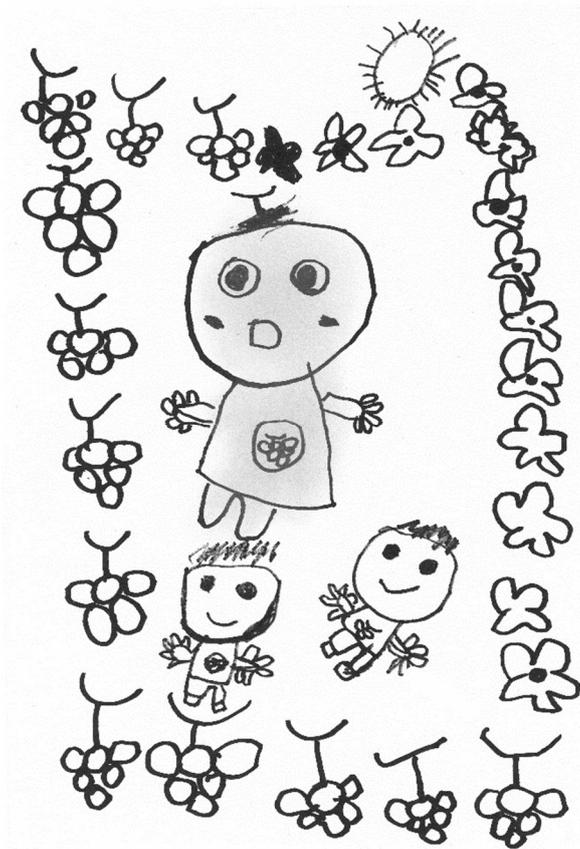
●妊娠期からの虐待予防・早期発見の取り組み

妊娠・出産・育児に不安を抱えている妊産婦を対象に、助産師や保健師が訪問し、養育環境の確認を行い、養育支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら必要な支援を行います。

基本施策(5)地域子育て支援事業の充実

●親子で楽しめる居場所づくり

子育て中の保護者同士が子育ての不安や喜びを共有できる居場所づくりを提供するとともに、子育てに必要な情報提供を行います。



基本施策

- (1) 質の高い教育・保育の提供
- (2) 子どもの遊び場の確保
- (3) 利用者の視点に立った子育て支援事業の充実

基本施策(1) 質の高い教育・保育の提供

● 質の高い教育・保育の提供

子ども一人ひとりに寄り添った教育・保育を提供するため、幼稚園教諭・保育士等への研修を実施するほか、専門性を持つ指導主事や幼児教育アドバイザーを確保し、指導者の育成を図ります。

また、小学校との連携の強化に取り組みます。

● 教育・保育施設における事故防止や発生時の対応

乳幼児期の安全性を確保するため、修繕が必要な設備や機器の更新を進めるとともに、事故が発生した際に迅速に適切な対応がとれるよう体制を整えます。

基本施策(2) 子どもの遊び場の確保

● 憩いの場や交流の場の整備

子どもとともに、子育て中の保護者や地域の方の憩いの場や交流の場となるように、地域の公園整備や安全性の確保に努めます。

基本施策(3) 利用者の視点に立った子育て支援事業の充実

● 利用者の視点に立った地域子育て支援拠点事業の充実

利用者の意見を聞きながら地域における「子育て支援事業」の充実に努め、また、地域ネットワークを形成し、広く利用されるように十分な周知を行います。

● 子育て支援サービス等の情報提供の促進

子育て支援サービス等の様々な支援を希望する人が円滑にサービスを利用できるように、利用者へ届く情報提供のあり方を研究し、効果的な情報提供に努めます。

基本施策

- (1) 生きる力の育成
- (2) 魅力ある学校教育の推進
- (3) 信頼される学校づくり
- (4) 情報教育の充実
- (5) 放課後活動への支援
- (6) 子どもの活動機会の充実

基本施策(1) 生きる力の育成

●一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

子どもたちが「基礎学力」を身につけ、社会の変化の中で主体的に生きることができるよう、子ども一人ひとりに応じたきめ細かい指導の充実に努めます。

●学校におけるスポーツ環境の充実

子どもの健やかな身体をつくり、体力の向上を図るため、学校におけるスポーツ環境の充実に努めます。

基本施策(2) 魅力ある学校教育の推進

●子どもの読書活動の推進

読書の習慣を身につけ、「考える力」「感じる力」「想像する力」「表す力」「国語の知識等」を育みます。

●地域の生活・歴史・文化・自然の教材化の促進

本市の歴史・文化・自然を活かした教材を学校教育の中に取り入れるとともに、地域の生活・歴史・文化等の地域教育活動を進めます。

●学校施設及び適切な学校運営

子どもが快適な学校生活を送ることができるよう、適切な学校運営に努めます。

基本施策(3)信頼される学校づくり

●教職員研修の促進

子ども一人ひとりに寄り添う人権尊重の教育を行うため、教職員の研修を実施します。

基本施策(4)情報教育の充実

●情報教育の充実

グローバル人材の育成に向けてICT教育を充実させるなど、子どもたちが意欲を持って学ぶ力を育みます。

基本施策(5)放課後活動への支援

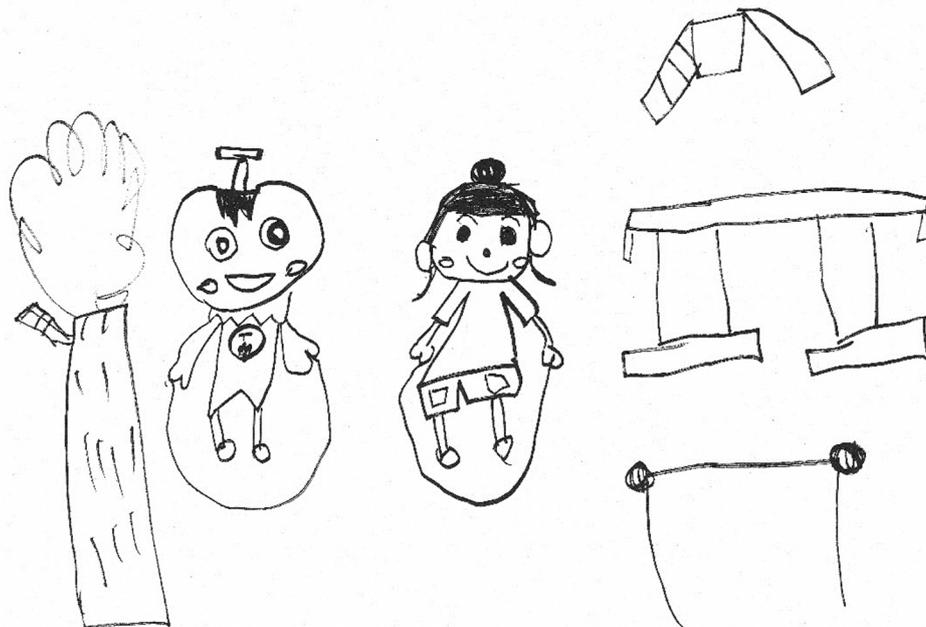
●新・放課後子ども総合プランの実施

国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、すべての児童が放課後等を安心安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室の充実及び連携を引き続き行います。

基本施策(6)子どもの活動機会の充実

●地域における子どもの活動機会の確保

地域において子どもが自主的に参加し、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる機会の充実に努めます。



基本施策

- (1)一人ひとりの思考力・判断力・表現力の育成
- (2)豊かな心を育む教育の推進
- (3)心と身体の健康づくりの支援
- (4)相談体制の充実

基本施策(1)一人ひとりの思考力・判断力・表現力の育成

●すべての子どもの基礎学力の定着

基礎的・基本的な知識と技能、思考力、判断力、表現力等、子どもが主体的に学習に取り組めるように、教育内容、方法の充実に努めています。

●生涯学習・スポーツの基盤づくり

生涯学習やスポーツに対する学習意欲・運動意欲を支え、一人ひとりが持つ力を最大限に伸ばす機会を提供します。

基本施策(2)豊かな心を育む教育の推進

●豊かな心を育む教育の推進

自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める「自尊感情」や「自己肯定感」を高めるため、子どもの心に響く道徳教育等を実施し、豊かな心を育む教育を推進します。

基本施策(3)心と身体の健康づくりの支援

●思春期から青年期に向けた保健対策

10代の自殺や性、不健康やせ等、子どもの心身の健康に関する重要な課題を認識し、心と身体の保健対策の充実に努めます。

基本施策(4)相談体制の充実

●児童・生徒の心のケアを進める相談体制の充実

児童・生徒の心のケアを進める相談体制の充実に向け、スクールカウンセラーとの連携をはじめ、いじめの問題等に正面から向き合い、学校・家庭・地域及び関係機関とネットワークづくりを進めます。

基本施策

- (1) 就労への支援
- (2) 体験活動の推進
- (3) 困難を有する若者への支援

基本施策(1) 就労への支援

● 就労機会の提供と進路指導

社会全体において若者の自尊感情を高め、働くことの意義や働きがいを得ることができる機会を提供するとともに、就職機会の提供と進路指導の充実に努めます。

基本施策(2) 体験活動の推進

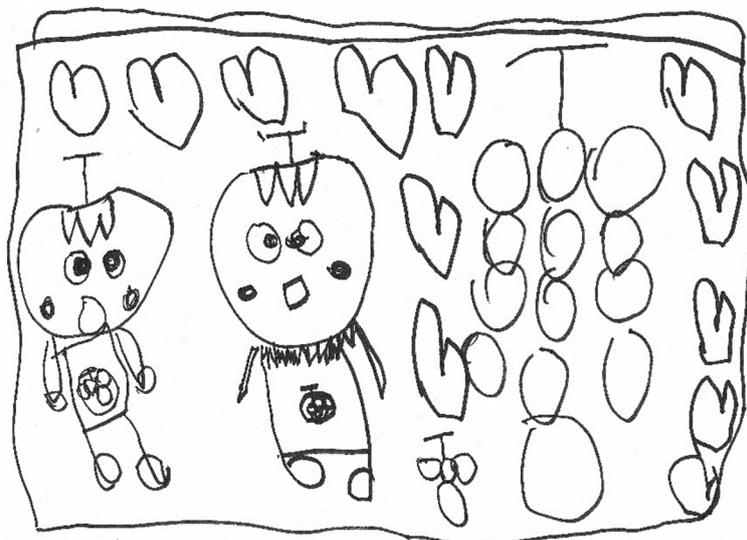
● 地域における青年の仲間づくりの促進

子どもが自分で課題を見つけ、主体的に判断し、行動できるように、ボランティア活動に関する情報提供やリーダー育成のための体制づくりに取り組みます。

基本施策(3) 困難を有する若者への支援

● 青少年の非行防止や困難を有する若者への相談や支援体制の充実

いじめや少年非行等の対応は、学校・児童相談所等、地域での支援ネットワークが重要となることから、各学校区で情報交換・情報共有を図りながら、個別的・具体的な支援を進めます。



基本施策

- (1) 発達に不安のある家庭への支援
- (2) 子育て世帯への生活支援

基本施策(1) 発達に不安のある家庭への支援

● 発達の状態に応じた療育の保障

特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援するため、発達の状態に応じたサービスの提供を行います。また、早期に適切な療育支援を行えるよう、専門職員との連携を強化するとともに、子ども一人ひとりに応じた療育を保障します。

● 支援が必要な子どもの受け入れ体制の確保と指導者の資質の向上

学校園や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）において、障害児等、特別な支援が必要な子どもを受け入れることができるよう、保育士や教職員、支援員等の資質向上を図るとともに、理解促進に努めます。

● 教育相談・就学相談の実施

障害の有無に関わらず、子どもにとって最適な教育・保育環境を選択できるよう、教育相談・就学相談を行います。

● 本人や保護者への情報提供と相談体制の充実

障害児や発達に不安のある児童とその保護者に対して必要な情報が届くよう、情報誌やインターネット等の各媒体を通して情報を発信するとともに、各種健診や園庭開放等の機会を通して保護者の気持ちに寄り添った相談体制を整えます。

基本施策(2) 子育て世帯への生活支援

● 子育て世帯への経済的支援

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、児童手当や子ども医療費等、子育て世帯に経済的支援を実施します。

基本施策

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 多様な家庭への支援
- (3) 子どもの権利擁護

基本施策(1) 児童虐待防止対策の充実

● 虐待の予防・養育支援家庭の早期発見・関係機関との連携強化

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見・早期対応に努め、第一に子どもの意見を尊重し、子どもの権利が守られているかを常に評価する体制を整備します。

● 専門性を有する職員の配置による体制強化

保健・医療・福祉・教育等の専門性を持った職員が、すべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、実状の把握や相談対応ができるような体制を整え、関係機関と連携して継続的な支援を行います。

基本施策(2) 多様な家庭への支援

● ひとり親家庭に対する相談・就業・生活等の支援(羽曳野市ひとり親家庭等自立支援計画)

ひとり親家庭は、育児や家事の負担も大きく、経済的な援助が必要となることから、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済的支援等、総合的な対策を母子・父子自立支援員を中心に関係相談機関との連携を強化し、適切に実施していきます。

● 生活困窮家庭や多子世帯への支援

生活困窮家庭や多子世帯に対してそれぞれの家庭の現状を把握し、養育費の確保、就業支援、子育て支援、経済的支援等、総合的な対策を適切に実施します。

国の「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、本市の課題を把握するとともに、必要な施策を検討します。

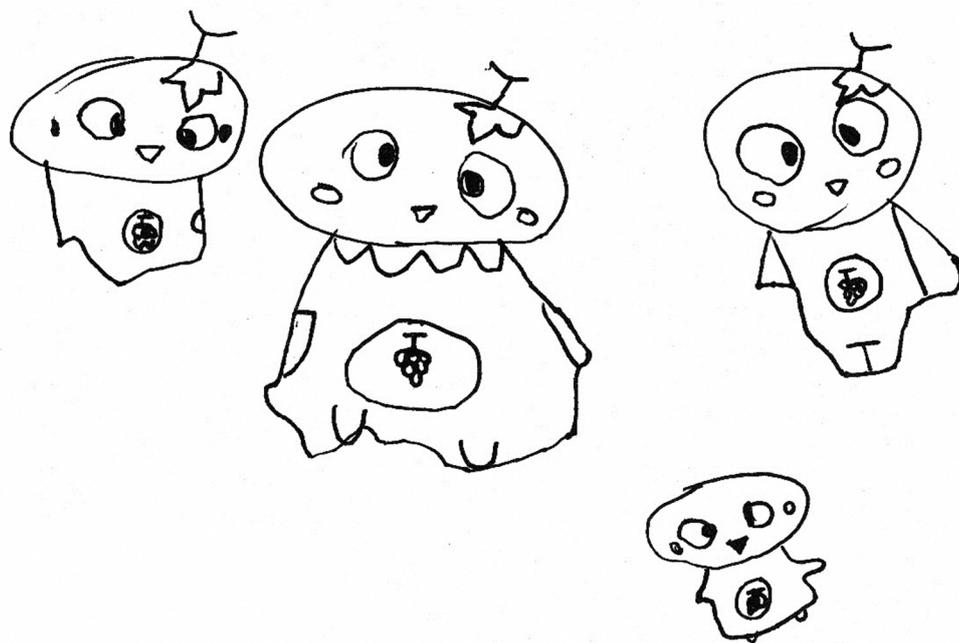
● 外国人及び外国につながる子ども・保護者への支援

外国人及び外国につながる子どもやその保護者が安心して日常生活を送ることができ、円滑な教育・保育等を利用できるよう支援体制を整えます。

基本施策(3)子どもの権利擁護

●子どもの権利擁護

児童虐待や貧困の連鎖等、権利の侵害に対する早期発見・早期対応に努めるため、子ども一人ひとりが自分らしく生きる権利があることについて、市民一人ひとりが理解を深めるために、人権教育及びその啓発に取り組みます。また、子どもが人権侵害を受けた場合等、適切な対応ができるように相談体制の充実に努めます。



基本施策

- (1) 仕事と家庭(子育て)の両立支援
- (2) 地域で親子の育ちを支える環境づくり
- (3) 地域住民との交流活動の支援
- (4) 子どもの安全を守る取り組み

基本施策(1) 仕事と家庭(子育て)の両立支援

●ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業主・市民への啓発

仕事と生活の調和の実現に向け、労働者・事業主・地域住民の理解が進むように広報・啓発活動を行うとともに、仕事と子育ての両立のため、乳幼児期の教育・保育及び放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実を図り、多様な働き方に対応した子育て支援を進めます。

基本施策(2) 地域で親子の育ちを支える環境づくり

●親子の育ちを応援する家庭教育支援

地域や学校等との豊かなつながりの中で家庭教育が行われるように、親子の育ちを応援する機会を充実させ、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

基本施策(3) 地域住民との交流活動の支援

●地域における支え合いの仕組みづくり

子育てを地域で支え合うことができるよう、市民の自主的活動やネットワークづくり、各校区での地域活動を支援します。

●地域で子どもを守り支える居場所づくり

子どもが地域で安心して過ごすことができるよう、居場所づくりを推進します。

基本施策(4) 子どもの安全を守る取り組み

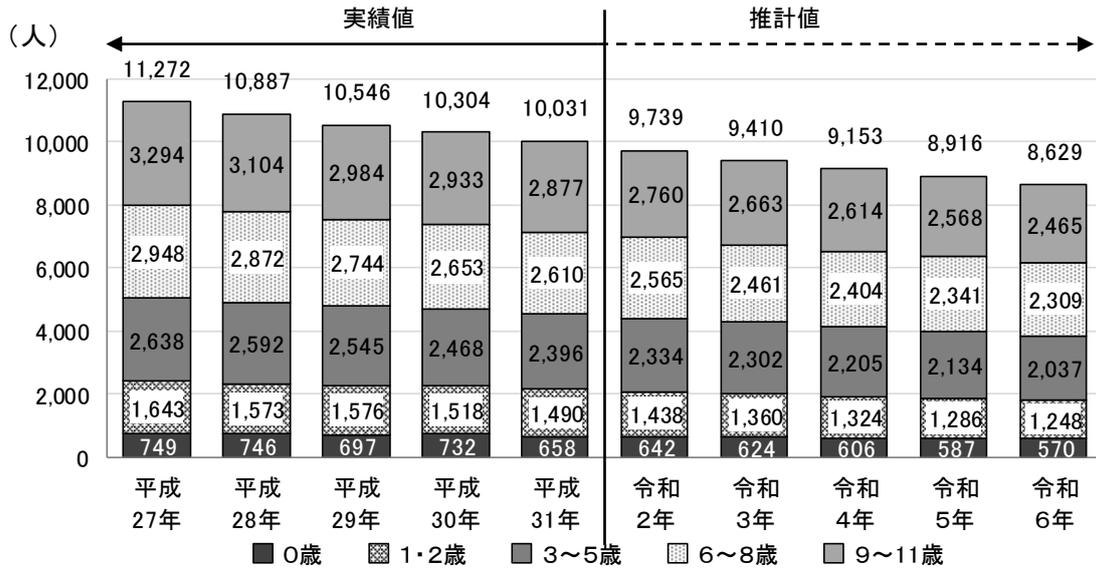
●子どもの安全確保

家庭や地域の関係機関、関係団体とも連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備します。

2. 人口推計

子ども・子育て支援事業計画では、事前に算出した推計人口と利用率等を用いて必要な見込み量を算出します。本市では、住民基本台帳の各年齢人口により、コーホート変化率法⁶を用いて計画期間の人口推計を行った結果、各年度の人口は以下のとおりとなります。

■ 12歳未満の推計人口



資料：住民基本台帳（各年3月末日）

■ 12歳未満の推計人口（内訳）

単位：人

	実績					推計（計画期間）					
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	749	746	697	732	658	642	624	606	587	570	
1歳	785	785	781	735	746	686	669	650	631	612	
2歳	858	788	795	783	744	752	691	674	655	636	
3歳	894	863	790	798	792	748	756	695	678	659	
4歳	836	891	868	806	790	795	751	759	697	680	
5歳	908	838	887	864	814	791	795	751	759	698	
6～8歳	2,948	2,872	2,744	2,653	2,610	2,565	2,461	2,404	2,341	2,309	
9～11歳	3,294	3,104	2,984	2,933	2,877	2,760	2,663	2,614	2,568	2,465	
就学前計	0～5歳	5,030	4,911	4,818	4,718	4,544	4,414	4,286	4,135	4,007	3,855
小学生計	6～11歳	6,242	5,976	5,728	5,586	5,487	5,325	5,124	5,018	4,909	4,774
合計	0～11歳	11,272	10,887	10,546	10,304	10,031	9,739	9,410	9,153	8,916	8,629

資料：住民基本台帳各歳別人口（各年3月末日時点）

⁶コーホート変化率法：同じ年に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

3. 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

国の「基本指針」において、就学前の子どもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量を見込み、確保の内容を定めることとされています。

■ 就学前教育・保育の量の認定区分

認定区分		提供施設
1号認定	3-5歳の幼児期の教育を受ける児童	幼稚園、認定こども園
2号認定	3-5歳の保育の必要性のある児童	保育所、認定こども園 地域型保育事業
3号認定	0-2歳の保育の必要性のある児童	

■ 地域子ども・子育て支援事業の種類と対象者

No.	事業の名称	対象者
1	利用者支援事業	0～5歳、小学1～6年生
2	時間外保育事業(延長保育)	0～5歳
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	0～5歳
4	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
5	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小学1～6年生
6	子育て短期支援事業(ショートステイ)	0～18歳
7	乳児家庭全戸訪問事業	新生児～4ヶ月までの子どもがいる家庭
8	養育支援訪問事業	家事や育児について、親族等の支援が受けられない家庭
9	地域子育て支援拠点事業	概ね2歳未満の児童及び保護者
10	一時預かり事業	0～5歳
11	病児保育事業	0～5歳
12	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等
13	妊婦健康診査事業	妊婦

(1) 就学前教育・保育の量の見込みと提供体制

本計画期間内の各年度における就学前の子どもにかかる教育・保育の量を見込み、次のように確保していきます。（地域型保育事業については、量を見込んでいません。）

【1号・2号・3号各認定における量の見込みと確保の内容について】

本計画における教育・保育の量の見込みについては、平成30年度に実施したニーズ調査の結果、過去5年間の実績、今後の推計人口を参照し、比較検討を行った結果、最も妥当だと判断した以下の方法で、今後5年間の量を見込んでいます。

- 1号認定 過去5年間の利用者数の増減率により算出
- 2号認定 過去5年間の利用者数の増減率により算出
- 3号認定（0歳） 過去5年間の利用率に推計人口をかけて算出
- 3号認定（1・2歳） 過去5年間の利用率に推計人口をかけて算出

量の見込みと対応する確保の内容については、市内の幼稚園・保育所・認定こども園の定員数を記載しています。

計画期間中において、待機児童を出すことなく、保育ニーズに応じた量を確保します。なお、今後不足が生じた場合は、基本的に既存施設の定員増等により対応することとします。ただし、大規模宅地開発等、大幅に定員の不足が生じた場合は、必要に応じて量の見込みと確保の内容も変更して整備していきます。

【前回計画最終年度（令和元年度）以降から本計画期間中に定員変更のある保育所・こども園】

- ◎ 令和元年度に、くるみ共同保育園が認可され、2号・3号の定員を45名増やしています。
- ◎ 令和2年度に、羽曳が丘幼稚園、高鷲南幼稚園が1号の定員をそれぞれ20名増やす予定です。
- ◎ 令和2年度に、高鷲北幼稚園が休園より閉園となるため、1号の定員を60名減らす予定です。
- ◎ 令和3年度に、郡戸保育園、高屋保育学園が2号・3号の合計の定員をそれぞれ15名増やす予定です。

◎ 令和4年度に、恵我之荘幼稚園、丹比幼稚園、向野保育園は、（仮称）西部こども未来館として新しく開園する予定であり、以下のとおり確保数を変更します。なお、3号認定の0歳の定員については、変更ありません。

- 1号 125名から100名に変更（-25）
- 2号 162名から150名に変更（-12）
- 3号（1・2歳） 63名から 75名に変更（+12）

◎ 令和5年度に島泉保育園の閉園予定により、段階的に受け入れ数の調整をしています。

■就学前教育・保育の量の見込みと確保の内容

単位：人

		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		714	1,186	105	640	692	1,184	102	621	671	1,182	98	621
確保の内容	特定教育・保育施設	1,111	1,251	167	627	1,111	1,261	172	642	1,086	1,249	172	654
	確認を受けない幼稚園	350	-	-	-	350	-	-	-	350	-	-	-
	企業主導型保育施設 ⁷	0	15	13	23	0	15	13	23	0	15	13	23
②確保数の合計		1,461	1,266	180	650	1,461	1,276	185	665	1,436	1,264	185	677
②-① (需給の差)		747	80	75	10	769	92	83	44	765	82	87	56
③人口		2,334		642	1,438	2,302		624	1,360	2,205		606	1,324
①÷③ (利用率)		30.6%	50.8%	16.4%	44.5%	30.1%	51.4%	16.3%	45.7%	30.4%	53.6%	16.2%	46.9%

		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		650	1,180	95	619	630	1,178	92	616
確保の内容	特定教育・保育施設	1,086	1,179	166	630	1,086	1,179	166	630
	確認を受けない幼稚園	350	-	-	-	350	-	-	-
	企業主導型保育施設	0	15	13	23	0	15	13	23
②確保数の合計		1,436	1,194	179	653	1,436	1,194	179	653
②-① (需給の差)		786	14	84	34	806	16	87	37
③人口		2,134		587	1,286	2,037		570	1,248
①÷③ (利用率)		30.5%	55.3%	16.2%	48.1%	30.9%	57.8%	16.1%	49.4%

⁷ 企業主導型保育施設：平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や地域の企業が共同で設置・利用する保育施設で、従業員の子ども以外を受け入れる「地域枠」を設定することができる

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業については、以下のとおり量を見込み、確保できる体制を整備します。

①利用者支援事業

市こども課と子育て世代包括支援センターの2箇所で実施します。

■利用者支援事業

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0

②時間外保育事業(延長保育)

延長保育のニーズに対応できるよう、保育士の確保に努めます。

また、公立、私立の保育所・認定こども園の合計で量を見込み、確保の内容を記載しています。なお、令和2年度よりくるみ共同保育園の延長保育も実施されますが、ニーズに対応した体制を確保します。

■時間外保育事業(延長保育)

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,331	4,300	4,263	4,228	4,185
②確保の内容	4,331	4,300	4,263	4,228	4,185
②－①	0	0	0	0	0

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度未移行園の利用者に対する副食費の負担減免について、幼稚園・保育所・認定こども園の利用者の公平性の観点から、当事業により支援します。

④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入施設等への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業規模の適正化を図ります。

⑤放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

今後も児童数の増加に対応できるように、教室や指導員の確保と質の向上に努めます。

■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
放課後児童健全育成事業	1年生	①量の見込み	304	300	306	280	282	
		②確保の内容	304	300	306	280	282	
		②-①	0	0	0	0	0	
	2年生	①量の見込み	272	277	268	272	251	
		②確保の内容	272	277	268	272	251	
		① - ①	0	0	0	0	0	
	3年生	①量の見込み	255	227	229	224	226	
		②確保の内容	255	227	229	224	226	
		②-①	0	0	0	0	0	
	4年生	①量の見込み	139	180	162	165	162	
		②確保の内容	139	180	162	165	162	
		②-①	0	0	0	0	0	
	5年生	①量の見込み	77	76	97	81	87	
		②確保の内容	77	76	97	81	87	
		②-①	0	0	0	0	0	
	6年生	①量の見込み	54	53	51	63	51	
		②確保の内容	54	53	51	63	51	
		②-①	0	0	0	0	0	
	合計			1,101	1,113	1,113	1,085	1,059
	②確保の内容			1,101	1,113	1,113	1,085	1,059
	②-①			0	0	0	0	0

⑥子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、また、保護者の育児疲れ等のニーズにも対応するため、必要量を確保します。

■子育て短期支援事業

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保の内容	30	30	30	30	30
②-①	0	0	0	0	0

⑦乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、支援が必要と思われる家庭を適切な支援につなげるため、保健師や助産師が繰り返し訪問できるように体制を確保します。

■乳児家庭全戸訪問事業

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	629	611	593	575	558
②確保の内容	629	611	593	575	558
②-①	0	0	0	0	0

※新生児・第2子以降の合計数

⑧養育支援訪問事業

保護者の育児不安や孤立感を和らげるため、養育支援の必要な家庭に訪問できるように専門員の確保に努めます。

■養育支援訪問事業

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	36	36	36	36	36
②確保の内容	36	36	36	36	36
②-①	0	0	0	0	0

⑨地域子育て支援拠点事業

保護者と子どもが一緒に楽しく、いつでも利用できる施設として、相談体制の充実や、きめ細かい情報提供ができるように整備します。

■地域子育て支援拠点事業

単位：人日／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
旧ひろば型	①量の見込み	3,897	3,897	3,897	3,897	3,897
	②確保の内容	3,897	3,897	3,897	3,897	3,897
	②-①	0	0	0	0	0
旧センター型	①量の見込み	19,693	19,693	19,693	19,693	19,693
	②確保の内容	19,693	19,693	19,693	19,693	19,693
	②-①	0	0	0	0	0
連携型	①量の見込み	8,072	8,072	8,072	8,072	8,072
	②確保の内容	8,072	8,072	8,072	8,072	8,072
	②-①	0	0	0	0	0

⑩一時預かり事業

令和4年度より、(仮称)西部こども未来館が開園となり、幼稚園(在園児対象)の預かり保育も開始されますが、ニーズに対応した体制を確保します。また、保育所等での一時預かり(地域の子ども対象)についても、地域に開かれた保育所となるように、十分な量の確保に努めます。

■一時預かり事業

単位：人日／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園	①量の見込み	12,004	11,872	11,741	11,612	11,484
	②確保の内容	12,004	11,872	11,741	11,612	11,484
	②-①	0	0	0	0	0
保育所等	①量の見込み	4,365	4,239	4,090	3,963	3,813
	②確保の内容	4,365	4,239	4,090	3,963	3,813
	②-①	0	0	0	0	0

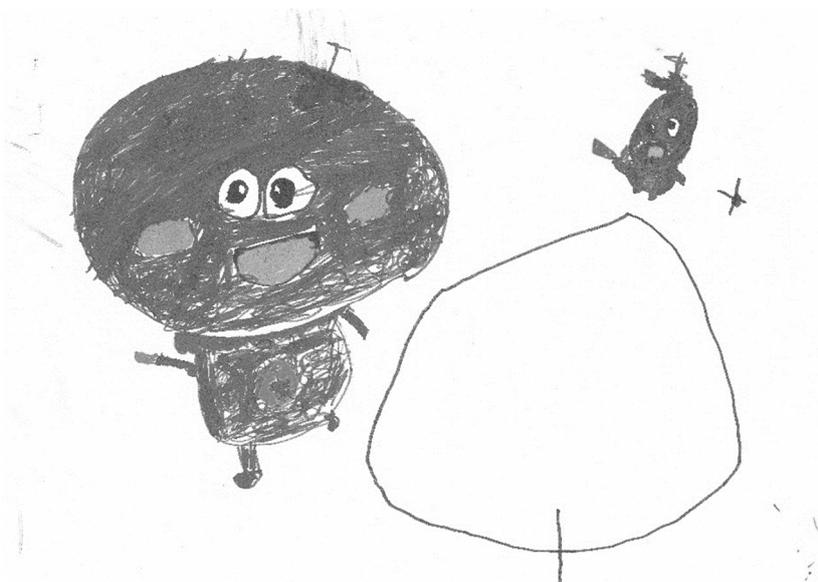
⑪病児保育事業(病後児対応型)

病気の回復期にある子どもに、家庭と同じような保育環境を準備し、保護者が安心して働くことができるように、ニーズに対応できる量を確保します。なお、本市は病後児対応型のみ量を見込んでいます。

■病後児保育事業(病後児対応型)

単位：人日／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		505	505	505	505	505
②確保の内容		505	505	505	505	505
②-①		0	0	0	0	0



⑫ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)(就学児のみ)

地域の相互援助活動として、利用会員のニーズに対応できる量を確保します。

■ファミリー・サポート・センター事業

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	101	98	95	93	90
②確保の内容	101	98	95	93	90
②-①	0	0	0	0	0

⑬妊婦健康診査事業

0歳児の推計人口に基づき、ニーズに対応できる量を確保するとともに、多胎妊婦等の受診件数も十分に確保します。

■妊婦健康診査事業

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	8,128	7,899	7,671	7,430	7,214
②確保の内容	8,128	7,899	7,671	7,430	7,214
②-①	0	0	0	0	0

4. 新・放課後子ども総合プラン

「新・放課後子ども総合プラン」は、共働き家庭の支援と次代を担う人材を育成するため、すべての小学生が放課後等を安心安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の受け皿の拡大及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室の一体的な実施を目的として国が定めたものです。本市でもこの「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、事業を実施していきます。

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の年度ごとの量の見込み及び目標整備量

整備量は現在すでに 1,440 人の児童の受け入れが可能な教室数を整備しており、今後も児童数の増加に伴って教室整備を行う予定です。

■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 量の見込みと確保の内容（P77 より再掲）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	304	300	306	280	282
2年生	272	277	268	272	251
3年生	255	227	229	224	226
4年生	139	180	162	165	162
5年生	77	76	97	81	87
6年生	54	53	51	63	51
低学年	831	804	803	776	759
高学年	270	309	310	309	300
合計	1,101	1,113	1,113	1,085	1,059

(2) 一体型の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・放課後子ども教室の令和3年度に達成されるべき目標事業量

■ 放課後子ども教室の目標事業量

単位：箇所

放課後子ども教室	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	14	14	14	14	14
一体的な実施箇所数	14	14	14	14	14
考え方	市内 13 小学校・1 義務教育学校で実施完了、継続予定				

(3) 放課後子ども教室の令和3年度までの実施計画

市内 13 小学校、1 義務教育学校において、各校年 20 回程度の事業実施を行う予定です。

(4)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)及び放課後子ども教室の一体的または連携による具体的な方策

本市では、14校において放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)と放課後子ども教室の一体的な活動を行っており、今後も継続する予定です。

(5)小学校の余裕教室等の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)及び放課後子ども教室への活用

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、入会する児童数に応じて専用のスペースを学校敷地内に確保しています(白鳥校区は白鳥児童館で実施)。放課後子ども教室は特別教室や体育館、校庭等の多様なスペースを一時的に利用して、プログラムを実施しています。引き続き学校と相談し、余裕教室の活用を継続していきます。

(6)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

現在、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)及び放課後子ども教室は教育委員会が実施しており、今後も情報共有を図りながら効率的な事業運営を行っていく予定です。

(7)特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)では、1クラスにつき2名の放課後児童支援員等の配置を行っていますが、特別な配慮を必要とする児童の数や状況に応じて、放課後児童支援員等の加配を行っていく予定です。

(8)地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の開会時間の延長に係る取り組み

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)では午後5時に児童の集団下校を行っていますが、延長の申請があった児童については午後6時30分までの開会時間を延長して対応しています。

(9)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割をさらに向上していくための方策

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の職員の個々の能力を上げていくための研修の充実、職員への丁寧な相談と指導体制の確保、市職員や教員OBを活用した学習支援事業等の充実及び保護者との連携を促進します。

(10)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

利用者の保護者には毎月教室だよりを発行しており、育成支援内容の周知に努めています。また、放課後子ども教室の各小学校区の地域実行委員会との連携を進めていきます。

5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

認定こども園の設置数、設置時期と普及にかかる考え方、持続的かつ質の高い教育・保育及び地域の子育て支援の役割と推進方策、幼保一体化の取り組みを推進します。

幼児教育・保育の無償化の実施に対応し、子育てにかかる施設等利用給付を円滑に実施できるような体制を確保します。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に努めます。

7. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、提供量の確保に努めます。

8. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する大阪府との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実等、大阪府が行う施策との連携を図るとともに、本市の実状に応じた施策を関係機関と連携を密にして展開します。

児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応のための体制の充実を図ります。

また、医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築に努めます。

9. 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直しを図るために、大阪府や地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実状に応じた取り組みを進めます。

第6章 母子保健計画

1. 評価と今後の方向性

母子保健計画の策定にあたっては、「健やか親子 21（第 2 次）」で示された課題や指標を基本とすることが厚生労働省の母子保健計画策定指針にうたわれており、本市においても、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の 10 年後の実現に向けて、3つの基盤課題と2つの重点課題を設定し、課題に対し実施する事業並びに、5年後と10年後の目標値を設定しました。また、各課題に対する指標の現状値をみることで、今後の方向性について検討しました。

基盤課題

- A 「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」
- B 「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」
- C 「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」

重点課題

- ① 「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」
- ② 「妊娠期からの児童虐待防止対策」

■ 基盤課題について

A 「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」

現状と課題

指標の 10 項目の課題のうち目標達成・改善したものが 4 項目、ほとんど変化がみられないものと評価ができなかったものが 5 項目、悪化したものが 1 項目でした。全国と比較すると、乳幼児健診の受診率は高くなっていますが、妊婦の喫煙率が計画策定時より増し、全国の値と比べても高い値になっています。

今後の方向性

妊娠初期からのアプローチが育児期への支援につながるため重要であり、平成 31 年 1 月に、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から出産・育児まで継続した支援ができるよう、体制を整備しました。今後、支援内容の充実と関係機関との連携を深めていきます。

B「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」

現状と課題

指標の3項目のうち2項目が改善しており、小学5年生と中学2年生の朝食の欠食率においては全国と比べ低い値となっていますが、中学生の喫煙率と飲酒率については低下したものの全国と比べ高い値となっています。

今後の方向性

思春期での健康に関する知識の普及が必要と考えられることから、思春期教室に取り入れていきます。また、幼児期からの食生活が思春期以降にもつながるため、食育事業を進めます。

C「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」

現状と課題

指標の6項目のうち改善がみられたものが1項目、目標達成が継続できているものが1項目、評価できないものが4項目でした。全国と比べると、マタニティマークの普及率は高い値となっていますが、この地域で子育ての継続を望む割合や、父親が主体的に育児に関わっていると感じている割合が低い状況となっています。

今後の方向性

親子教室や子育てサロン等で親子が交流できる機会をつくり、子育てのしやすい地域づくりを進めます。また、母子健康手帳交付時やマタニティスクール等で、父親も育児のイメージを持つことで育児参加への主体性を育成します。

■重点課題について

①「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」

現状と課題

指標で中間評価できる項目はありませんが、全国の値と比べると、育てにくいと感じる親の割合は少なく、子どもの社会性の発達過程を把握している親の割合は低い状況となっています。

今後の方向性

核家族化や地域のつながりの変化により、育児の孤立が考えられます。各乳幼児健診や親子教室等で、子どもの社会性や発達過程を伝え、年代に応じた対応ができるよう育児支援に努めます。

子どもに発達障害の疑いのある場合は、支援のためのサービス利用を進めます。

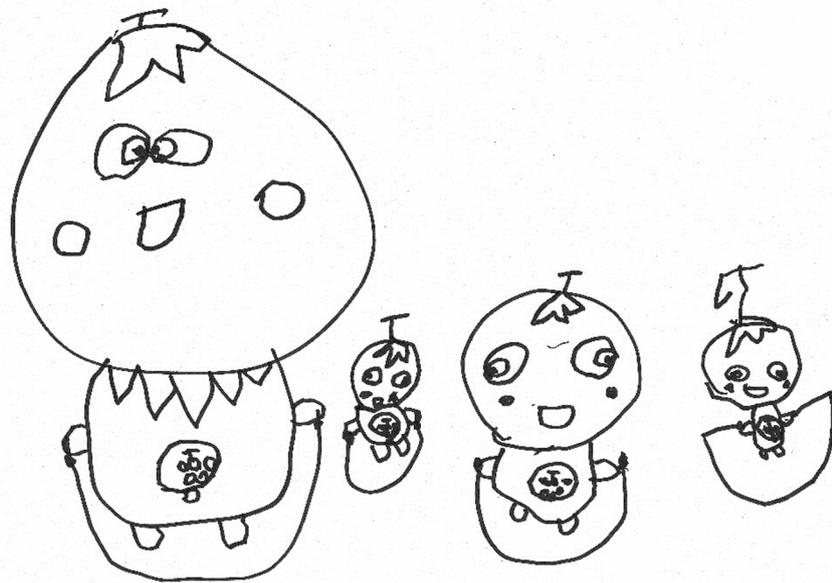
②「妊娠期からの児童虐待防止対策」

現状と課題

目標達成できている指標項目が1項目、評価できない項目が4項目でしたが、各乳幼児健診の受診率や、乳幼児揺さぶられ症候群の認知度は全国に比べ高い値になっています。しかし、子どもを虐待していると思う割合は全国より高く、子どもの年齢とともに高くなる傾向は全国と同様です。

今後の方向性

児童虐待予防のために、子育て世代包括支援センターにおいて妊娠届出時個別に面接することで、妊娠期から相談窓口の啓発や、必要な方には妊娠期・出産後早期に家庭訪問を行い、育児に関する相談を受け、各サービスの調整や情報提供にて育児不安の軽減を図ります。また、乳幼児健診未受診者の全数把握に努めるとともに、医療機関や関係課との一層の連携を図ります。



2. 基盤課題

	指標名	計画策定時 平成 26 年値	5年後 目標	現状値 平成 30 年値	全国の値 平成 28-30 年値	10 年後目標	取り組み事業名等	
A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	低出生体重児の割合	8.9%	減少	6.6%	10.1%	減少	・妊娠届出時に保健師が全数面接を実施し、必要時支援計画の作成と支援の実施	
	妊娠・出産に満足している者の割合	調査予定	調査後に設定	83.0%	82.8%	85.0%	・妊娠 11 週以降での妊娠届出遅延者に対するの聞き取りの実施	
	むし歯のない 3 歳児の割合	85.8%	86.0%	85.8%	85.6%	90.0%	・喫煙・飲酒についての妊娠届出時のアンケートの実施と保健指導の実施	
	妊娠中の妊婦・両親の喫煙率	母 3.8% 父 41.5% (全国調査)	0.0% 30.0%	4.8% 41.0%	2.7% 37.7%	0.0% 20.0%	・妊娠中の健康管理の情報提供 ・妊婦健診の費用助成と還付制度	
	妊娠中の妊婦の飲酒率	4.3%	0.0%	1.0%	1.2%	0.0%	・マタニティマークの啓発 ・母性健康管理指導事項連絡カードの普及啓発	
	乳幼児健診の受診率	4ヶ月	99%	100%	97.5%	95.5%	100%	・マタニティスクールの開催 ・医療機関との連携と協議
		1歳6ヶ月	95.6%	97.0%	97.5%	96.2%	100%	・要養育支援者情報提供票の活用
		3歳6ヶ月	90.6%	94.0%	95.9%	95.2%	100%	・養育医療申請者の面接の実施 ・予防接種法に基づく予防接種の実施
	小児救急電話相談（#8000）を知っている親の割合	調査予定	調査後に設定	84.3%	79.8%	90.0%	・新生児訪問の実施 ・離乳食講習会の実施 ・あそびの教室開催	
	仕上げ磨きをする親の割合	調査予定	調査後に設定	77.2%	73.1%	90.0%	・乳幼児健診での歯科衛生士による教育の実施 ・むし歯予防試験の実施	
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	94.0%	100%	94.1%	93.0%	100%	・むし歯予防教室の実施 ・よい歯のコンクールの開催		
1 歳までに BCG 接種を終了している者の割合	99.0%	100%	99.3%	98.8%	100%			

	指標名	計画策定時 平成 26 年値	5年後 目標	現状値 平成 30 年値	全国の値 平成 28-30 年値	10 年後目標	取り組み事業名等
B 学童期・思春期から成人期にむけた保健対策	十代の喫煙率	小学生 男子 4.0% 女子 0.8% 中学生 男子 5.2% 女子 2.2% (健康はびきの 21 アンケート調 査より)	0.0% 0.0% 0.0% 0.0%	小学生 男 4.9% 女 1.2% 中学生 男 3.2% 女 1.1% ※過去に喫煙した、 したことがある割合	— — 男 0.4% 女 0.4% ※この 30 日間に 1 日でもタバコを吸 った割合	0.0% 0.0% 0.0% 0.0%	・思春期教育の実施と充実 (健やかな成長のための健康 管理、STI(性感染症)の知 識の普及、妊娠出産育児に 関する正しい知識の普及、 思いがけない妊娠を避ける ための保健指導の実施) ・教育委員会との連携 ・相談機関の紹介(妊娠SOS 等の紹介) ・親子クッキングの開催
	十代の飲酒率	小学生 男子 39.9% 女子 24.2% 中学生 男子 31.5% 女子 39.8% (健康はびきの 21 アンケート調 査より)	0.0% 0.0% 0.0% 0.0%	小学生 17.8% 中学生 18.6%	— 男 3.6% 女 2.7%	0.0% 0.0%	
	朝食を欠食する子どもの割合	小学5年生 6.7% 中学2年生 9.6% (健康はびきの 21 アンケート調 査より)	0.0% 0.0%	小学5年生 6.4% 中学2年生 7.2%	15.2% 20.2%	0.0% 0.0%	



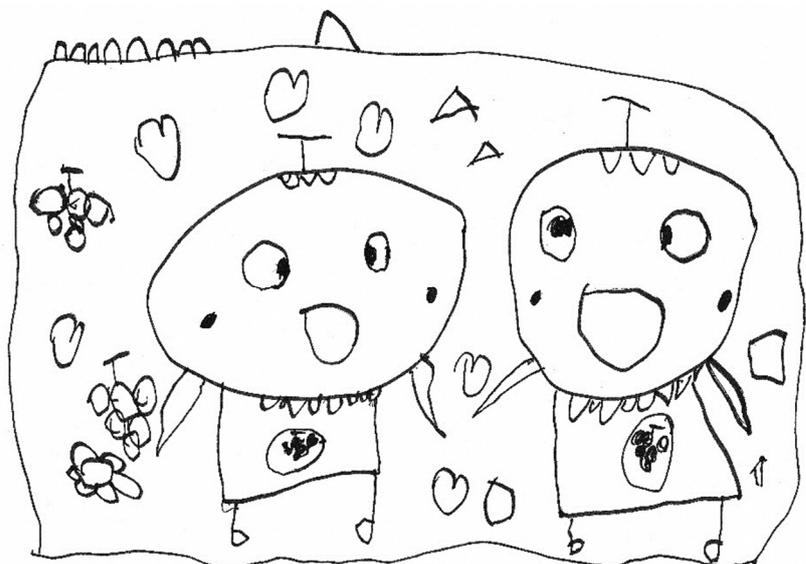
	指標名	計画策定時 平成 26 年値	5年後 目標	現状値 平成 30 年値	全国の値 平成 28-30 年値	10 年後目標	取り組み事業名等
C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	この地域で子育てしたいと思う親の割合	調査予定	調査後に設定	88.0%	94.5%	95.0%	・マタニティマークの啓発 ・マタニティスクールのプログラムの工夫(育児レッスン、父性の教育)
	妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮されたと思う就労妊婦の割合	調査予定	調査後に設定	89.7%	90.2%	95.0%	・妊娠届出時に父性を意識した啓発活動を実施
	マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合	52.3% (全国調査)	60.0%	74.4%	69.2%	80.0%	・子育てサロンでの教育・相談の実施 ・家庭訪問、育児相談の実施 ・事故予防教育の実施 ・母性健康管理指導事項連絡カードの啓発活用
	主体的に育児に関わっていると感じている父親の割合	調査予定	調査後に設定	57.3%	59.9%	70.0%	・離乳食講習会の開催 ・あそびの教室の開催 ・健診未受診者の全数把握
	乳幼児健診の未受診者の全数の状況を把握しているか	把握している	継続	把握している	把握している	継続	・各種健診での個別相談の実施 ・各関係機関との連携 ・地域資源の紹介
	事故予防対策を実施しているか	調査予定	調査後に設定	43.9%	46.5%	80.0%	

3. 重点課題

	指標名	計画作成時 平成 26 年値	5年後 目標	現状値 平成 30 年値	全国の値 平成 28-30 年値	10 年後目標	取り組み事業名等
① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援	育てにくさを感じているか	調査予定	調査後に設定	4ヶ月 7.9% 1歳6ヶ月 19.1% 3歳6ヶ月 27.2%	13.0% 23.9% 33.8%	※95.0% ※「育てにくさを感じたときに対処できる親の割合」に変更	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診の実施 ・経過観察健診の実施 ・フォロー教室（パンダ・きりん）の実施 ・家庭訪問、育児相談の実施 ・各関係課との連携強化 ・藤井寺保健所との連携強化
	子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	調査予定	調査後に設定	89.0%	89.4%	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・専門病院、療育機関への紹介と連携
	就学前の障害児に対する通所支援の利用数			月平均利用者数 12 人 障害福祉課より	月平均利用者数 98,585 人	—	<ul style="list-style-type: none"> ・地域外向健康教育、相談の実施 ・はびきの子育てネットへの参加
	発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制の有無	調査予定	調査後に設定	実施予定	64.9 % の 市区町村	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修参加の機会の保障 ・保護者向け勉強会の実施 ・ペアレント・サポート事業の推進 ・乳幼児健診の実施
② 妊娠期からの児童虐待防止対策	児童虐待による死亡数	0人	0人	0人 こども課より	—	0人	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時に保健師が全数面接を実施（被虐待歴やDVを受けた有無等の聞き取り）し、必要時支援計画の作成と支援の実施
	子どもを虐待していると思う親の割合	調査予定	調査後に設定	4ヶ月 13.6% 1歳6ヶ月 26.2% 3歳6ヶ月 45.9%	7.9% 19.7% 38.9%	※ 95.0% 85.0% 70.0% ※「体罰や暴言に頼らない子育てをしている親の割合」に変更	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診の実施 ・健診未受診者の全数把握 ・経過観察健診の実施 ・妊産婦への家庭訪問、育児相談の実施 ・妊娠期からの教育（孤立しない支援、揺さぶられ症候群の予防の啓発） ・こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問の連携強化

	指標名	計画作成時 平成 26 年値	5年後 目標	現状値 平成 30 年値	全国の値 平成 28-30 年値	10 年後目標	取り組み事業名等
② 妊娠期からの児童虐待防止対策	乳幼児健診の受診率 (再掲)	4ヶ月 99.0%	100%	97.5%	95.5%	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健連絡協議会(出産医療機関と藤井寺保健所管内4市との調整会議)の開催 ・児童虐待防止の啓発活動(チラシ配布、ポスター掲示、相談窓口の普及) ・虐待リスクアセスメントシート の活用 ・関係機関との連携強化 ・要保護児童対策協議会への参加 ・マイツリー等親支援事業の紹介 ・子育てサロンでの虐待予防の啓発 ・EPDS、赤ちゃんの気持ち指標を活用して相談につなげる ・あそびの教室の開催 ・思春期教室の開催 ・情報共有、組織としての対応マニュアルの作成 ・社会資源の情報提供 ・定期的な事例検討の開催 ・むし歯保有率との関連を重視した対応
	1歳6ヶ月 95.6%	97.0%	97.5%	96.2%	100%		
	3歳6ヶ月 90.6%	94.0%	95.9%	95.2%	100%		
	児童虐待防止法で国民に求められた児童虐待の通告義務を知っている市民の割合	調査予定	調査後に設定	調査方法の検討	52.7%	90.0%	
	乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合	調査予定	調査後に設定	98.7%	97.3%	100%	
対象家庭すべてに対し乳児家庭全戸訪問を実施しているか	実施している	継続	継続	実施している市町村 99.6%	100%		

現状値の数値は、令和元年度健康づくり推進協議会資料、健康はびきの21計画(第2期)後期計画、平成30年度健やか親子21(第2次)指標調査結果、平成30年度妊娠届アンケート結果に基づくものです。



第7章 計画の推進に向けて

1. 市民や地域、関係団体等との協働

本計画を実効性のあるものとして着実に展開していくためには、家庭や地域、学校園、関係団体・事業所等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。そのためにも、市ウェブサイトや広報等の媒体や機会を通じて、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動等と十分に連携を図りつつ計画を推進します。

また、学識経験者や市民、関係団体等で構成される「羽曳野市子ども夢プラン推進委員会（子ども・子育て会議）」を通じて、計画の進捗状況や施策・事業の評価をはじめ、課題整理等を行います。

2. 庁内の推進体制

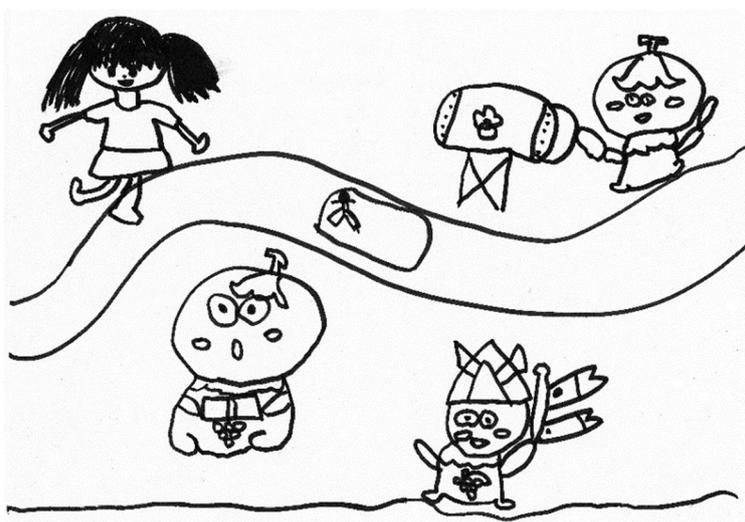
子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたるため、こども課が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

また、施策の進捗においては、羽曳野市子ども夢プラン推進委員会（子ども・子育て会議）での意見を踏まえ、市ウェブサイトや広報等を通じて、施策や事業の実施状況を市民に周知します。

3. 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業等について、毎年進捗管理及び評価を行います。

庁内の推進体制や羽曳野市子ども夢プラン推進委員会（子ども・子育て会議）等において、P D C A サイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。



資料

1. 子育て支援関連事業一覧

事業の塗りつぶしは重点事業に関連のある事業です。

番号	事業名	内容	担当課
基本目標1 生まれてくる喜びを親子で分かち合うことができる環境づくり			
基本施策(1) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援			
1	妊娠届の受理及び母子手帳交付事務事業	母子手帳の交付時、保健師による面接を実施し妊娠・出産におけるリスクアセスメントや妊婦の不安の有無を確認し、フォローの必要性を判断しています。支援が必要な方には電話や家庭訪問等、継続的な支援を行い、妊娠期から子育て期へ切れ目のない支援を実施しています。	健康増進課
2	妊婦健診事業	健診の受診費用にかかる経済的負担の軽減を図り、定期的に健診を受診することを支援しています。	健康増進課
3	妊産婦・乳幼児訪問指導事業	初めての妊娠、出産、育児に不安を抱えている妊産婦に対して早期に助産師や保健師が家庭訪問を行うことで、子どもの養育環境の確認を行い、サービス等の情報提供を行うことで、不安の軽減や産後うつ等の早期発見、虐待予防につなげています。また、乳幼児健診等で家庭訪問が必要と判断された場合にも実施しています。	健康増進課
4	育児等教育・相談事業	妊娠・出産から育児に関する様々な知識の普及と育児等に関する不安の軽減を図っています。また、中学校において、思春期教育を実施し、性に関する正しい知識の普及と命の大切さを伝えています。	健康増進課
5	乳幼児健診事業	疾病の予防や早期発見、早期治療を図るため、保護者に対し成長・栄養・育児に関する保健指導、相談を実施し、乳幼児の健全な育成を進めています。	健康増進課
6	子ども家庭サポーター一連携事業	研修を受け、サポーターとして認定を受けた支援員が子ども家庭サポーターとして養育に関する電話相談を行ったり、赤ちゃん訪問に同行しています。	こども課
7	子育て短期支援事業	保護者の育児疲れ、出張等の理由により、児童養護施設において、短期間の児童の一時預かりを実施しています。	こども課

番号	事業名	内容	担当課
8	市民緑化推進事業	21世紀を担う子どもの誕生を祝うとともに健やかな成長を願い、本市への愛着と公共施設の緑化推進として、誕生記念植樹と集合ネームプレート1基を設置します。	みどり推進室
基本施策(2) 妊娠期から乳幼児期の保健対策の充実			
9	乳幼児栄養指導・食育事業	乳幼児から思春期まで、健やかな成長に欠かせない食事。健診時の栄養相談や講座の開催等を行い、保護者の不安解消や食に関する知識の啓発・普及を行っています。	健康増進課
10	予防接種事業	予防接種によって感染症の予防及び蔓延の防止に努めています。	健康増進課
11	養育医療費助成事業	入院治療を必要とする未熟児を対象に、医療費の自己負担額の一部を助成します。	保険年金課
12	南河内北部広域小児急病診療事業	土曜・日曜・祝日・年末年始の夜間における小児の初期救急医療体制を確保しています。運営は、羽曳野市、藤井寺市、松原市で行っています。	健康増進課
基本施策(3) 子育て期における父親の家事・育児の参画			
13	育児等教育・相談事業【再掲】	妊娠・出産から育児に関する様々な知識の普及と育児等に関する不安の軽減を図っています。また、中学校において、思春期教育を実施し、性に関する正しい知識の普及と命の大切さを伝えています。	健康増進課
基本施策(4) 妊娠期からの虐待予防の取り組み			
14	育児支援家庭訪問事業	新生児家庭を訪問し、保護者が安心して育児ができるよう相談に応じ、また、家庭の状況の把握を行っています。	こども課
15	養育支援訪問事業	児童を見守り、親の家事援助による育児スキルの向上と育児ストレスの軽減により児童虐待の防止に努めています。	こども課
16	利用者支援事業	市役所(こども課)や保健センター(子育て世代包括支援センター)において、子育てについての相談に応じ、また必要な情報(保育所への入園や子育て支援事業等)提供を行っています。	こども課

番号	事業名	内容	担当課
基本施策(5) 地域子育て支援事業の充実			
17	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行っています。また、年齢別に親子教室や親子で楽しめるイベント等を開催しています。	こども課
18	一時預かり事業	私立保育所において、家で保育をしている保護者に対して支援することで、育児疲れ、急病や入院等に伴う心理的・肉体的な負担の解消を図っています。	こども課
19	保育園地域活動事業	公立保育所や認定こども園において、園庭開放や親子教室を実施し、子育てに不安を抱える保護者が相談できる機会を提供し、児童虐待の早期発見、支援につなげています。	こども課
基本目標2 楽しいことがいっぱい幼児期を過ごすことができる環境づくり			
基本施策(1) 質の高い教育・保育の提供			
20	子育て支援保育士事業	私立保育園と通園施設において、園庭開放や親子教室を実施し、子育てに不安を抱える保護者が相談できる機会を提供し、児童虐待の早期発見、支援につなげています。	こども課
21	家庭支援推進保育所事業	公立保育所において、支援の必要な家庭の早期発見のため、保育所入所児童の家庭、また、在宅で子育てをしている家庭を対象に、家庭訪問、出前保育、育児相談等を実施しています。	こども課
22	はびきの E-Kids ! 事業	英語を楽しみながら学ぶとともに、英語力やグローバルな視野の基礎づくりを図るため、公立幼稚園・認定こども園に通う4歳児及び5歳児を対象として、外国人スタッフによる英会話教室を実施しています。	政策推進課
23	保育園リフレッシュ事業	乳幼児の安全性を確保するため、劣化等によって修繕が必要な機器の更新や軽微なバリアフリー化等の施設改善を進めています。	こども課
24	幼保連携型認定こども園整備事業(公立)	質の高い総合的な就学前教育・保育を提供できる環境として、令和4年4月に市内で2つ目の公立認定こども園を設立し、運営の方針やカリキュラム等、園の運営方法について準備・調整を行います。	こども課

番号	事業名	内容	担当課
25	幼保一体化推進事業(公立)	公立幼保連携型認定こども園において、今後共通としていくカリキュラムの作成を通して、幼稚園教諭・保育士の交流を図り、研修機会を充実させ、職員の質の向上に努めていきます。	こども課
基本施策(2) 子どもの遊び場の確保			
26	公園管理事務事業	児童が安心して快適に利用できるように、安全点検等を実施しています。	道路公園課
27	水と緑のキッズパーク事業	健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場の1コースを活用し、夏場に芝生と水辺の遊び場を無料開放することにより、子どもたちが想像力で工夫して遊びをつくり出し、その遊びの中から事故回避能力や判断力を育むことのできる場を提供します。	スポーツ振興課
基本施策(3) 利用者の視点に立った子育て支援事業の充実			
28	通常保育事業	公立・民間の保育所、認定こども園において、待機児童ゼロを目指して安定した保育を提供しています。	こども課
29	延長保育事業	保育認定を受けた時間に加えて保育が必要となった場合に対応しています。	こども課
30	病児保育事業	病気回復期の児童を対象に、家庭で療育が困難な場合、一時的に保育を行います。また、公立・民間の保育所、認定こども園に通園する児童が通園中に体調不良となった場合、保護者の就労状況によりすぐに迎えに来られない場合は、保育施設で引き続き保育を行います。	こども課
31	ファミリー・サポート・センター運営事務事業	子育てを援助してほしい人(依頼会員)と子育ての援助をしたい人(協力会員)の相互援助活動を行います。	こども課
32	パンダ・きりん教室開催事業	発達過程に弱さや遅れが見られる子どもとその保護者に対して支援を行い、幼児の心身の健全な発達を促し、保護者の育児力の向上や育児不安の軽減につなげています。	健康増進課
33	はびきの子育てネット運用事務事業	市内の公式子育て応援サイトとして、子育てに関する情報の発信、地域の子育て支援を進めています。	こども課

番号	事業名	内容	担当課
基本目標3 のびのび育ち、楽しく学べる学童期を過ごすことができる環境づくり			
基本施策(1) 生きる力の育成			
34	教育改革審議会運営事務事業	子育て及び教育行政の新たな課題等の重要事項について調査・審議を行います。	学校教育課
35	学力向上推進委員会運営事業	市内の学力向上のため、年間4回程度の開催をしています。中学校単位で「生きる力」として学力向上に向けた取り組みを行っています。	学校教育課
36	少人数指導と基礎学力の向上に向けた取り組み推進事業	学校において、少人数指導を実施し、子どもたちが学ぶことの喜びや理解することの達成感を体験し楽しく学ぶことができるよう、環境を整えます。	学校教育課
37	クラブ活動助成事業	クラブ活動を通じて自尊感情や自己肯定感を育成するため、児童・生徒の心身両面での健全育成と、学年学級の枠を超えて同じ目標に向かって努力する力を育成しています。	学校教育課
基本施策(2) 魅力ある学校教育の推進			
38	ほっとスクール支援員事業	学力向上、支援教育の充実、いじめの防止等今日的な教育課題の解決のため、大学生等の支援員を小学校に派遣します。支援員は、学習指導の補助や特別な支援が必要とする児童・生徒への介助及び支援等を行います。	学校教育課
39	子ども読書活動推進事業	「羽曳野市子ども読書活動推進計画(第2次)」に基づき、子どもが読書に親しむ機会の提供とそのための環境づくりをはじめ、子どもの読書活動への理解と関心を深めるため、広報啓発活動を行います。	図書館課
40	小学校給食提供事業	安全で充実した給食を実施し、各学校では栄養教諭を中心に、児童や保護者への食育事業に取り組んでいます。	教育総務課
41	幼保中一貫教育推進事業	子ども一人ひとりの「生きる力」を育成するため、保幼小中一貫教育を推進します。また、横断的な教育カリキュラムを作成し、校種間の段差等を解消します。	学校教育課
42	小規模校における外国語活動合同開催事業	小規模校では取り組みが難しい、グループでの外国語を使ったコミュニケーション活動を実施します。	学校教育課

番号	事業名	内容	担当課
43	学校いじめ問題対策 審議会運営事務事業	いじめ防止等の有効な対策を検討するなど、専門的知見からの審議を行います。	学校教育課
44	ALTを活用した外国語教育推進事業	児童・生徒の言語や発音の向上、英語によるコミュニケーションの能力の育成と国際理解を深めるため、外国の文化や行事、生活習慣、歴史等に関する活動を行います。	学校教育課
45	人権教育推進事業	子どもたちの人権が尊重される学校園づくりを行うため、各小・中学校における人権に関する校内研修を充実させます。	学校教育課
46	携帯電話の利用制限	大阪府のガイドラインを精査し、全児童・生徒の校内への持ち込みの可否・学校での管理・保管方法、ルールの徹底等の課題を踏まえて効果的な携帯電話の利用方法を考えています。	学校教育課
47	総合教育会議関連事務事業	首長と教育委員会の間で十分な意思疎通が図られ、教育課題にともに取り組めるよう、重点的に講ずべき施策等の協議・調整を行います。	政策推進課
48	教育相談事業	専門的知識を有する者を専門員として設置し、保護者や教員に対してカウンセリング等を実施します。	学校教育課
49	環境教育推進事業	多くの学校で実施している学校区のボランティア清掃等、総合学習の時間等を利用して、市の環境に向けた取り組みを学び、家庭・地域等の環境意識の向上に努めています。	学校教育課
基本施策(3) 信頼される学校づくり			
50	教職員研修事務事業	学習指導要領実施も踏まえ、教職員のスキルの向上のため、大学の先生をはじめ、専門知識のある方に研修を実施してもらい、授業改善に取り組みます。	学校教育課
51	教育指導専門員事業	授業力向上、子どもとの関係づくりや生徒指導等、教育の資質向上に関する研修を実施します。また、教育指導専門員を配置し、初任者研修の指導助言を補助的に実施します。	学校教育課
52	教職員の英語サポート事業	小学校・義務教育学校における英語教科化に向け、英語教育指導専門員を派遣し、教職員に対して指導・助言等を行います。	学校教育課

番号	事業名	内容	担当課
基本施策(4) 情報教育の充実			
53	学校ICT環境整備事業	児童・生徒のICT活用能力を高めるため、ICT教育環境の充実を図ります。	教育総務課
54	情報リテラシー教育	情報リテラシーや情報モラルに関する広い見識と判断能力、確かな倫理観の習得に向け、子どもたちに情報教育を進めます。	学校教育課
基本施策(5) 放課後活動への支援			
55	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	就労や疾病等により保護者が放課後家庭にいない児童に対して放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を開催しています。児童の安全を守り、遊びや異年齢との集団生活を通して、健康で自主性や社会性を備えた児童の健全育成を目的に実施しています。	社会教育課
56	留守家庭児童会学習支援事業	自発的な学習習慣を定着させることを目的として、放課後児童クラブの各教室において、市の職員が週一回程度、学校の宿題のチェックや質問への対応等、児童への学習支援を行っています。	政策推進課
57	放課後子ども教室事業	市内 13 小学校 1 義務教育学区で、放課後等に学校の施設を利用してスポーツ、文化活動、様々な遊びや地域ボランティアとの交流等を実施しています。	社会教育課
基本施策(6) 子どもの活動機会の充実			
58	各種教室等開催(青少年センター)事業	主に小学生以上の児童・生徒を対象に、土曜・日曜日、また、下校時間が早い水曜日の午後に、伝統文化や芸術の定期教室等を開催しています。	社会教育課
59	白鳥児童館運営事務事業	子育て親子の交流の場の提供や子育て相談等の子育て支援事業を実施しています。また、小学生を対象とした遊び場の提供等、工作や体験型教室も開催しています。	社会教育課
60	青少年児童センター運営事務事業	青少年の放課後や土曜、夏休み期間等に、安心安全な居場所づくりを実施しています。また、親子のふれあいの場として体操教室も実施しています。	社会教育課
61	ふれあい広場関連事務事業	グレープヒルススポーツ公園野外活動広場を利用して青少年の体験活動の充実を図り、また、夏休みには親子サマーイベントを開催しています。	社会教育課

番号	事業名	内容	担当課
62	はびきの夏スタ！ 事業	各小学校高学年を対象に、夏休み期間中の各小学校において、自学自習とレクリエーションの機会を提供しています。	政策推進課
基本目標4 希望に満ちた思春期を過ごすことができる環境づくり			
基本施策(1) 一人ひとりの思考力・判断力・表現力の育成			
63	はびきの中学生 study-O事業	中学生を対象に、学習の習慣づけや学力の向上を目的として、市役所内の会議室等において自学自習の場を提供し、市職員及びサポートスタッフが一人ひとりの習熟度に応じた助言や個別指導を行っています。	政策推進課
64	小・中学生スポーツ クラブ活動事業	市職員が小・中学校のクラブ活動にない女子サッカーや硬式テニスを指導し、運動の機会と場所を提供することで、児童・生徒の健康づくり・居場所づくりの促進を図っています。	政策推進課
基本施策(2) 豊かな心を育む教育の育成			
65	育児等教育・相談 事業【再掲】	妊娠・出産から育児に関する様々な知識の普及と育児等に関する不安の軽減を図っています。また、中学校において、思春期教育を実施し、性に関する正しい知識の普及と命の大切さを伝えています。	健康増進課
基本施策(3) 心と身体の健康づくりの支援			
66	中学校給食提供 事業	弁当を持参できない生徒に栄養バランスを考えた給食を提供しています。予約システムにより「選択制」の給食を実施しています。	教育総務課
67	不登校児童生徒 適応指導事業	不登校児童・生徒の学校復帰を目指し、小集団活動(学習支援・料理・スポーツ・野外活動等)を通じて集団への適応力を育成します。	学校教育課
基本施策(4) 相談体制の充実			
68	スクールカウンセラ ー配置事業	臨床心理の専門家や経験を有するカウンセラーを各中学校・義務教育学校に配置して相談体制を整え、また、教職員へのコンサルテーションにより、いじめや不登校等の未然防止・早期対応に取り組んでいます。	学校教育課

番号	事業名	内容	担当課
基本目標5 未来に向けての青年期を過ごすことができる環境づくり			
基本施策(1) 就労への支援			
69	地域就労支援事業	地域就労支援センターにコーディネーターを配置し、就労支援を行っています。また、地域就労支援障害者雇用相談として出張相談を実施しています。	産業振興課
70	進学準備給付金事業	生活保護世帯の子どもへの大学等への進学を支援するため、その費用の一部(一時金)を支給しています。	生活福祉課
基本施策(2) 体験活動の推進			
71	ボランティアセンター事業	夏休みのボランティア体験プログラムとして、施設や各団体が行うサマーキャンプや夏祭りといったイベント等に参加できるプログラムを用意しています。	社会福祉協議会
基本施策(3) 困難を有する若者への支援			
72	児童養護施設退所児童進学応援事業	ダルビッシュ有子ども福祉基金を活用し、児童養護施設退所児童の社会的自立を支援しています。	こども課
基本目標6 一人ひとりの子どもの育ちを守る環境づくり			
基本施策(1) 発達に不安のある家庭への支援			
73	ペアレント・サポート事業	支援が必要な子どもや保護者に対して、ペアレントメンター事業、ペアレントプログラム事業やペアレントトレーニング事業を行います。	障害福祉課 健康増進課 こども課
74	日中一時支援事業	障害者・児の日中における活動の場の確保及び親の就労支援や家族の一時的な休息等を支援します。	障害福祉課
75	障害・難病等の療育システム推進事業	医療機関や転入前市から依頼のあった乳幼児や、各乳幼児健診で「難病・小児慢性特定疾患」のある子どもで、療育の必要がある場合、藤井寺保健所と連携を図りながら療育相談や訪問を実施しています。	健康増進課
76	障害児通所支援等給付事業	養育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導や知識・技能の提供、集団生活への適応訓練等を行います。児童発達支援や放課後等デイサービス等を行う事業所への通所を支援し、児童の適切な発育を援助します。	障害福祉課
77	障害者虐待対応事業	養育者・施設従事者・事業者等による虐待から障害者を守るため、早期発見・早期対応を行うとともに、未然に防ぐために積極的なアプローチを行います。緊急一時保護に対応するため、施設の一角を近隣4市で確保しています。	障害福祉課

番号	事業名	内容	担当課
78	肢体不自由児療育支援事業	西浦小学校、峰塚中学校をセンター校として位置づけ、介助や医療的ケアが必要な児童・生徒も安心して地域の学校で学ぶことができるように、介助員と看護師を配置するほか、機能訓練士も派遣しています。	学校教育課
79	南河内圏域障害児(者)歯科診療事業	地域の歯科診療所において診療が困難な障害児(者)に対して、南河内圏域で歯科検診を実施しています。	健康増進課
80	発達に障害のある児童の居場所づくり事業	支援が必要な児童やその保護者が悩みを抱えて孤立や虐待に繋がらないよう、民間施設に委託し、児童や保護者が気軽に相談できる居場所を提供しています。	社会教育課
81	障害者相談支援事業	障害者や障害児の保護者等からの相談に応じ、必要な支援情報の提供や必要な援助を行います。	障害福祉課
82	家庭児童相談事業	安心して産み育てられるように、子どもの成長や育児等について、相談を行います。	こども課
83	特別支援教育推進事業	小・中学校に支援教育支援員を配置し、特別な支援が必要な児童・生徒に対して、生活支援、行動支援、学習支援等を行います。	学校教育課
84	障害者雇用フォーラム開催事業	事業所に対して、障害者雇用に関するノウハウや雇用上の工夫等の情報提供を行っています。	産業振興課
85	福祉手当給付事業	重度の障害者や障害児に対して手当の支給を行います。	障害福祉課
86	特別児童扶養手当給付事務事業	政令で規定する障害の状態にある20歳未満の児童を監護または養育者に給付を行います。	こども課
87	重度障害者医療費助成事業	身体障害者手帳1・2級を保持されている方、重度の知的障害者等を対象に、医療費の自己負担額の一部を助成します。	保険年金課
基本施策(2) 子育て世帯への生活支援			
88	児童手当給付事務事業	児童の健やかな成長と家庭等における生活の安定のため、中学校修了前の児童を対象に、「児童手当」を支給しています。	こども課
89	子ども医療費助成事業	0歳児から中学3年生までを対象に、医療費の自己負担額の一部を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図っています。	保険年金課

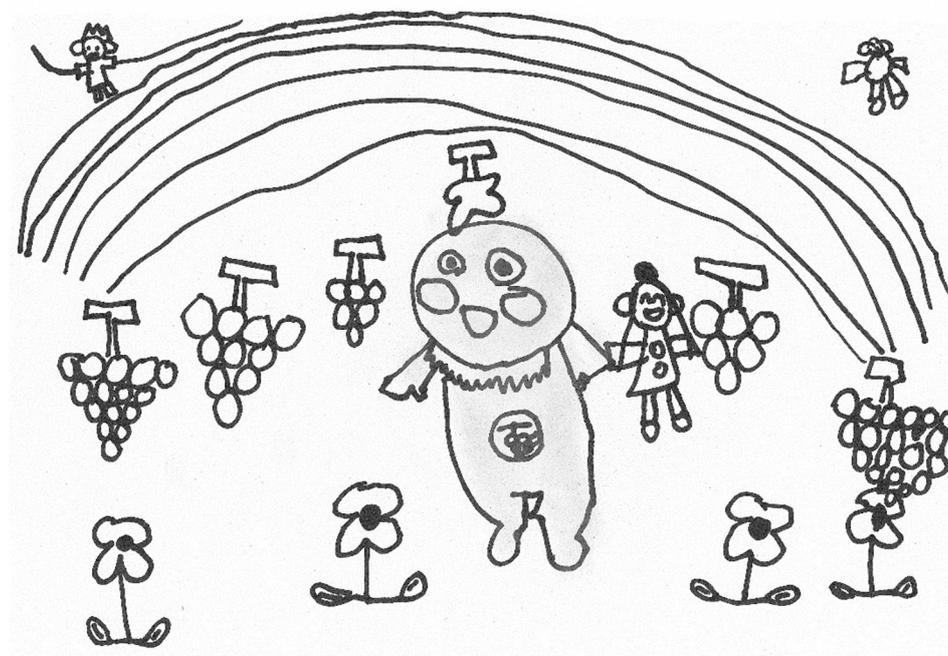
番号	事業名	内容	担当課
基本目標7 支援が必要な家庭を支える環境づくり			
基本施策(1) 児童虐待防止対策の充実			
90	要保護児童対策地域協議会事業	虐待の恐れのある家庭に対して子どもを守る地域ネットワークであり、子ども家庭センターや警察、保育所、保健所、法務局等の関係機関が連携しながら、個別ケース検討会議等を開催し、情報共有を図っています。	こども課
91	虐待防止のための啓発活動推進事業	11月にオレンジリボンキャンペーンとして児童虐待防止の活動のチラシ等を配布し、啓発活動を行っています。	こども課
基本施策(2) 多様な家庭への支援			
92	ひとり親家庭等に対する相談体制事業	ひとり親家庭等に対し、今後の生活や制度について相談を受け、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりができるようサポートします。	こども課
93	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の児童を監護している母親・父親または両親に代わって養育している人や、政令で定める程度の障害の状態にある児童を監護している母親・父親に対し、所得に応じた手当(月額)を支給します。	こども課
94	ひとり親家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭の母親・父親が、安定した雇用・収入を得られるよう、自立のための資格取得や教育訓練への給付金事業(高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等)を実施します。	こども課
95	ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の母親・父親及びひとり親家庭の児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して民間事業者等が実施する対策講座を受講した場合、受講修了時に受講修了時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合格時に合格時給付金の支給を行います。	こども課
96	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の母親・父親・寡婦の方(配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方)の経済的自立を図るために必要な資金(お子さんの進学、親自身の技能習得や転宅等)の貸付を行います。	こども課

番号	事業名	内容	担当課
97	ひとり親家庭等への就労支援事業	ひとり親家庭の方の個々の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや大阪府等と緊密に連携しつつ、きめ細かな支援等を行います。	こども課
98	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭に対して、医療費の自己負担額の一部を助成しています。	保険年金課
99	助産施設入所事務事業	経済的に困窮している妊婦が安心して出産できるように、助産施設において出産する費用の補助を行っています。	こども課
100	就学援助等事務事業	経済的理由によって、就学が困難となっている児童・生徒が義務教育を円滑に受けられるように学用品費等必要な費用の一部を助成します。	学校教育課
101	自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援窓口を設置し、相談支援や就労支援を実施しています。	福祉総務課
102	生活保護事務事業	生活困窮家庭に、その困窮程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障しています。	生活福祉課
103	ダルビッシュ有子ども福祉基金管理運用事務事業	ダルビッシュ有選手からの寄付金を積み立て、子どもの福祉に役立つ事業に活用しています。 (例) ・市内児童養護施設の子どもたちをぶどう狩りへ招待 ・中央図書館にダルビッシュ有文庫の開設 等	こども課
104	進路選択支援事業	家庭状況及び相談内容に応じて適切な奨学金の活用や手続きについて案内を行います。	学校教育課
105	多文化共生事業	本市に在住する外国人が住みやすく、また海外からの来訪者が過ごしやすくなるように、大阪府国際交流財団をはじめとする各種団体等からの生活支援等にかかる活動等について情報提供を行い、ボランティア団体が実施している教室やイベント開催について支援しています。	市民協働ふれあい課
106	帰国・外国人児童生徒適応支援事業	渡日間もない児童・生徒が生活するための必要な日本語の習得及び周りの児童・生徒や教員とコミュニケーションをとるための通訳等の支援を実施します。	学校教育課
基本施策(3) 子どもの権利擁護			
107	人権擁護委員協議会事務事業	法務大臣から委嘱された民間ボランティアである人権擁護委員が人権相談所の開設をはじめ、市内小・中学校への啓発活動を実施しています。	人権推進課

番号	事業名	内容	担当課
基本目標8 地域で子育てを支える環境づくり			
基本施策(1) 仕事と家庭(子育て)の両立支援			
108	中小企業労働環境向上塾事業	労働トラブルの未然防止を図るため、労働法の基礎知識等を周知・啓発する講座を実施しています。	産業振興課
109	男女共同参画啓発活動推進事業	家事、育児等、家庭における役割や責任を男女がともに担い、支え合っていくための意識づくりを目的に啓発を行い、市民に対して、ワーク・ライフ・バランスの考え方や必要性、その効果等について、積極的に情報提供を行っています。	人権推進課
110	子どもの居場所づくり事業	生活困窮家庭等の子どもを対象に、子どもの居場所づくりとして、生活支援、学習支援に取り組んでいる地域団体に財政支援を行うとともに、ネットワークづくりを進めています。	こども課
基本施策(2) 地域で親子の育ちを支える環境づくり			
111	総合学習推進事業	地域の人材を活用し、教科との関連を図りながら地域の歴史や文化を学ぶことで、身近な地域の知らないことを知ることができるよう、子どもたちの生涯学習の機会として実施しています。	学校教育課
112	学校協議会設置事業	学校の改善を図るため、各学校に学校協議会を設置し、保護者や地域の意向を把握して学校運営を進めています。	学校教育課
113	家庭教育支援事業	保護者同士や地域の人と一緒に親と子の関係や子育ての楽しさについて学習機会を提供し、また情報提供を行うなど「交流と気づきの場」として「親学習講座」等を実施しています。	社会教育課
基本施策(3) 地域住民との交流活動の支援			
114	青少年健全育成関連団体支援事業	地域ぐるみで青少年健全育成のための諸活動に取り組んでいる団体に助成金を交付し、活動への支援を行います。	社会教育課
115	私たちのまちの学校園育み事業	地域や保護者と連携して教育講演会や体験活動、清掃活動等、地域で幅広い活動を行い、協働関係をもって学校園及び園児・児童・生徒を育みます。	学校教育課
116	市民フェスティバル開催事業	次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、愛と夢があふれるイベントを実施しています。	市民協働ふれあい課

番号	事業名	内容	担当課
117	学校支援地域本部事業	各校区に地域コーディネーターを配置し、学校の運営や教育活動において地域住民による支援活動(学習支援・環境整備・登下校の見守り等)を実施しています。	社会教育課
118	市民プール整備事業	市の中央部に位置する中央スポーツ公園内に、子どもたちのリクリエーションの場だけでなく、学校のプール授業での活用や、高齢者等も含めた市民の健康増進の場ともなる屋内温水型の市民プールを新たに整備します。	スポーツ振興課
基本施策(4) 子どもの安全を守る取り組み			
119	学校施設の耐震化事業	令和3年度末までに各小・中学校の非構造部材耐震化事業を完了させ、学校の耐震化を進めています。	教育総務課
120	学校安全対策事業	校内、学生生活及び登下校時における不審者等からの安全確保を図るため、正門付近に安全管理員を配置して安全の対策に取り組んでいます。また、新入学児童全員に防犯ブザーを配布しています。	教育総務課
121	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	各学校を定期的に巡回し、警備のポイントや改善すべき点等の指導と評価やスクールガードに対する指導等を行います。	学校教育課
122	安全・安心マップ作成事業	通学路の安全点検等、地域と連携しながら安全・安心マップを作成し、子どもたちの安全の確保に努めています。	学校教育課
123	第2種交通安全施設整備事業	子どもたちの安全を図るため、市民からの要望や危険箇所の調査に基づいて道路の照明灯、標識、警戒標示等を整備しています。	道路公園課
124	子どもの安全確保事業	地域ぐるみで子どもの安全を見守る環境づくりのため、「みまもってるよ。こども 110 番」のプレートを配布しています。	社会教育課
125	子どもの交通事故ゼロ運動事業	毎年、春と秋に市内の小学校・幼稚園・こども園において、登校・登園中の児童たちに交通ルールを守る指導や啓発グッズを配布し、自らの身を守る意識づけを実施しています。	道路公園課
126	防犯灯事業	暗がりの少ない安全なまちづくりのため、自治会等が防犯灯を新設する際に費用の一部を助成しています。	災害対策課

番号	事業名	内容	担当課
127	新型インフルエンザ等対策事業	新型インフルエンザ等感染症の発生時、市民の命を守り社会機能に深刻な影響を最小限にとどめるため、業務継続計画・マニュアル作成を行い、対策の検討を行います。	健康増進課
128	青色回転灯防犯パトロール事業	児童の登下校時間に合わせ、市内小学校の通学路等を中心に防犯パトロール活動を行っています。	人事課
129	防災講座・防災研修開催事業	災害発生時に的確な判断や行動がとれるように小学生を対象に「こども防災教室」(関西大学の学生による出前講座)を実施しています。	防災企画課
130	災害用物資備蓄事業	災害発生時に備えて、計画的に食糧や資機材等を備蓄します。	災害対策課



2. 羽曳野市こども夢プラン推進委員会規則

(制定 平 25.3.29 規則 17)

改正 平 27.3.20 規則 7

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号)第 3 条の規定に基づき、羽曳野市こども夢プラン推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

[執行機関の附属機関に関する条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号)第 3 条]

(職務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、執行機関の附属機関に関する条例別表に掲げる当該担任する事務について調査及び審議をし、意見を述べるものとする。

[執行機関の附属機関に関する条例別表]

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、福祉又は医療に関する団体の代表者
- (3) 教育に関する団体の代表者
- (4) 市民の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前 5 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認める場合には、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員等は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 5 前条の規定にかかわらず、委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(報酬等)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号)の定めるところによる。

[特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号)]

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、市長公室こども未来室こども課において行う。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 27.3.20 規則 7)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

3. 羽曳野市こども夢プラン推進委員会委員名簿

(敬称略)

氏名		現職等
委員長	戸田 有一	国立大学法人大阪教育大学教育学部教授
副委員長	田辺 昌吾	学校法人四天王寺学園四天王寺大学教育学部准教授
委員	加藤 治人	医師会代表
委員	石川 緑	主任児童委員
委員	西野 成美	公立保育園園長会代表 H30. 8. 6～R1. 5. 31
委員	大西 磨里	公立保育園園長会代表 R1. 6. 1～
委員	齋藤 和正	民間保育園園長会代表
委員	風呂谷 幸蔵	埴生校区福祉委員会代表
委員	岡村 正毅	校長会代表 H30. 8. 6～R1. 5. 31
委員	上角 隆亮	校長会代表 R1. 6. 1～
委員	天見 邦子	公立園長会代表
委員	田中 昌之	白鳩羽曳野幼稚園園長
委員	内本 令子	羽曳野市青少年指導員連絡協議会代表
委員	木須井 愛	羽曳野市PTA連絡協議会代表 H30. 8. 6～R1. 5. 31
委員	伊津井 真由美	羽曳野市PTA連絡協議会代表 R1. 6. 1～
委員	久保 英美	羽曳野市こども会育成連絡協議会代表 H30. 8. 6～R1. 5. 31
委員	林 直子	羽曳野市こども会育成連絡協議会代表 R1. 6. 1～
委員	塚本 照美	羽曳野市更生保護女性会代表 H30. 8. 6～R1. 5. 31
委員	麻野 英子	羽曳野市更生保護女性会代表 R1. 6. 1～
委員	木村 眞知子	羽曳野市婦人団体協議会代表 H30. 8. 6～R1. 5. 31
委員	近藤 敬子	羽曳野市婦人団体協議会代表 R1. 6. 1～
委員	上間 慶子	商工会代表
委員	今川 大成	羽曳野青年会議所代表 H30. 8. 6～R1. 5. 31
委員	畑中 貴裕	羽曳野青年会議所代表 R1. 6. 1～
委員	橋本 敦子	市民公募
委員	小川 衛子	大阪府富田林子ども家庭センター H30. 8. 6～R1. 3. 31
委員	藤岡 香	大阪府富田林子ども家庭センター R1. 6. 1～

4. 羽曳野市こども夢プラン推進委員会開催経過

年月日	議事内容
平成 30 年 11 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ●羽曳野市こども夢プラン推進委員会について ●子ども・子育て支援法について ●子育て支援施策の現状について(人口等) ●子ども・子育て支援事業計画に伴うニーズ調査について
平成 30 年 12 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援に関するアンケート調査(案)について ●現行計画の進捗状況について
平成 31 年 3 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育てアンケート結果について ●団体意向調査の結果について
令和元年 6 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ●基本指針の改正について ●現行計画の振り返りについて ●基本理念・基本目標について ●就学前の教育・保育の量の見込みについて ●市民ニーズ調査における個別意見の概要について
令和元年 8 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ●はびきのこども夢プラン(骨子案)について ●ニーズ量(就学前教育・保育及び子ども・子育て支援事業)について ●はびきのこども夢プラン「講演会」について
令和元年 11 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ●はびきのこども夢プラン諮問について ●はびきのこども夢プラン【素案】について ●はびきのこども夢プラン講演会の報告について
令和 2 年 2 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントでの意見と回答について ●はびきのこども夢プラン(案)について ●答申案について

5. 諮問書

羽市こ第 3406号
令和元年11月13日

羽曳野市こども夢プラン推進委員会
委員長 戸田 有 一 様

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

諮 問 書

「子ども・子育て支援法」第61条、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づき、はびきのこども夢プラン(羽曳野市子ども・子育て支援事業計画、羽曳野市次世代育成支援行動計画、羽曳野市母子保健計画)の策定に際して、貴委員会に意見を求めます。

6. 答申書

答申書

羽曳野市長 北川 嗣 雄 様

羽曳野市こども夢プラン推進委員会
委員長 戸田 有 一

「羽曳野市子ども・子育て支援事業計画(第2期)、羽曳野市次世代育成支援行動計画(後期)、
羽曳野市母子保健計画(後期)」(はびきのこども夢プラン)の策定について(答申)

令和元年 11 月 13 日付け羽市こ第3406号をもって当委員会に諮問のあった標記の件について、審議検討を行ってまいりました。

この度、審議結果を取りまとめましたので、これを答申します。

本答申は、これまで進めてきた計画の基本理念である「ひとりじゃないよ！いっしょに育とう～子どもたちが輝き、未来への夢と安心をはぐくむまち、はびきの～」を継承し、子育て家庭に加えて、学校、地域、事業者等が子どもの育ちを支え、子どもの育ちを通して大人も一緒に成長することができるまちづくりを推進し、子どもの笑顔が絶えないまちを目指すものとなっています。

当委員会における答申や意見をはじめ、パブリックコメントに寄せられた市民の意見を十分参考にしつつ、計画に基づいて事業を推進されることを希望し、下記の意見を具申します。

記

- (1) 子どもの視点にそった行政施策を展開し、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援をより一層充実させること。また、子どもの育成環境に配慮し、子ども一人ひとりが適切な環境のもとで健やかに、また、安全に成長することができるよう、社会の動きに合わせて柔軟に事業を推進すること。
- (2) 児童虐待が社会問題となる中で、どのような環境においても子どもの生命と人権が守られるよう、子どもや家庭の状況を把握できる体制の充実を図るとともに、保健・福祉・教育・保育等の関係機関が十分に連携しながら取り組んでいくこと。
- (3) 少子化や国際化が進むわが国では、外国人や様々な文化等への理解が求められる時代が訪れている。言語や文化等の違いによる不利益を被ることのないよう、関係各課や諸機関が十分に連携をしながら取り組んでいくこと。

- (4) 激しく変化する社会にあっても、次世代の人々が、一人ひとりの人生を大事にして共に生きていけるように、時代を先取りした教育を提供できるように研究を重ね、愛着がもてるまちづくりに努めること。
- (5) 近隣市町村との連携・交流の機会を創出し、互いの取組について研鑽を積むことで、羽曳野市とその近隣市町村の子育て環境が向上することを期待する。
- (6) 計画の推進にあたって、庁内はもとより、学校や市民、事業者等にも本計画の理念を周知し、理念を共有したうえで事業を実施することを期待する。
また、当委員会等を通じて毎年度計画の進捗や評価を行い、適宜計画の修正を行うなど、計画の推進時でも市民の意見を踏まえ、市民が参画できるように配慮すること。
- (7) 市民の意見については、具体的には、パブリックコメントや本委員会で多数のご意見が出された「中学校給食」「市民プール整備事業」「放課後児童健全育成事業」等について、引き続き、最適なあり方について検討していくこと。

以上

7. 計画素案に対するパブリックコメントでの市民意見

(1)パブリックコメント実施要領

【目的】

就学前の教育・保育や地域の子ども・子育て支援事業の円滑な実施に関する計画として「はびきのこども夢プラン」を策定するにあたり、こども夢プラン推進委員会において審議し、取りまとめた計画素案に対して幅広く市民の皆様からのご意見や提言をいただき、その内容を計画に反映するために実施しました。

【募集期間】

令和元年 12 月 2 日（月）～27 日（金）午後 5 時まで

【閲覧場所】

市ウェブサイト・市役所こども課・羽曳野市支所・市立図書館

【有効意見数】

76 件（メール9件・FAX7件・持参1件）

(2)パブリックコメントでの主な意見内容

◎教育・保育、地域子育て支援事業について

- ・病児保育の仕組みを検討してほしい。
- ・公立の幼稚園や保育所の統合によるリスク等を検証し、子どもや保護者にやさしいこども園にしてほしい。
- ・希望する保育施設に入園できるようにしてほしい。
- ・すべての公立幼稚園で3歳児の受け入れと、もっと地域に根差した幼児教育を実施してほしい。

◎放課後児童健全育成事業(学童保育)について

- ・利用者数は年々増加している状況のため、指導員の確保や身分保障をお願いしたい。
- ・多様化している子どもの過ごし方への対応をお願いしたい。
- ・民間学童への助成、または、市の認可施設にしてほしい。
- ・土曜日を通年開設してほしい。

◎重点施策(事業)について

- ・はびきの中学生 study-O 事業の開催回数や場所を増やしてほしい。
- ・若い世代が住みたいと思うように、市の事業にしっかり取り組んでほしい。

◎子どもの遊び場や居場所について

- ・屋内や屋外で子どもが自由に遊べる場所を確保してほしい。
- ・子どもの体力不足等の課題を解決するため、魅力ある公園をつくってほしい。

◎支援が必要な家庭(子ども)への支援について

- ・こども園に移行しても、支援が必要な子どもの居場所をなくさないでほしい。
- ・外国につながるのある家庭や子どもが安心して生活できる環境をつくってほしい。

◎その他

- ・新しい給食センターは、中学校全員給食を入れた計画にしてほしい。
- ・市民事業プール整備事業は、小学校・中学校のプール事業と連携した形で将来の計画を立ててほしい。
- ・10代の喫煙率や飲酒率を下げるため、子どもの居場所づくり等、予防的な対策に取り組んでほしい。

はびきのこども夢プラン

発行年月：令和2年3月発行

発行：羽曳野市

編集：羽曳野市 市長公室 こども未来室 こども課

〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号

TEL：072-958-1111（代表） FAX：072-956-0730
